

令和7年度 第2回四街道市ごみ処理対策委員会 会議次第

日時：令和7年8月19日（火） 14時から
場所：四街道市保健センター 3階 第2会議室

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 委員紹介
4. 会長・副会長選出
5. 議事
 - (1) 四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）について
 - (2) 基本方針・基本理念について
 - (3) その他
6. 閉会

四街道市一般廃棄物処理基本計画
(計画案)

令和8年4月

目次

第1章 一般廃棄物処理基本計画について	1
1.1 計画策定の趣旨.....	1
1.2 計画の位置付け.....	2
1.3 計画の対象区域.....	3
1.4 計画の期間.....	3
1.5 計画の適用範囲.....	4
1.6 計画の推進体制.....	5
1.7 計画の見直し.....	5
第2章 四街道市の概況	6
2.1 位置と地勢.....	6
2.2 気候.....	7
2.3 人口.....	8
2.4 産業.....	12
2.5 土地利用.....	13
第3章 ごみ処理基本計画	14
3.1 ごみ処理の現状.....	14
（1）ごみ処理の流れ.....	14
（2）ごみ排出量等の状況.....	19
（3）処理及び最終処分の現状.....	24
（4）資源化量及びリサイクル率.....	26
（5）ごみ質の状況.....	27
（6）ごみ処理経費.....	28
（7）他市町村との比較.....	30
（8）前計画の評価.....	33
（9）現状と課題.....	45
3.2 計画の基本的枠組み.....	50
（1）基本理念・基本方針.....	50
（2）目標.....	52
（3）計画実現への取組.....	53
（4）ごみ処理体制の計画.....	60

第4章 食品ロス削減推進計画	61
4.1 食品ロスを取り巻く情勢.....	61
4.2 計画策定の趣旨.....	62
4.3 前計画の評価	63
4.4 食品ロス実態調査.....	65
4.5 食品ロス削減推進計画.....	68

第5章 生活排水処理基本計画	75
5.1 生活排水処理の現状.....	75
(1) 生活排水処理フロー.....	75
(2) 生活排水処理等の状況.....	76
(3) 生活排水処理対策の状況.....	78
(4) 処理施設整備状況.....	79
(5) し尿処理経費状況.....	81
(6) 前計画の評価.....	82
(7) 生活排水処理の課題.....	90
5.2 生活排水処理基本計画.....	92
(1) 基本理念・基本方針.....	92
(2) 目標	93
(3) 計画実現への取組.....	93

資料編

資料1 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例.....	資-1
資料2 関連計画	資-7
資料3 計画人口	資-10
資料4 ごみ排出量の予測方法.....	資-12
資料5 ごみ排出量の予測結果.....	資-13
資料6 水質汚濁状況.....	資-20
資料7 生活排水処理の現状及び予測.....	資-26
用語集	資-30

第1章 一般廃棄物処理基本計画について

1.1 計画策定の趣旨

四街道市（以下、「本市」という。）においては、令和3年9月に中間見直しを実施した「四街道市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」という。）に基づき、ごみ処理では「循環型社会形成推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ ～捨てる、でも減らす ごみ10%削減に挑戦～」、生活排水では「水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ ～生活排水処理率100%に挑戦～」をそれぞれ掲げ、ごみの減量・資源化に取り組むとともに、適正な生活排水処理を推進してきました。

その結果、1人1日当たり排出量、1人1日当たり家庭系ごみ排出量、最終処分率に関する目標は達成できており、市民のごみ減量への意識は高まったと言える一方で、リサイクル率や1人1日当たり食品ロス発生量の目標は達成できていない状況にあります。

また、生活排水処理に関する目標は、いずれの処理形態別人口においても達成できており、前計画で見込んだ生活排水処理率を上回っていることから適正な処理ができてきている状況にあります。

循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しています。国においては、平成12年度に、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定されました。その後も、循環型社会形成のための法改正が継続的に行われており、前計画の計画期間である令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。このような法整備に伴い、事業者の責務がより強く求められています。（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第3条）

さらに、令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、私たちが直面する環境・経済・社会それぞれの課題を解決しながら新たな市場をつくり、私たちの暮らしを改善することで、現在及び将来の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツールとしています。

このような社会的背景の変化への対応を盛り込むことと、前計画が令和7年度で計画目標年度を迎えること、また、前計画の成果及び課題を踏まえ新たな目標を設定し、施策を推進していく必要があることから、この度、令和8年度を初年度とする「四街道市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項に基づいて策定するもので、本市の一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」という。）第13条の規定により、市町村は食品ロスの削減の推進に関する計画である「食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならないことから、本計画を「四街道市食品ロス削減推進計画」と位置付けます。

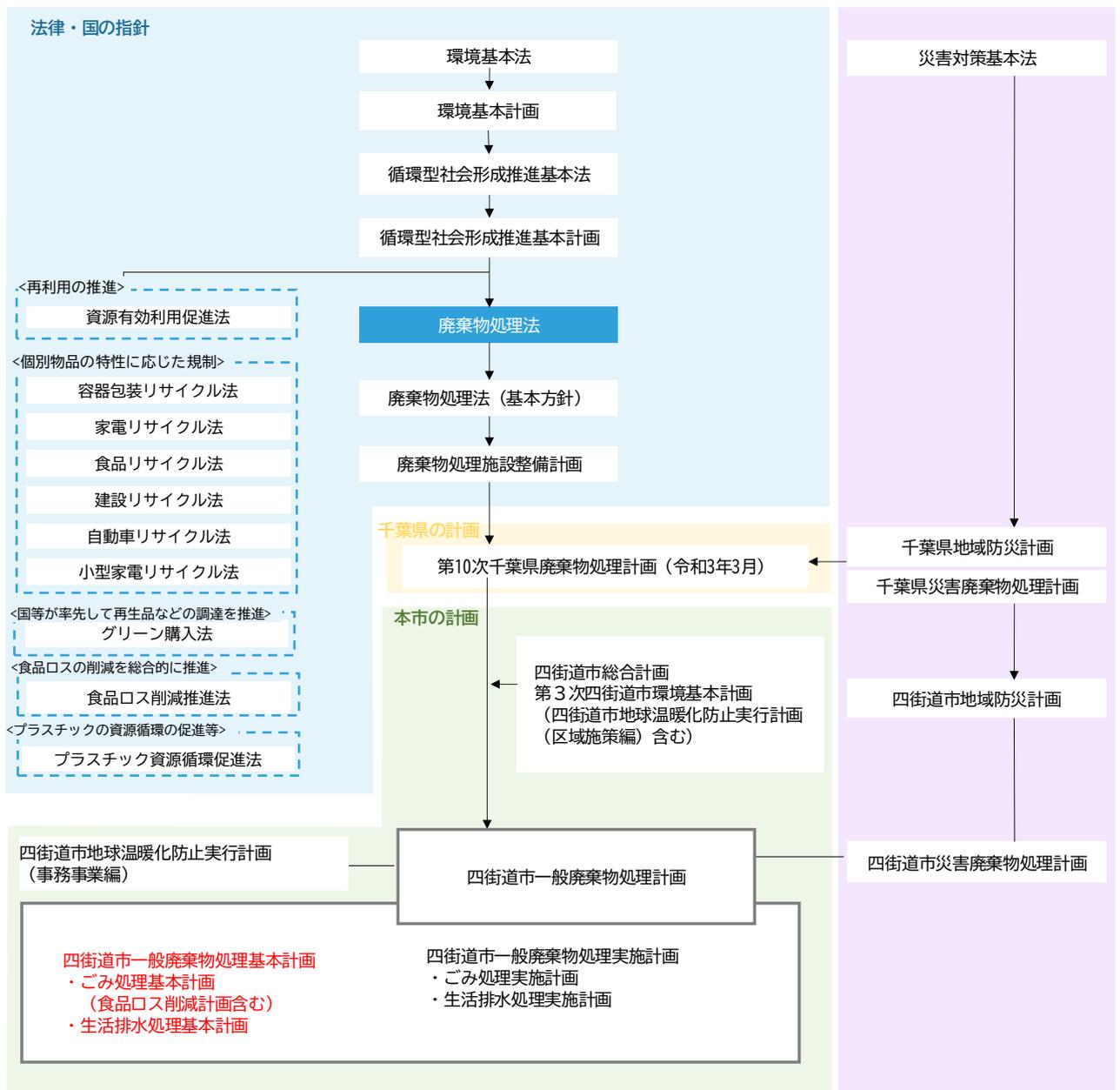


図 1.2.1 計画の位置付け

1.3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市の全域とします。

1.4 計画の期間

本計画は、令和8年度から10年間の計画とし、中間目標年度を令和12年度、計画目標年度を令和17年度とします。

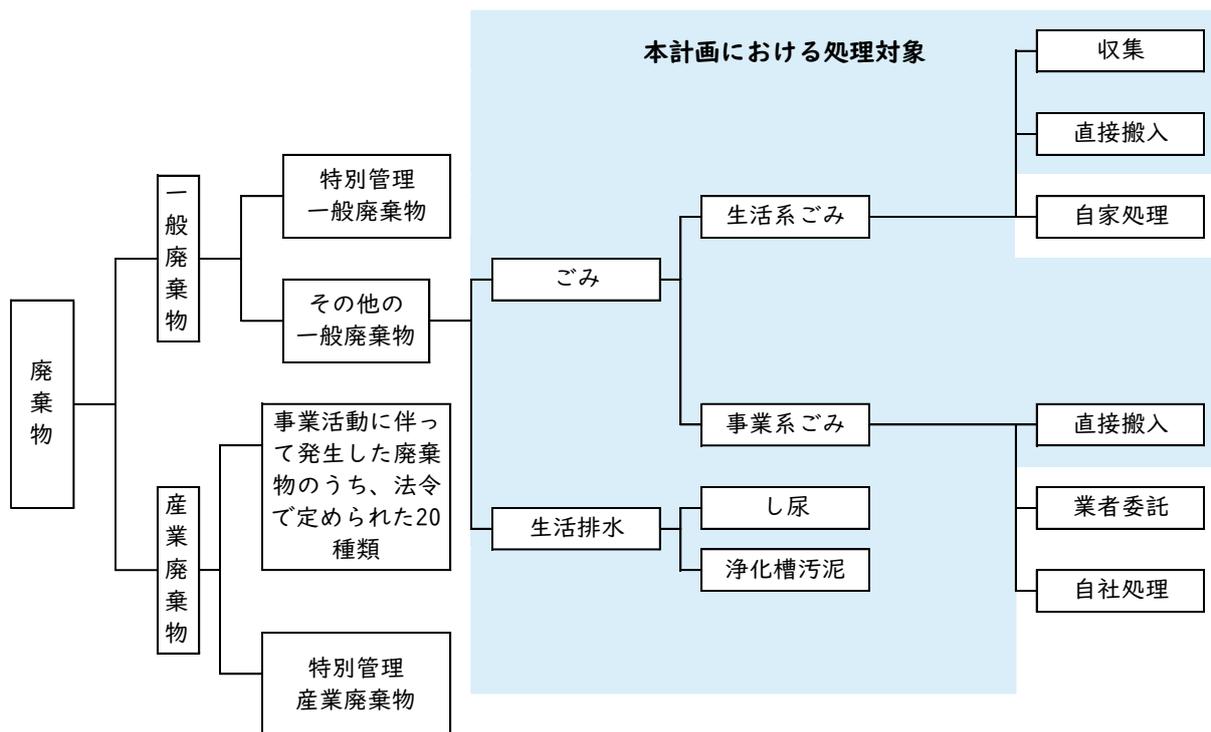
令和8年度 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)	令和17年度 (2035)
									
計画開始年度				中間目標年度					計画目標年度

1.5 計画の適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域で発生するすべての一般廃棄物とします。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(環境省)」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や「特定家庭用機器再商品化法」(平成10年法律第97号)等の対象となる廃家電は、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

また、特別管理一般廃棄物は、処理体系が異なるため、ごみ排出量の算定に含まないこととします。



※一般廃棄物には、災害時に発生する災害廃棄物を含みます。

図 1.5.1 本計画の適用範囲

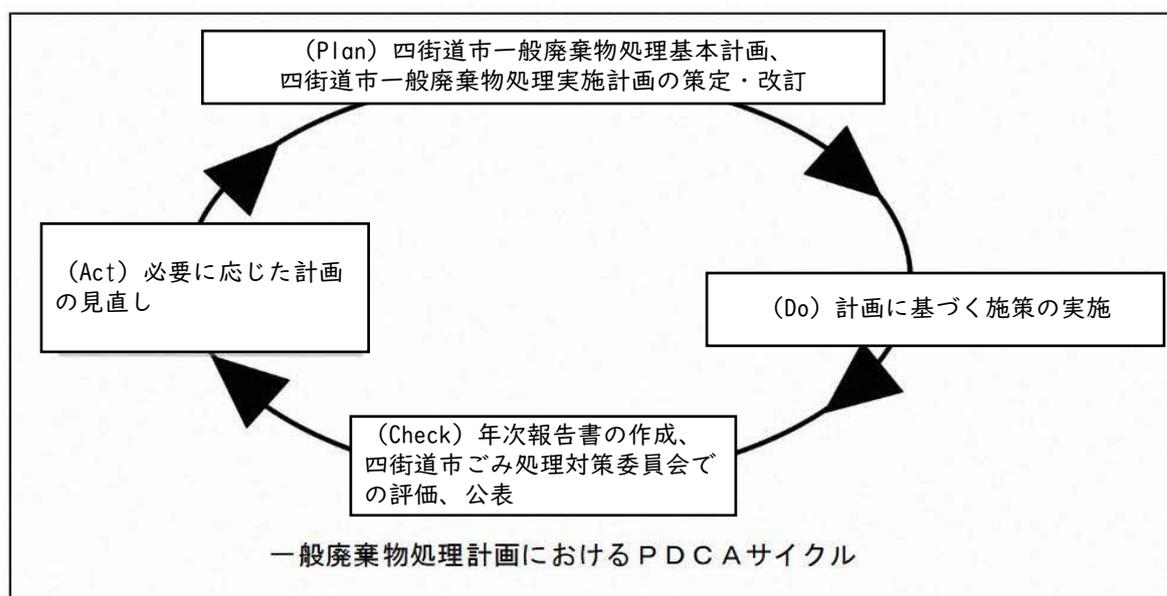
1.6 計画の推進体制

本計画を推進するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、同じ方向性を共有できる体制を構築します。

本市は「廃棄物処理法」に基づき「四街道市一般廃棄物処理実施計画」の策定を行います。

また、本計画の進行管理として年次報告書を作成し、四街道市ごみ処理対策委員会を経て公表しています。

- ・ 計画目標の設定(定量的、定性的)
- ・ 計画の実行
- ・ 計画実施のモニタリング実施、効果のチェック
- ・ 計画実施結果の評価を踏まえて、新たな、または継続的な目標の設定



1.7 計画の見直し

年次報告書等での点検や四街道市ごみ処理対策委員会からの意見を参考に、中間目標年度である令和12年度に中間見直しを実施します。

第2章 四街道市の概況

2.1 位置と地勢

本市は、千葉県の北部、印旛地域に属し、都心から40 km圏内にあり、県都千葉市や佐倉市に接し、千葉県のほぼ中央に位置しています。

市域は、東西7 km、南北9 km、面積は34.52 km²とコンパクトながら、JR線（総武線・成田線）をはじめ、広域幹線道路の東関東自動車道や国道51号が市域を横断しており、交通アクセスが良好です。JR線の快速（直通）では、四街道駅から東京駅まで約50分、成田空港へは約34分と短時間で行き来が可能です。また、車では、東関東自動車道の四街道ICから東京まで約60分、成田空港や幕張新都心へは約30分で行くことができるなど、通勤・通学や日々の暮らしに大変便利な位置にあります。



図 2.1.1 本市の位置図

2.2 気候

四街道市クリーンセンター最寄りの気象観測所である佐倉地域気象観測所における平均気温と降水量の推移は表 2.2.1 で、令和 6 年の平均気温と降水量の推移は図 2.2.1 で示すとおりです。令和 6 年における平均気温は 16.6℃であり、年間を通して温和な気候です。降水量は年間 1,591.0mm であり、6 月が最も多くなっています。

表 2.2.1 平均気温と降水量の推移

	年降水量	温度		
		日平均	日最高	日最低
	mm	℃	℃	℃
R2	1,618.5	15.5	20.5	10.9
R3	1,743.5	15.5	20.8	10.7
R4	1,288.5	15.4	20.7	10.6
R5	1,330.5	16.6	22.4	11.3
R6	1,591.0	16.6	22.1	11.6
1月	53.0	5.3	11.8	-1.4
2月	70.5	6.7	12.2	1.5
3月	154.0	8.6	14.2	2.6
4月	110.0	16.2	21.5	11.3
5月	224.0	19.3	24.5	14.0
6月	277.5	22.6	27.7	18.2
7月	66.5	28.2	33.6	24.3
8月	238.5	28.5	33.6	24.8
9月	117.0	26.0	31.0	22.6
10月	190.0	19.7	24.5	15.7
11月	90.0	12.4	18.0	7.1
12月	0.0	5.6	13.1	-1.4

出典：気象庁（佐倉観測所）

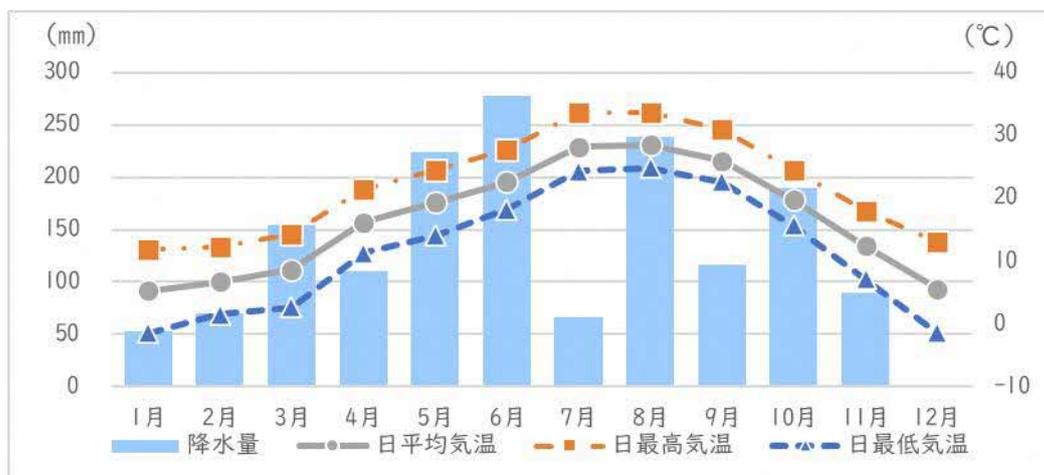


図 2.2.1 令和 6 年の平均気温と降水量の推移

2.3 人口

(1) 人口及び世帯数の推移

平成27年度と令和6年度を比較したところ、表2.3.1及び図2.3.1に示すとおり、人口については10年間で4,934人、世帯数は5,991世帯増加し、世帯当たりの人口については減少しています。

表 2.3.1 人口・世帯数及び平均世帯人員の推移

四街道市						
年度		人口(人)			世帯数 (世帯)	世帯人口 (人/世帯)
		増減	男	女		
H27	91,441	-	45,609	45,832	38,288	2.39
H28	92,132	691	46,057	46,075	39,028	2.36
H29	92,906	774	46,472	46,434	39,789	2.33
H30	93,737	831	46,906	46,831	40,654	2.31
R1	94,845	1108	47,504	47,341	41,569	2.28
R2	95,149	304	47,602	47,547	42,094	2.26
R3	95,691	542	47,841	47,850	42,704	2.24
R4	96,161	470	48,091	48,070	43,296	2.22
R5	96,390	229	48,276	48,114	43,761	2.20
R6	96,375	▲15	48,273	48,102	44,279	2.18
10年間	-	4,934	2,664	2,270	5,991	▲0.21

※各年度10月1日時点

(資料：四街道市ホームページ 住民基本台帳人口)

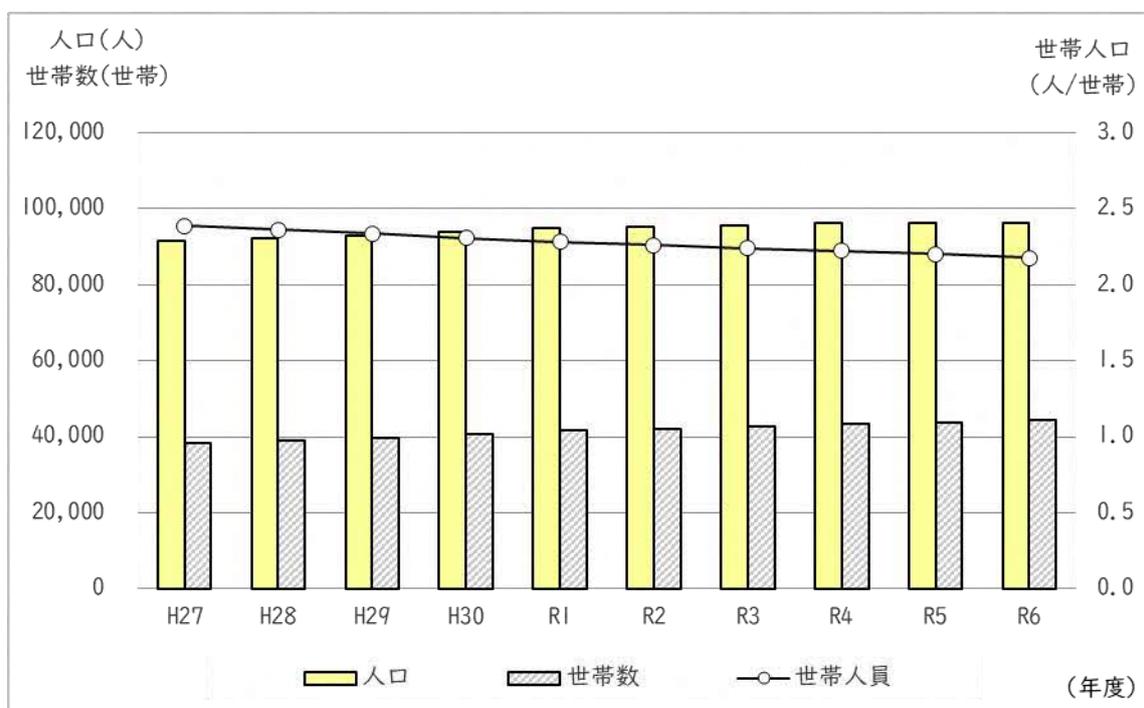


図 2.3.1 人口・世帯数及び平均世帯人員の推移

(2) 年齢階級別人口

令和6年10月1日時点における年齢（5歳階級）別人口構成は、表2.3.2及び図2.3.2で示すとおり、男女ともに50歳から54歳が最も多くなっています。

表 2.3.2 年齢5歳階級別人口構成

項目		総数(人)	男(人)	女(人)
年少人口	0～4歳	3,662	1,891	1,771
	5～9歳	4,431	2,320	2,111
	10～14歳	4,592	2,396	2,196
	小計	12,685	6,607	6,078
生産年齢人口	15～19歳	4,469	2,316	2,153
	20～24歳	4,342	2,338	2,004
	25～29歳	4,448	2,299	2,149
	30～34歳	5,050	2,610	2,440
	35～39歳	5,593	2,962	2,631
	40～44歳	6,201	3,253	2,948
	45～49歳	7,005	3,671	3,334
	50～54歳	8,157	4,262	3,895
	55～59歳	6,324	3,259	3,065
	60～64歳	4,952	2,538	2,414
小計	56,541	29,508	27,033	
老年人口	65～69歳	4,501	2,229	2,272
	70～74歳	5,763	2,598	3,165
	75～79歳	6,779	2,940	3,839
	80～84歳	5,690	2,602	3,088
	85～89歳	2,932	1,302	1,630
	90～94歳	1,152	412	740
	95～99歳	290	72	218
	100～歳	42	3	39
小計	27,149	12,158	14,991	
総数	96,375	48,273	48,102	

※令和6度10月1日時点

(資料：四街道市ホームページ 住民基本台帳人口)

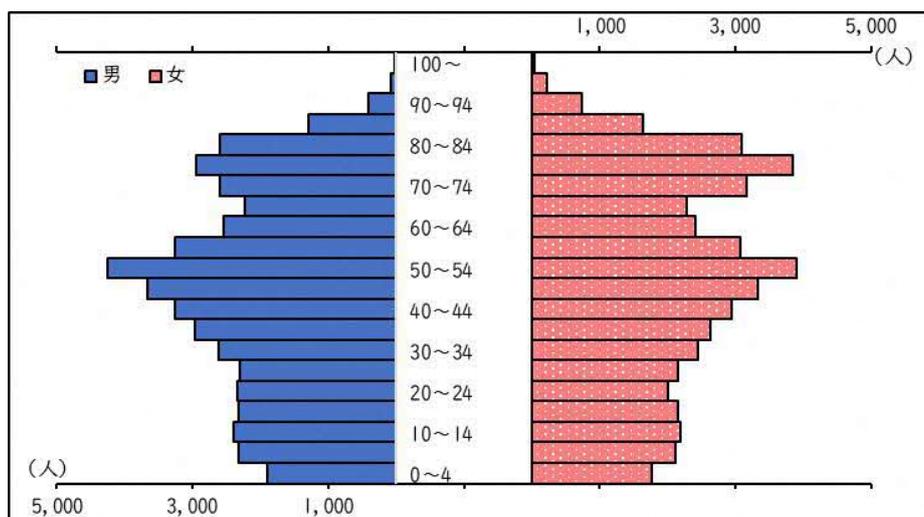
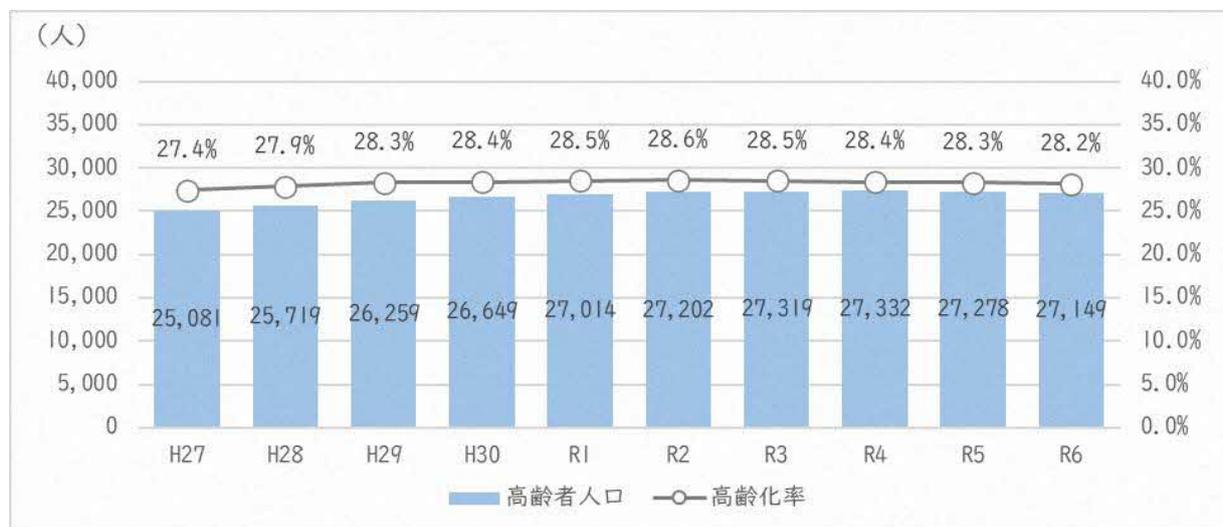


図 2.3.2 年齢5歳階級別人口構成

(3) 高齢者人口の推移

本市の過去10年間(平成27年度～令和6年度)の高齢者人口及び高齢化率は図2.3.3に示すとおりです。平成27年度から増加傾向にありましたが、ここ2年間では微減傾向にあります。



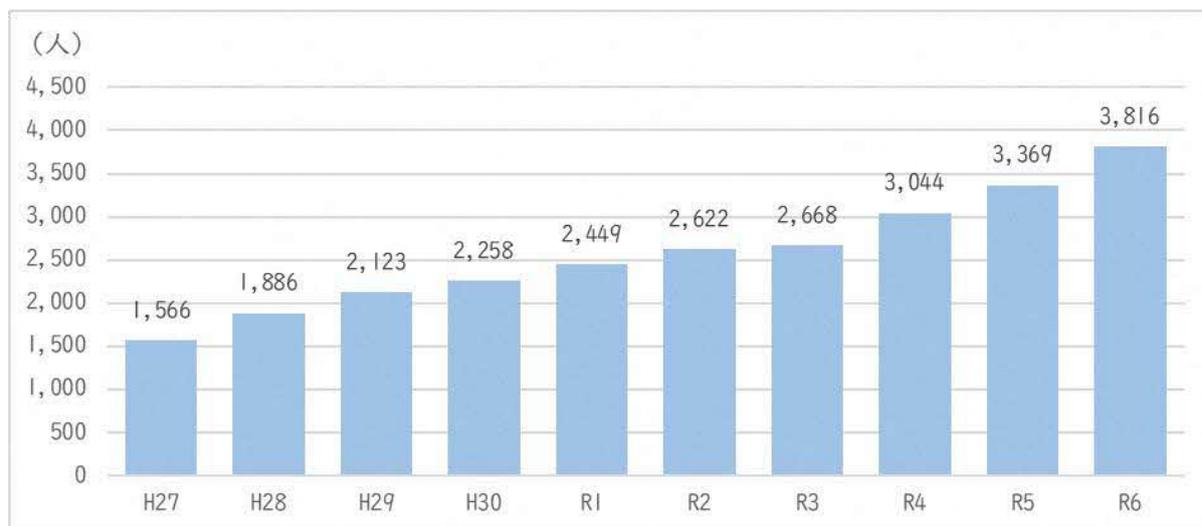
※各年度10月1日時点

(資料：四街道市ホームページ 住民基本台帳人口)

図 2.3.3 高齢者人口の推移

(4) 外国人人口の推移

本市の過去10年間(平成27年度～令和6年度)の外国人人口の推移は、図2.3.4で示すとおりです。過去10年間をとおして増加傾向にあり、令和6年は3,816人となっています。



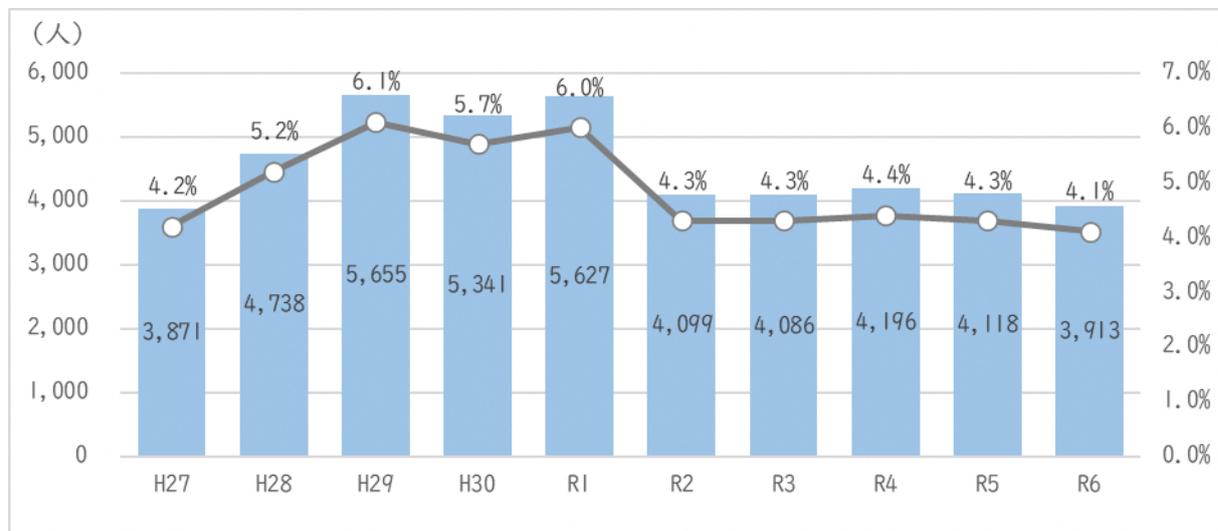
※各年度12月31日時点

(資料：四街道市統計書データ 令和6年版)

図 2.3.4 外国人人口の推移

(5) 転入者数の推移

本市の過去10年間(平成27～令和6年)の転入者数の推移は、図2.3.5で示すとおりです。総人口に対する転入者数の割合は、直近5年間では4%台で推移しています。



※各年間値

(資料：四街道市統計書データ 令和6年版)

図2.3.5 転入者数の推移

2.4 産業

本市の平成27年、令和2年における産業別就業人口は表2.4.1及び図2.4.1で示すとおりです。

最も多いのは第三次産業で、千葉県全体と比較すると本市は第一次産業の割合が少ないといえます。

表 2.4.1 産業別就業者数の推移

項目	四街道市				千葉県	
	H27		R2		R2	
	就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)
第一次産業	479	1.3	425	1.1	69,472	2.4
第二次産業	7,759	20.5	7,084	18.9	527,288	18.4
第三次産業	29,685	78.2	29,913	80.0	2,265,375	79.2
総数	37,923	100.0	37,422	100.0	2,862,135	100.0

※引用資料：平成27年、令和2年国勢調査

※「分類不能の産業」を除く。

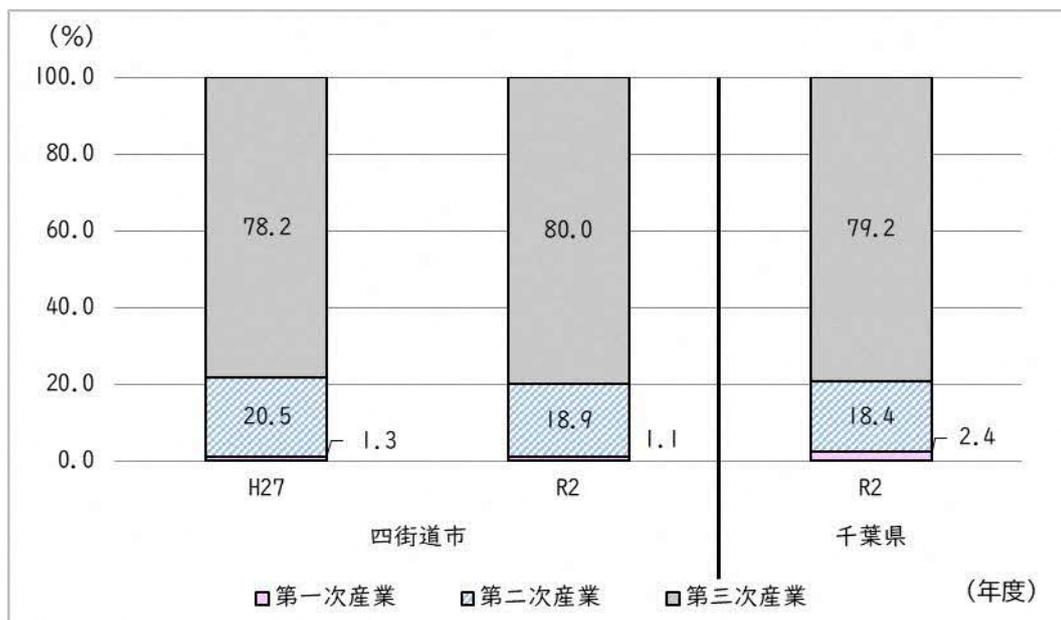


図 2.4.1 産業別就業者数の推移

2.5 土地利用

本市の過去5年間の地目別土地面積は表 2.5.1 に、令和6年の地目別土地面積割合の推移は図 2.5.1 で示すとおりです。

過去5年間の推移をみると田、畑、山林、原野、その他が微減傾向にあり、宅地、雑種地が微増傾向にあります。

令和6年では、農用地(田・畑)21.7%、宅地 31.2%、池沼 0.1%、山林・原野 14.3%、雑種地 26.0%、その他 6.7%となっています。

表 2.5.1 地目別土地面積の推移

(単位：km²)

	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
R2	2.69	5.08	10.28	0.03	4.78	0.58	8.59	2.50
R3	2.69	5.00	10.42	0.03	4.75	0.57	8.64	2.42
R4	2.68	4.93	10.48	0.03	4.50	0.50	8.73	2.67
R5	2.68	4.86	10.69	0.03	4.48	0.49	8.96	2.33
R6	2.68	4.81	10.75	0.03	4.46	0.49	8.99	2.31

※各年1月1日時点

(資料：四街道市統計書 令和6年版)

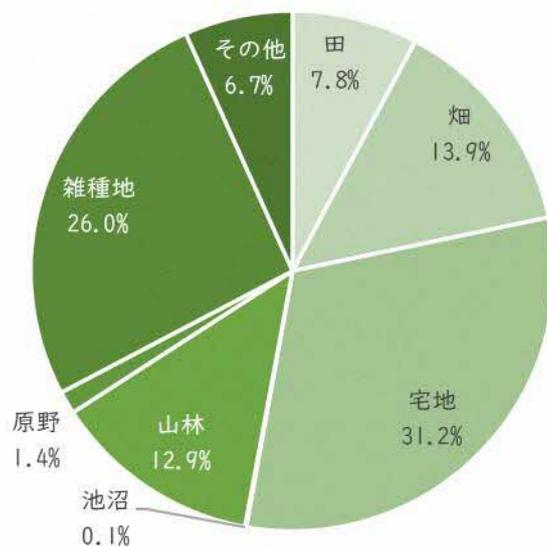


図 2.5.1 地目別土地面積割合の推移 (令和6年)

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の流れ

1) ごみの分別区分及び収集体制

ごみの分別区分及び収集体制は表3.1.1で示すとおりです。

ごみの分別は可燃ごみ、資源物(プラスチック・ビニール類)、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物の6種類に分けています。さらに、資源物をびん類、缶類、古紙類、繊維類、ペットボトル、廃食油に分別しています(11分別)。また、排出時の出し方として、びん類を無色のびん、茶色のびん、その他のびんに分けること、古紙類を新聞(折込広告含む)、雑誌類、段ボール、紙パック、雑がみに分けることとしています(17区分)。

収集に関しては、ごみの種類ごとに、出し方、収集回数、収集者の区分があります。

◆ことばの定義

生活系ごみ：家庭から排出されたごみ。

家庭系ごみ：家庭から排出された可燃ごみ、資源物(プラスチック・ビニール類)、不燃ごみ、粗大ごみを合計したごみ。

事業系ごみ：事業者や公共施設から排出されたごみ。

表 3.1.1 ごみの分別区分及び収集体制

収集				出し方	収集回数	収集者の区分	品目		
ごみの分別種類									
種類	分別類	小区分							
可燃ごみ	1	1	1	ピンク色の指定ごみ袋	3回/週	委託/ 直接搬入	台所ごみ、紙・繊維類、皮革類、木製品、草木類 ※「草・葉・小枝・茎」は透明袋(50L以下)に入れて出すことも可(指定ごみ袋でも可)、紙おむつは透明の中身が見える袋(50L以下)に入れて出すことも可、「剪定枝等」は太さ5cm以下、長さ50cm以下に切って、1束を30cm程度に束ねて紐で縛って排出		
不燃ごみ	2	2	2	オレンジ色の指定ごみ袋	1回/月	委託	ガラス・陶器類、小型電気製品、家庭雑貨、カセット式ボンベ類、文房具類 等 ※ビデオテープは透明、または半透明の袋に入れて排出		
有害ごみ	3	3	3	集積所にある専用容器(赤い缶)	1回/月	委託	乾電池、コイン型リチウム電池(型式番号が「CR」または「BR」のもののみ)、蛍光灯・蛍光管、水銀使用製品(体温計、血圧計等)		
粗大ごみ	4	4	4	電話での予約制直接搬入	随時	委託/ 直接搬入	家電類、家具・寝具類、その他		
資源物(プラスチック・ビニール類)	5	5	5	透明または半透明の袋	1回/週	委託	プラスチック製の袋・バック類・容器類 等 製品プラスチックの一部 (歯ブラシ、ストロー、バケツ、プラスチック製ハンガー、タッパー、くし 等)		
資源物	ペットボトル	6	6	専用ネット(オレンジ色)			 の表示のあるもの		
	びん類		(無色びん)	7	白いコンテナ	1回/週	委託	飲食物のびんまたは調味料のびんで無色のもの	
			(茶色びん)	8	茶色のコンテナ			飲食物のびんまたは調味料のびんで茶色のもの	
			(その他びん)	9	青色のコンテナ			飲食物のびんまたは調味料のびんで色が上記以外のもの	
	缶類		(アルミ・スチール缶)	8	10	黄色のコンテナ			飲食物の缶または調味料の缶
	古紙類		新聞(折込広告含む)	11	品目ごとに紐で十字に縛る				新聞(新聞、折り込み広告 等)
			雑誌類	12					雑誌類(書籍、カタログ、週刊誌、厚紙、コピー用紙等)
			段ボール	13					段ボール(中芯のあるもの)
			紙パック	14					紙パック(牛乳などの飲料用で1000mLのもの)
			雑がみ	15		紙袋などに入れて紐で十字に縛るまたは専用ネット(緑色)			
	繊維類			10	16	紐で十字に縛る			古着、セーター、シャツ、タオル、カーテン(レースカーテン除く)
廃食用油		11	17	中身の見える容器に移し替え、ふたをし、青色のコンテナに立てて入れる			コーン油、米油、ごま油、菜種油、ひまわり油、サラダ油 等		

※拠点回収として、乾電池、ペットボトルキャップ、使用済みインクカートリッジ、小型家電、使い捨てコンタクトレンズの空ケースを市役所本庁舎で回収しています。

2) ごみ処理体制

①収集・運搬計画

収集・運搬の主体は、表 3.1.2 で示すとおりです。

ごみの分別品目に応じ、経済的、効率的な収集・運搬体制の構築に努めます。

また、環境への配慮を十分勘案し、車両及び収集経路等を検討します。

表 3.1.2 収集・運搬の主体

区分	収集・運搬の主体
家庭系ごみ	直営※、委託業者、自己搬入
事業系ごみ	許可業者、自己搬入

※直営は高齢者、障がい者世帯を対象とした戸別収集に限ります。

②中間処理計画

中間処理の方法は、表 3.1.3 で示すとおりです。

四街道市クリーンセンター及び粗大ごみ処理施設は、施設稼働後約 35 年を経過しています。今後、長期にわたり、安定的な中間処理を実施するため、次期ごみ処理施設の整備を行う必要があります。

表 3.1.3 中間処理の方法

項目	処理方式	施設
可燃ごみ	焼却、熔融他	エネルギー回収型廃棄物処理施設
不燃ごみ	選別	委託
粗大ごみ	破碎、選別	マテリアルリサイクル推進施設
プラスチック・ビニール類	圧縮・梱包	
資源物・剪定枝	選別、チップ化	委託

③最終処分計画

今後も最終処分は委託処理を継続します。

将来も安定した最終処分を継続するために、熔融処理やセメント化等の資源化を進めることで最終処分量削減のための取組や処理残渣の有効利用を検討します。

表 3.1.4 中間処理の方法

項目	処理方式
可燃ごみ	埋立
不燃ごみ	埋立
粗大ごみ	埋立

3) ごみ処理フロー

令和6年度のごみ処理フローは、図3.1.1で示すとおりです。分別排出されたごみまたは資源物は、四街道市クリーンセンター及び民間業者に搬入され、その後中間処理、資源回収、最終処分等の適正な処理を行っています。

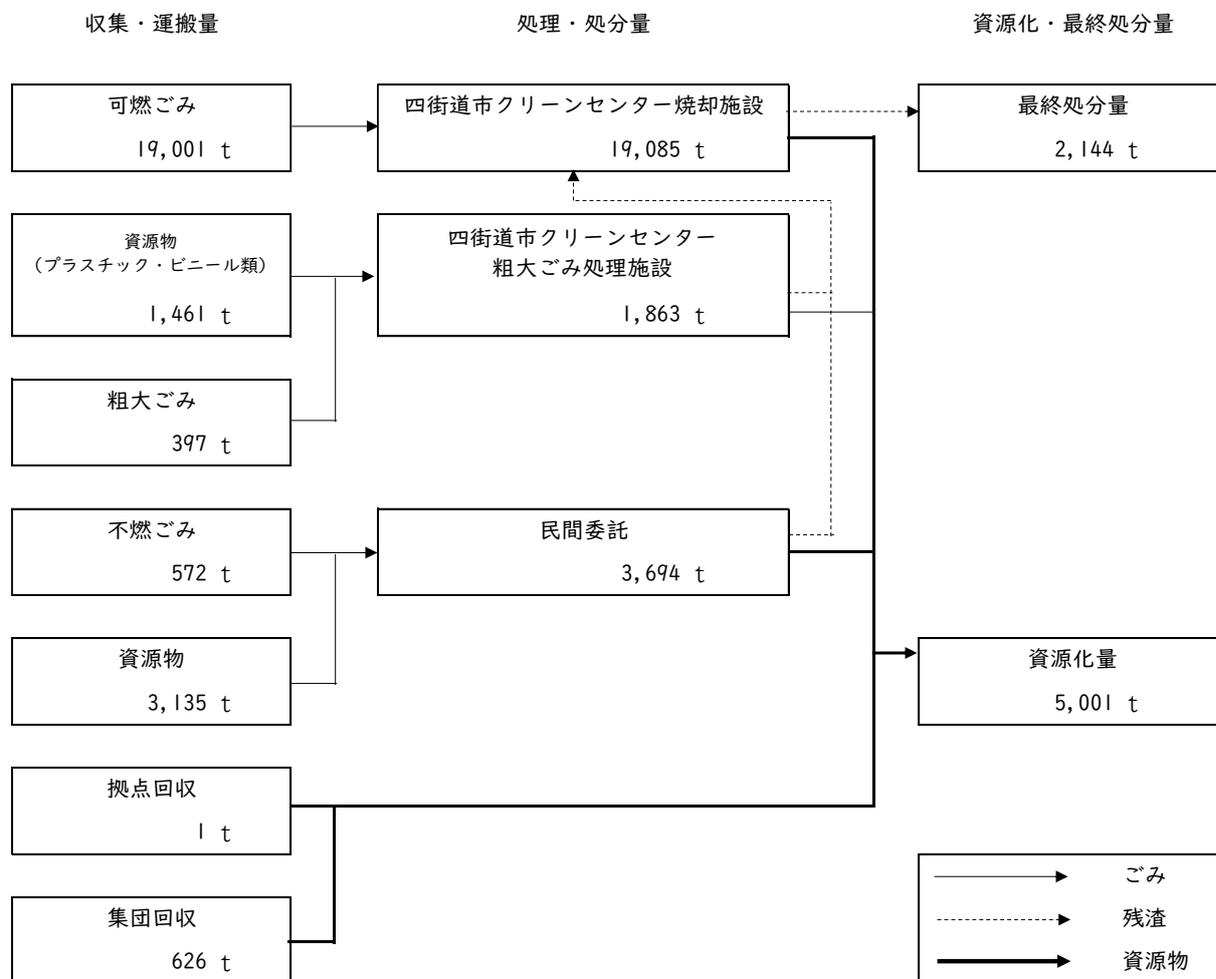


図3.1.1 令和6年度のごみ処理フロー及び処理量

4) 処理施設整備状況

①焼却施設

焼却施設の概要は、表 3.1.5 で示すとおりです。

四街道市クリーンセンターに焼却施設を設置し、可燃ごみを焼却処理しています。

この焼却施設は、平成 20 年 6 月から 24 時間運転施設となっています。

表 3.1.5 四街道市クリーンセンター焼却施設概要

名 称	四街道市クリーンセンター焼却施設
所 在 地	四街道市山梨 2002 番地
処 理 能 力	竣工時：110 t / 日 (55t / 16h × 2 炉) 時間延長後：165 t / 日 (82.5t / 24h × 2 炉)
処 理 方 式	全連続燃焼式焼却炉(流動床)
面 積	建築面積：約 4,100m ² (粗大ごみ処理施設含む) 延床面積：約 6,600m ² (同上)
建 設 年 度	着工：平成元年 12 月 竣工：平成 4 年 3 月
設 計 ・ 施 工	日本鋼管株式会社

②粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の概要は、表 3.1.6 に示すとおりです。

四街道市クリーンセンター内に粗大ごみ処理施設を設置し、粗大ごみを処理しています。

表 3.1.6 四街道市クリーンセンター粗大ごみ処理施設概要

名 称	四街道市クリーンセンター粗大ごみ処理施設
所 在 地	四街道市山梨 2002 番地
処 理 能 力	15 t / 8 h
処 理 方 式	横型回転ハンマ式破砕機(粗大ごみ) 油圧圧縮+ストレッチフィルム梱包式 (プラスチック・ビニール類)
面 積	建築面積：約 4,100m ² (ごみ焼却施設含む) 延床面積：約 6,600m ² (同上)
建 設 年 度	着工：平成元年 12 月 竣工：平成 4 年 3 月
設 計 ・ 施 工	日本鋼管株式会社

(2) ごみ排出量等の状況

1) ごみ総排出量の内訳

過去6年間のごみ総排出量は、表3.1.7及び図3.1.2で示すとおりです。

ごみ総排出量は令和2年度以降減少傾向にありました。令和6年度のごみ総排出量は25,221tとなっており、過去6年間のごみ総排出量の内訳及び令和6年度のごみ総排出量の内訳は、表3.1.6及び図3.1.3で示すとおりです。令和6年度のごみ総排出量のうち可燃ごみが19,001tと最も多く、次いで、資源物が3,163t(有害ごみを含む)、資源物(プラスチック・ビニール類)が1,461t、不燃ごみが572t、粗大ごみが397t、拠点回収が1t、集団回収量が626tとなっています。

表 3.1.7 ごみ総排出量の内訳

単位：t/年

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
可燃ごみ	21,057	20,976	20,211	19,892	19,052	19,001
プラスチック・ビニール類	1,578	1,642	1,608	1,560	1,481	1,461
不燃ごみ	663	769	686	647	604	572
粗大ごみ	669	758	626	597	565	397
資源物	3,392	3,623	3,469	3,410	3,254	3,164
集団回収	877	783	783	744	671	626
合計	28,236	28,551	27,383	26,850	25,627	25,221

※拠点回収は、資源物に含みます。

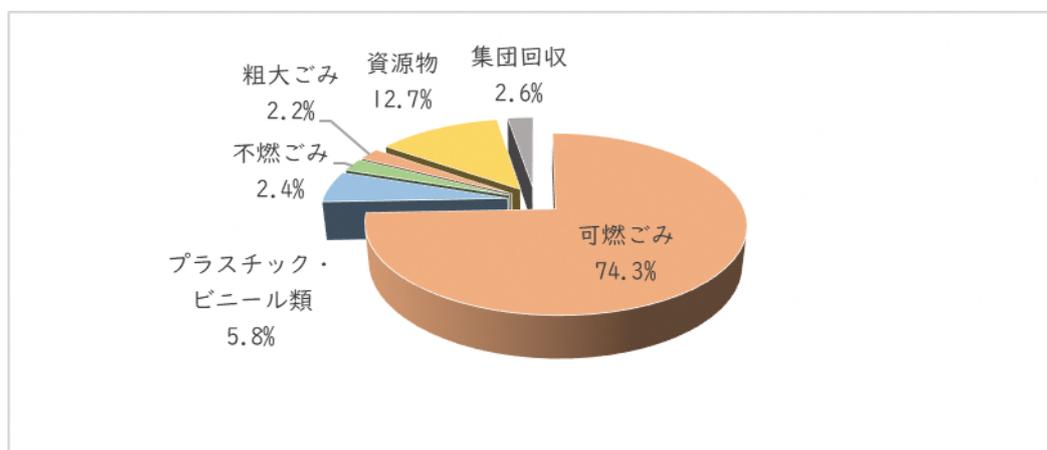


図 3.1.2 ごみ総排出量の内訳 (令和6年度)

2) 生活系ごみ及び事業系ごみの排出量

過去6年間の生活系ごみ及び事業系ごみの排出量は、表3.1.8及び図3.1.3で示すとおりです。

そのうち生活系ごみが20,701 t/年、事業系ごみが4,520 t/年となりました。令和6年度の生活系ごみと事業系ごみの割合は82%：18%となっています。

表 3.1.8 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

単位：t/年

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生活系ごみ	23,385	23,999	22,778	22,254	21,243	20,701
家庭系ごみ	19,120	19,596	18,528	18,102	17,318	16,911
資源物	3,388	3,620	3,467	3,407	3,253	3,163
拠点回収	0	0	0	1	1	1
集団回収	877	783	783	744	671	626
事業系ごみ	4,850	4,552	4,605	4,596	4,384	4,520
合計	28,235	28,551	27,383	26,850	25,627	25,221
生活系ごみの割合	82.8%	84.1%	83.2%	82.9%	82.9%	82.1%
事業系ごみの割合	17.2%	15.9%	16.8%	17.1%	17.1%	17.9%

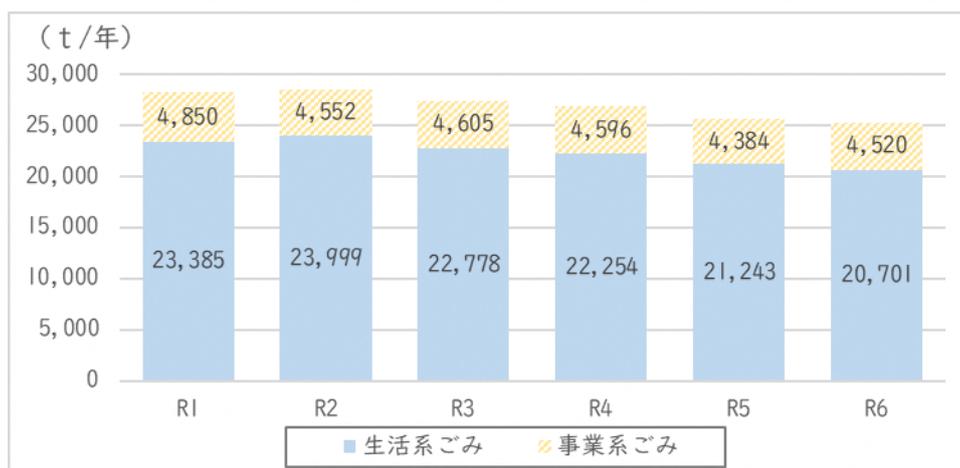


図 3.1.3 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

3) 拠点回収による資源物の内訳

過去6年間の拠点回収による資源物の内訳は、表3.1.9で、令和6年度の拠点回収による資源物の内訳は、図3.1.4で示すとおりです。令和6年度の拠点回収による資源物は1,140kgとなっており、そのうち小型家電が1,000kgと最も多くなっています。

表3.1.9 拠点回収量の推移

単位：kg/年

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
拠点回収	440	600	760	1,020	1,290	1,140
小型家電	-	-	-	920	1,170	1,000
携帯電話・PHS	-	-	-	50	50	40
スマートフォン	-	-	-	50	70	100

※総量が少ないため、「kg」での表記とします。

※令和元年度から令和3年度までは内訳が不明のため、総量のみを計上とします。

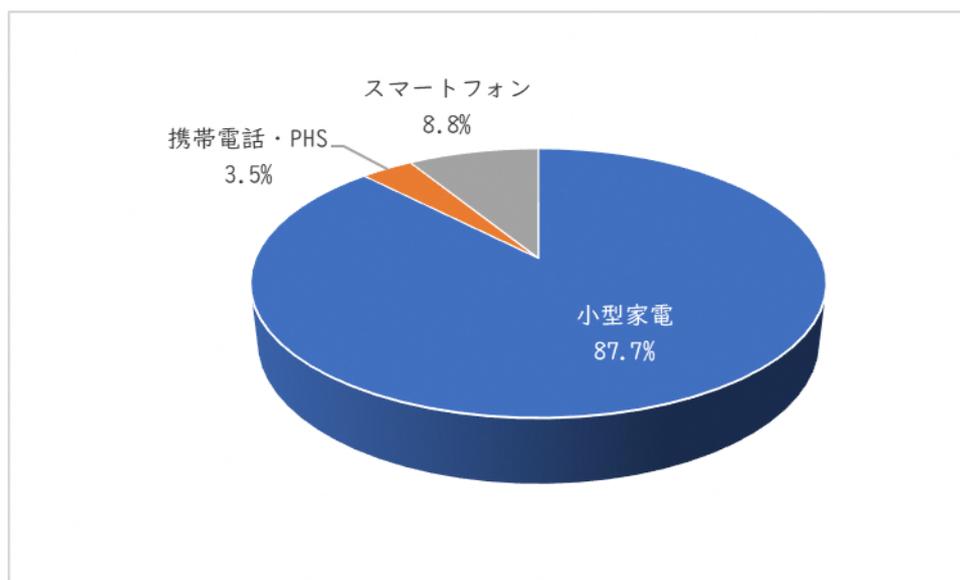


図3.1.4 拠点回収量の推移

4) 集団回収による資源物の内訳

過去6年間の集団回収による資源物の内訳は、表3.1.10で、令和6年度の集団回収による資源物の内訳は、図3.1.5で示すとおりです。令和6年度の集団回収による資源物は626tとなっており、そのうち紙類(その他)が583tと最も多く、次いで繊維類の33tとなっています。

表3.1.10 集団回収による資源物の内訳

単位：t/年

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
紙類(牛乳パック)	5	5	5	5	4	4
紙類(その他)	804	717	722	688	624	583
繊維類	56	55	50	44	37	33
食用油	0	0	0	-	-	-
不燃系	13	8	7	7	6	7
金属	7	6	6	6	5	6
ビン	0	0	0	-	-	-
ペットボトル	6	2	2	1	2	1
合計	877	783	783	744	671	626

※四捨五入をしているため、合計が合わない場合があります。

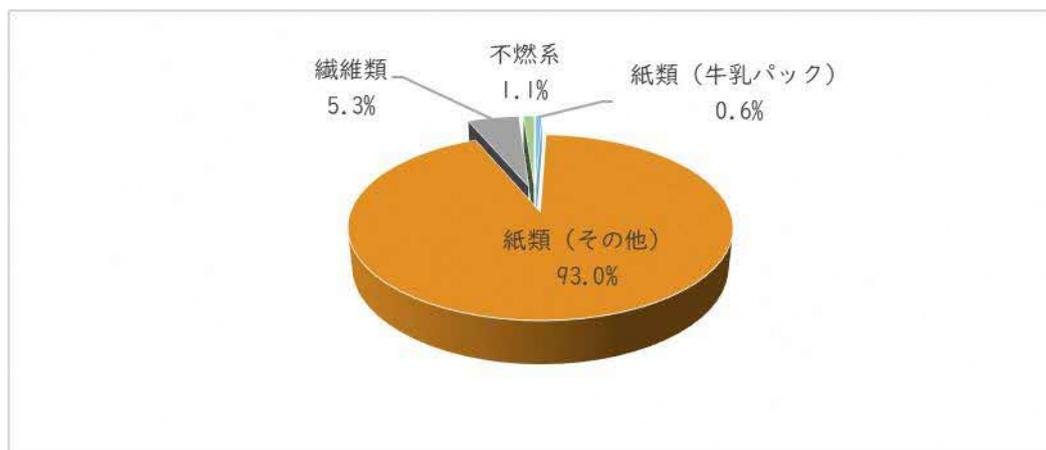


図3.1.5 集団回収による資源物の内訳 (令和6年度)



集団回収とは

「集団回収」とは、自治会、子ども会、シニアクラブなどの地域住民で組織された団体が、家庭から出る再生利用可能な資源物を回収し、資源回収業者に引き渡す活動のことです。

本市では、ごみの減量と再資源化を促進するため、市に事前登録し「集団回収」を行った市内の団体に対して、補助金を交付しています。



5) 1人1日当たり総排出量

過去6年間の生活系ごみ及び事業系ごみの1人1日当たり排出量の推移は、表 3.1.11 及び図 3.1.6 で示すとおりです。

1人1日当たり総排出量は、令和2年度に増加しましたが、その後は減少傾向で推移し、令和6年度では716.98g/人・日となりました。

内訳をみると、生活系ごみは令和2年度に微増しましたが、その後は減少傾向にあり、令和6年度では588.48g/人・日となりました。また、家庭系ごみも令和2年度に微増しましたが、その後は減少傾向にあり、令和6年度では480.74g/人・日となりました。

事業系ごみは令和5年度まで減少傾向にありましたが令和6年度で微増し、令和6年度では128.49g/人・日となりました。

表 3.1.11 1人1日当たり総排出量の推移

単位：g/人・日

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生活系ごみ	673.66	691.03	652.16	634.04	602.15	588.48
家庭系ごみ	550.80	564.25	530.47	515.74	490.89	480.74
事業系ごみ	139.72	131.07	131.85	130.94	124.27	128.49
合計	813.38	822.10	784.00	764.98	726.41	716.98

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

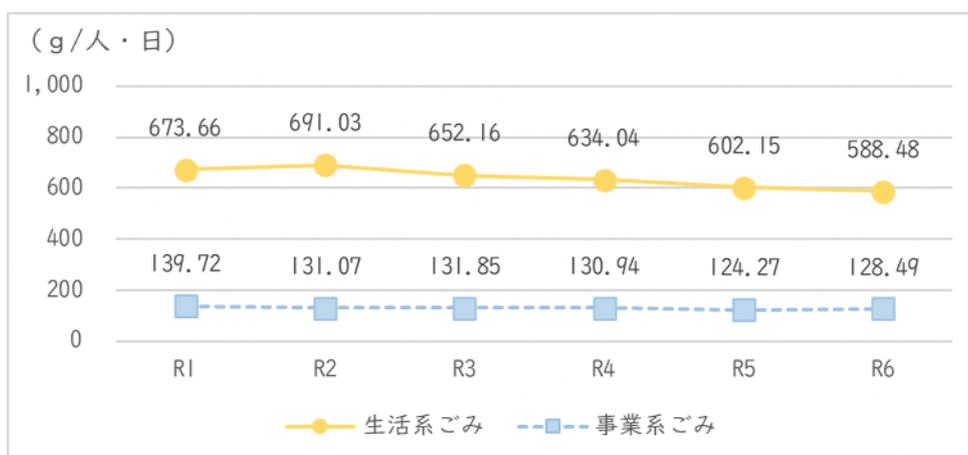


図 3.1.6 生活系ごみ及び事業系ごみの1人1日当たり排出量の推移

(3) 処理及び最終処分の現状

1) 焼却量及び焼却残渣量

四街道市クリーンセンターにおける過去6年間の焼却量及び焼却残渣量の内訳は、表3.1.12及び図3.1.7で示すとおりです。本市では、令和5年度から灰溶融による資源化を実施しているため、令和5年度から資源化量が増加しています。

令和6年度では、焼却量は19,030t、焼却残渣量は1,991t（チップ化を含む）、そのうち217tを焼却残渣資源として回収し、1,774tを最終処分(埋立処分)しています。

表 3.1.12 焼却量及び焼却残渣量の内訳

単位：t/年

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
焼却量	21,398	21,459	20,582	20,117	19,232	19,085
焼却残渣量	2,331	2,278	2,107	2,088	2,032	1,991
資源化	127	99	91	122	405	217
埋立	2,204	2,179	2,016	1,966	1,627	1,774

※令和6年度は、チップ化の途中で発生した残渣（55t）を含みます。

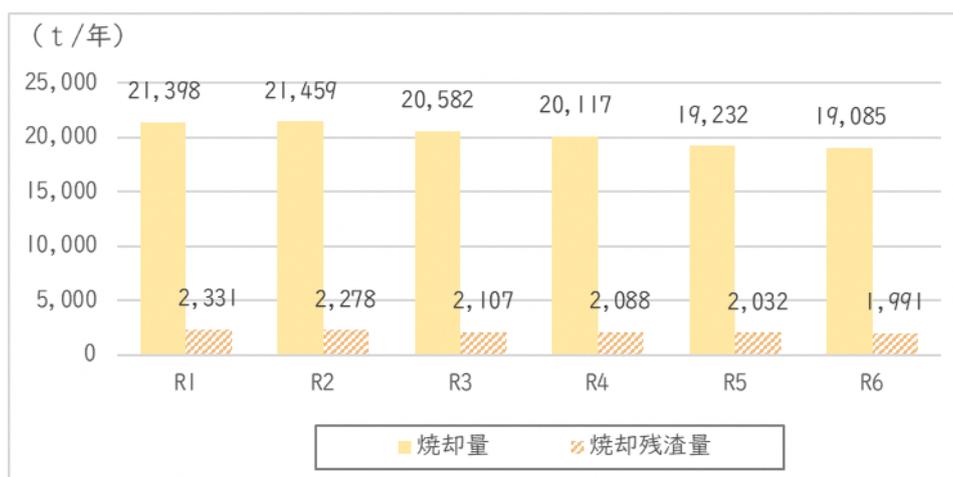


図 3.1.7 焼却量及び焼却残渣量の内訳

2) 最終処分量及び最終処分率

過去6年間の最終処分量及び最終処分率は、表3.1.13及び図3.1.8で示すとおりです。

最終処分率は令和2年度以降微減傾向にありましたが、令和6年度は8.5%となり、9.6~7.9%で推移しています。

なお、本市では、令和5年度から灰溶融により資源化しているため、それ以前と比較して、最終処分量及び最終処分率ともに低い水準となっています。

表 3.1.13 最終処分量及び最終処分率の推移

単位：t/年

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
最終処分量	2,686	2,738	2,502	2,408	2,035	2,144
ごみ総排出量	28,236	28,551	27,383	26,850	25,627	25,221
最終処分率	9.5%	9.6%	9.1%	9.0%	7.9%	8.5%

※最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量×100

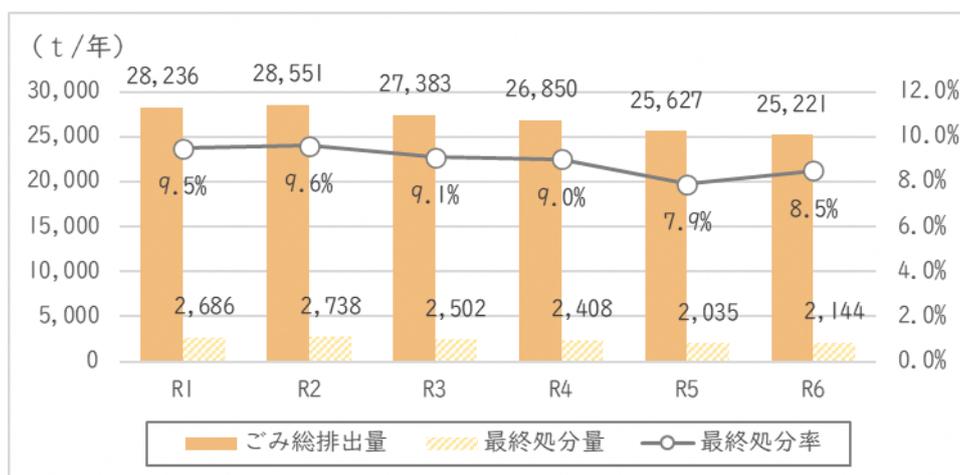


図 3.1.8 最終処分量及び最終処分率の推移

(4) 資源化量及びリサイクル率

過去6年間の資源化量及びリサイクル率は、表3.1.14及び図3.1.9で示すとおりです。

リサイクル率は令和5年度で増加しましたが令和6年度では微減し、19.7～20.7%で推移しています。

令和5年度、令和6年度では灰溶融処理により資源化量が増加した一方で、各施設からの資源化量、集団回収量が減少しています。ごみ総排出量も減少しているため、リサイクル率の推移としてはほぼ同じ水準での推移となりました。

表3.1.14 資源化量及びリサイクル率の推移

単位：t/年

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
資源化量	5,587	5,638	5,456	5,345	5,312	5,001
ごみ総排出量	28,235	28,551	27,383	26,850	25,627	25,221
リサイクル率	19.8%	19.7%	19.9%	19.9%	20.7%	19.8%

※リサイクル率(%) = 資源化量(t/年) ÷ ごみ総排出量(t/年) × 100

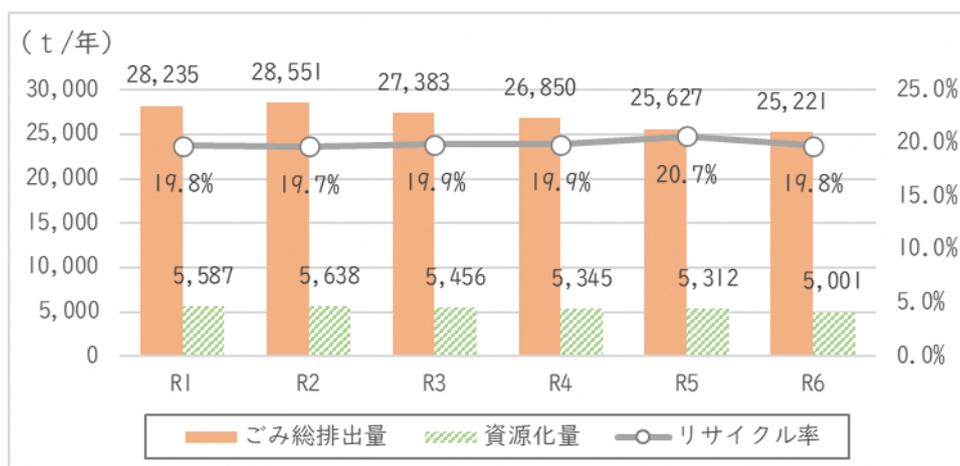


図3.1.9 資源回収量及びリサイクル率の推移

(5) ごみ質の状況

本市では、令和元年度から令和5年度までに60サンプルのごみ質調査を実施しています。過去6年間の可燃ごみ組成（乾ベース）の内訳は、表3.1.15及び図3.1.10で示すとおりです。

過去6年間をとおしてのごみ組成は、紙類が全体の約5割を占めており、次いでプラスチック類、厨芥類の割合が多くなっています。

なお、可燃ごみ組成（湿ベース）では、水分が50.4%（令和6年度平均値）となっています。

表3.1.15 可燃ごみ組成（乾ベース）の内訳

単位：%

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
紙類	57.5	59.0	54.2	48.4	49.5	47.5
新聞	2.9	3.5	2.6	1.1	0.9	1.5
段ボール	2.0	1.5	1.5	1.9	1.0	2.3
雑紙	3.0	1.8	2.4	1.8	1.1	2.0
その他	49.6	52.3	47.7	43.5	46.4	41.7
厨芥類	7.7	12.6	14.4	16.9	13.1	18.1
布類	3.3	2.8	2.8	3.3	2.4	3.4
草木類	5.1	6.2	7.1	4.3	4.9	4.7
プラスチック類	25.7	18.4	21.0	26.7	29.1	25.4
ゴム・皮革類	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1
不燃物類	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1
その他類	0.4	0.6	0.4	0.4	0.9	0.7

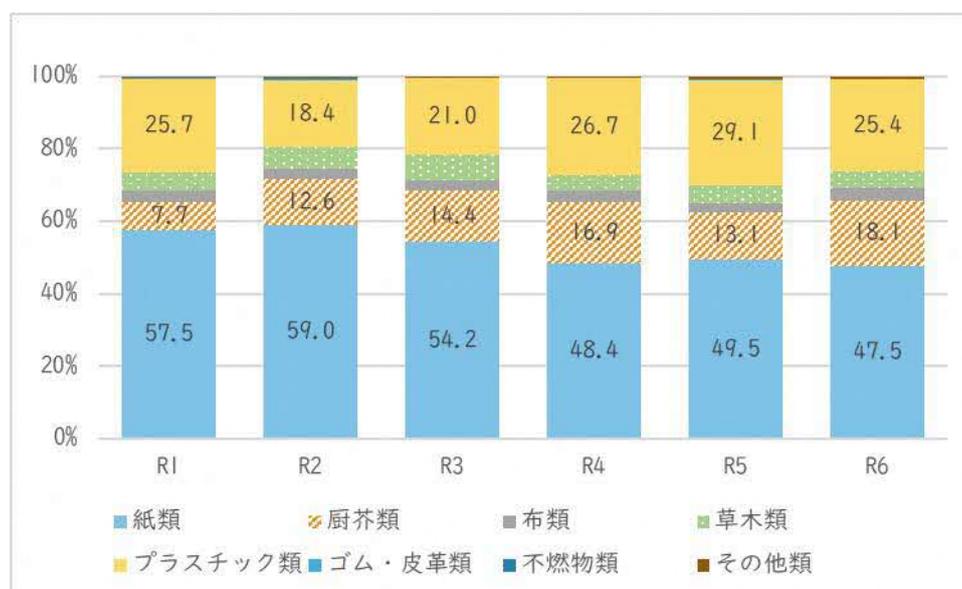


図3.1.10 可燃ごみ組成（乾ベース）の内訳

(6) ごみ処理経費

① ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は、表 3.1.16 及び図 3.1.11 で示すとおりです。

1人あたりの年間ごみ処理経費は、増加傾向にあり、令和5年度では14,351円/人となっています。

また、1t当たりの年間ごみ処理経費は、過去5年間を通して増加しており、令和5年度では55,432円/tとなっています。

なお、ごみ処理経費は、建設・改良費、処理及び維持管理費、その他に大きく分けられます。

表 3.1.16 ごみ処理経費の推移

区分	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口	人	92,668	93,632	94,118	94,588	94,817	
ごみ処理量	t/年	27,358	27,768	26,600	26,334	24,955	
ごみ処理経費	千円	1,250,102	1,292,926	1,329,291	1,328,227	1,383,317	0
建設・改良費	千円	0	0	0	0	0	
処理及び維持管理費	千円	1,250,102	1,292,926	1,329,291	1,328,227	1,383,317	
その他	千円	0	0	0	0	0	
1人あたりのごみ処理経費 ^{※1}	円/人	13,490	13,809	14,124	14,042	14,589	#DIV/0!
1tあたりのごみ処理経費 ^{※2}	円/t	45,694	46,562	49,973	50,438	55,432	#DIV/0!

※1 1人あたりのごみ処理経費 = ごみ処理経費 ÷ 行政区域内人口

※2 1tあたりのごみ処理経費 = ごみ処理経費 ÷ ごみ処理量

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

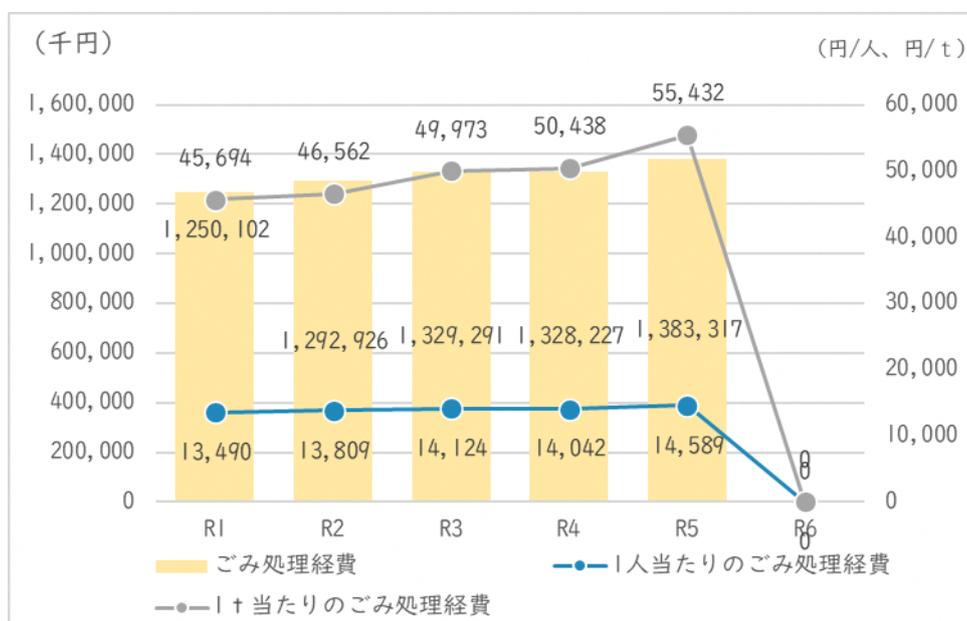


図 3.1.11 ごみ処理経費の推移

②処理及び維持管理費の内訳

令和5年度の処理及び維持管理費の内訳は、表3.1.17及び図3.1.12で示すとおりです。

中間処理費が最も多く、全体経費のうち55.1%を占めています。次いで収集運搬費が29.2%、最終処分費が8.6%、人件費が5.7%、その他が1.4%となっています。

表3.1.17 令和5年度のごみ処理及び維持管理経費の内訳

	R5	
	千円	%
人件費	78,935	5.7%
収集運搬費	404,481	29.2%
中間処理費	761,521	55.1%
最終処分費	118,867	8.6%
その他	19,513	1.4%
処理及び維持管理費合計	1,383,317	100.0%

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

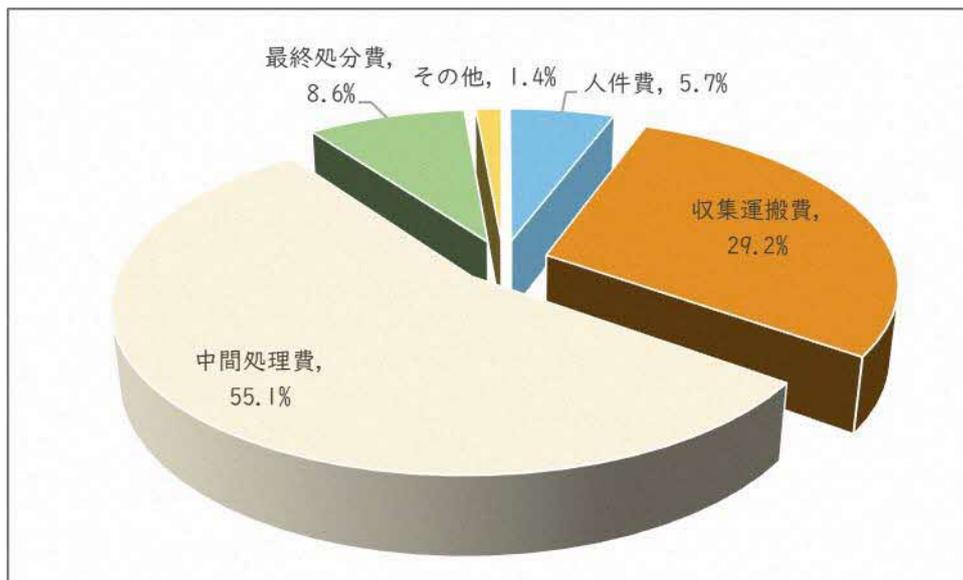


図3.1.12 令和5年度の処理及び維持管理費の内訳

(7) 他市町村との比較

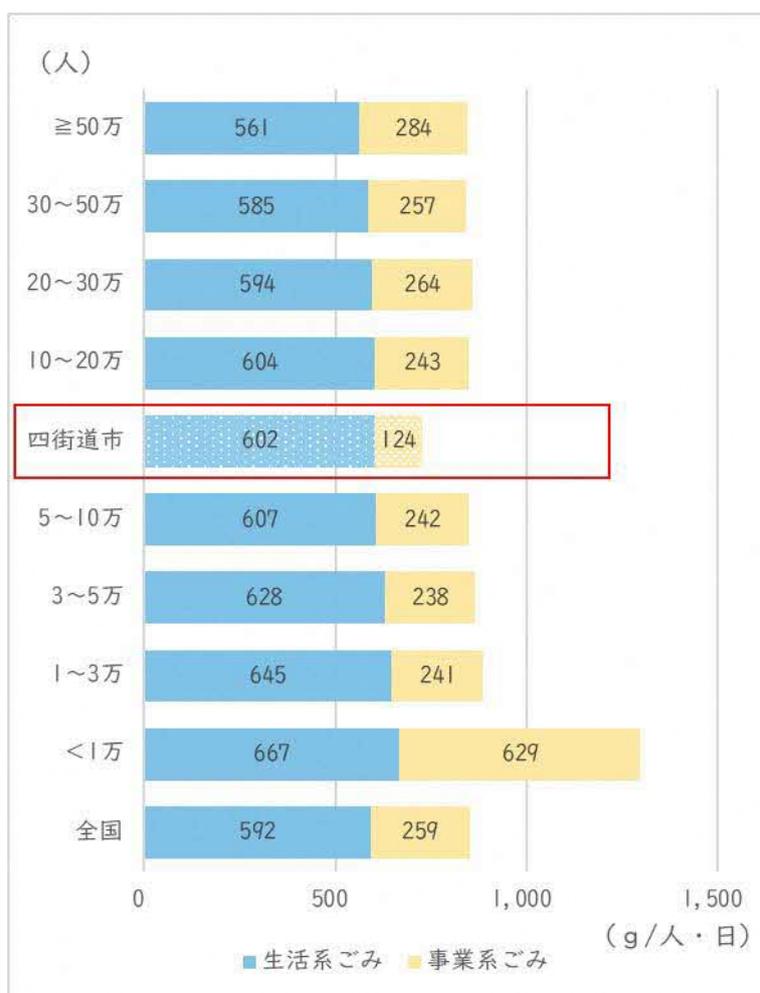
1) 全国市町村の人口規模別1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)

令和5年度における全国市町村の人口規模別1人1日当たりのごみ排出量の比較は、図3.1.13で示すとおりです。

5万～10万人口規模別と、10万～20万人口規模別の1人1日当たりのごみ排出量と比較すると、本市が726gに対し、5万～10万人口規模別が849g、10万～20万人口規模別が847gと本市が下回っています。

生活系ごみは、本市が602gに対し、5万～10万人口規模別が607g、10万～20万人口規模別が604gとほぼ同量となっています。

事業系ごみは、本市が124gに対し、5万～10万人口規模別が242g、10万～20万人口規模別が243gと本市が下回り、事業系ごみ原単位の占める割合が少ない状況にあります。原因としては、市内に事業所が少ないこと等が考えられます。



(資料：日本の廃棄物処理 令和5年度版)

図3.1.13 人口規模別1人1日当たりごみ排出量の比較 (令和5年度、全国市町村)

2) 全国の類似市町村との比較

令和5年度における本市と全国の類似市町村（都市形態区分・人口・産業構造の類似にて抽出された市町村）との比較結果は、表3.1.18及び図3.1.14で示すとおりです。レーダーチャートは、数値が大きいほど良好な状態を示します。

「人口1人一日当たりごみ排出量」、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）」の各項目については、平均値と比較して優れている結果となっています。

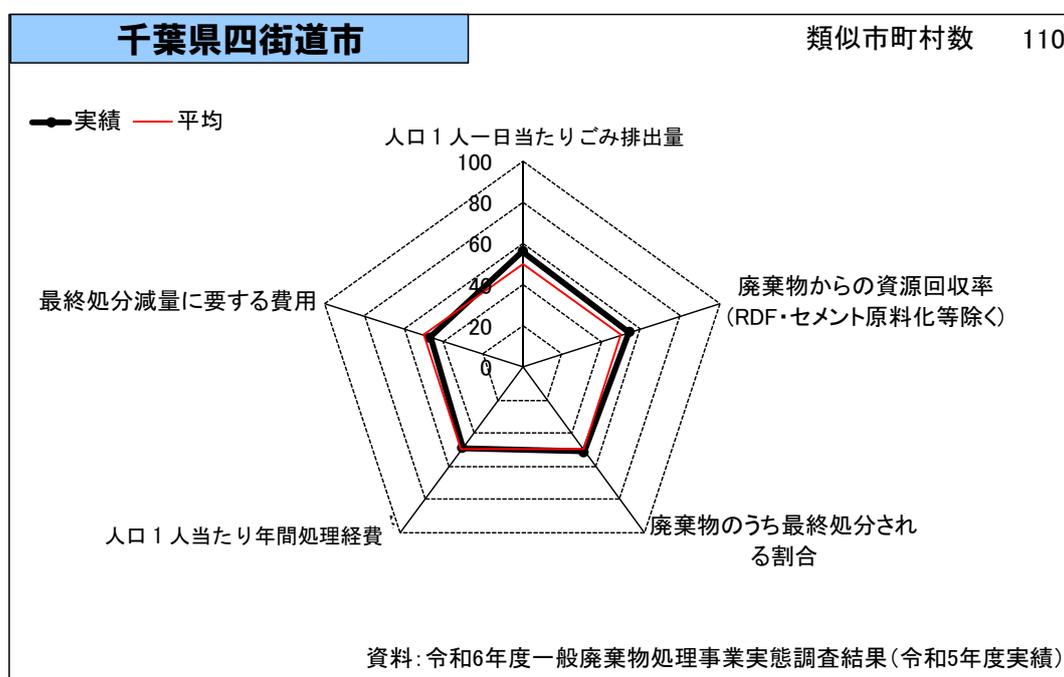
一方、「人口1人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」の項目については、平均値より高い費用がかかっています。

表 3.1.18 本市のごみ処理の評価(全国類似市町村との比較)

標準的な指標	人口1人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.816	0.177	0.081	14,175	48,682
最大	1.314	0.449	0.697	30,308	99,623
最小	0.612	0.051	0	7,380	22,493
標準偏差	0.125	0.069	0.079	3,676	14,136
四街道市	0.738	0.205	0.074	14,589	53,086
偏差値	56.2	54.1	50.9	48.9	46.9

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版)

(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)



資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版)

(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

図 3.1.14 本市のごみ処理の評価(全国類似市町村との比較)

3) 千葉県内の全市町村との比較

令和5年度における本市と千葉県内の全市町村との比較結果は、表3.1.19及び図3.1.15で示すとおりです。

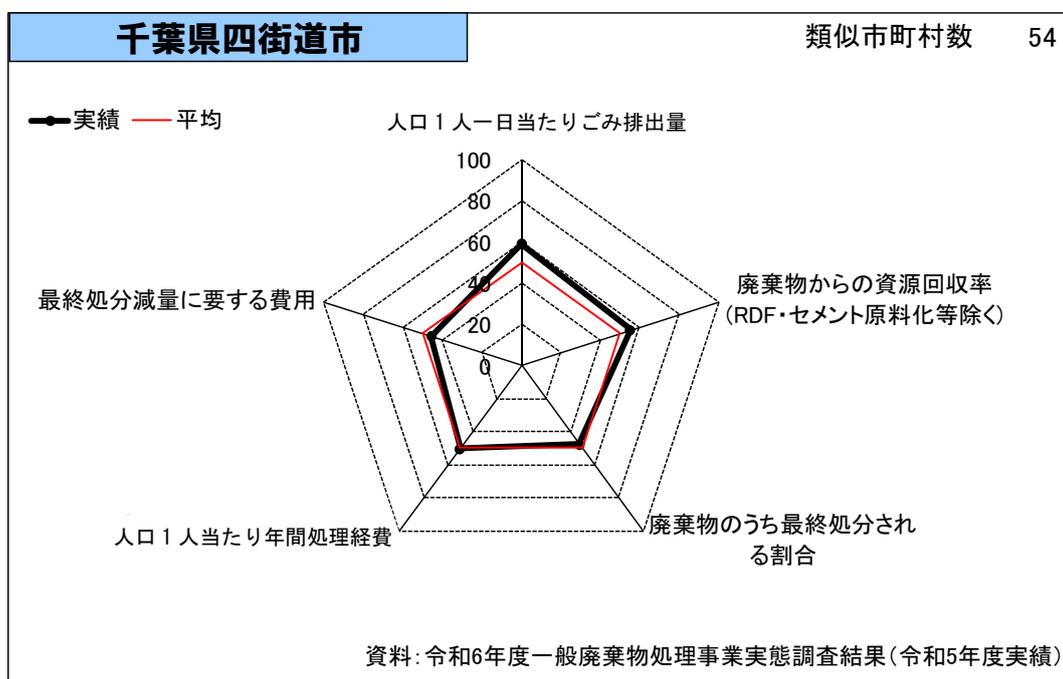
「人口1人一日当たりごみ排出量」、「廃棄物からの資源回収率」、「人口1人当たり年間処理経費」の項目についてはいずれも平均値と比較して優れている結果となっています。

一方で、「廃棄物のうち最終処分される割合」は平均値より多く、「最終処分減量に要する費用」の項目については平均値より高い費用がかかっています。

表3.1.19 本市のごみ処理の評価(千葉県内の全市町村との比較)

標準的な指標	人口1人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.876	0.178	0.064	14,845	46,238
最大	1.444	0.346	0.142	52,950	130,430
最小	0.602	0.049	0	8,363	22,187
標準偏差	0.155	0.051	0.039	6,898	15,796
四街道市	0.738	0.205	0.074	14,589	53,086
偏差値	58.9	55.3	47.4	50.4	45.7

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版)
(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)



資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版)
(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

図3.1.15 本市のごみ処理の評価(千葉県内の全市町村との比較)

(8) 前計画の評価

前計画では、基本方針1、基本方針2、基本方針3に基づき取り組むべき施策を掲げていました。

基本方針1 2Rを意識した3Rの推進

基本方針2 市民・事業者・行政の協働

基本方針3 適正処理の構築

前計画における評価を下記以降に示します。

1) 数値目標

前計画では、令和7年度において以下に示す4つの指標の数値目標を設定していました。

前計画の中間目標値である令和2年度、前計画の最終年度である令和7年度の目標値（前計画より抜粋）は、表3.1.20で示すとおりです。

表 3.1.20 前計画における数値目標

	H32(R2)年度 (前計画中間 目標値)	R7年度 (前計画期間最終年度 目標値)
1人1日当たり 総排出量 (生活系ごみ+事業系ごみ)	793 g/人日	755 g/人日
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	497 g/人日	495 g/人日
リサイクル率	26.4 %	23.9 %
最終処分率	9.3 %	9.2 %

出典：四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）抜粋

① 1人1日当たり総排出量

前計画の目標値及び実績値は表 3.1.21 及び、図 3.1.16 に示すとおりです。令和4年度までは前計画の目標値より排出量が多かったものの、令和5年度以降は目標値を達成しています。

表 3.1.21 1人1日当たり総排出量の達成状況

単位：g/人・日

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	793	764	761	759	757
実績値	813	822	784	765	726	717



図 3.1.16 1人1日当たり総排出量の達成状況

② 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

前計画の目標値及び実績値は表 3.1.22 及び、図 3.1.17 に示すとおりです。令和4年度までは前計画の目標値より排出量が多かったものの、令和5年度以降は目標値を達成しています。

表 3.1.22 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の達成状況

単位：g/人・日

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	497	502	500	498	497
実績値	551	564	530	516	491	481

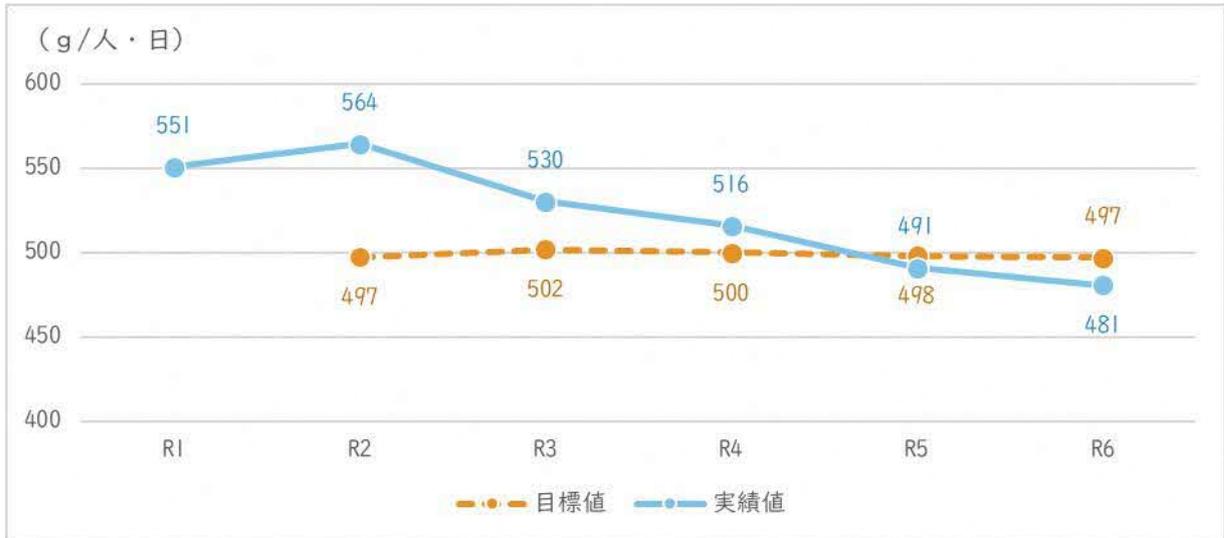


図 3.1.17 一人1日当たり家庭系ごみ排出量の達成状況

③リサイクル率

前計画の目標値及び実績値は表 3.1.23 及び、図 3.1.18 に示すとおりです。いずれの年度においても目標値を達成できていません。令和5年度までは増加傾向にありましたが、令和6年度では減少しているため、再び増加傾向に転換することが必要です。令和5年度から焼却灰を溶融処理により資源化したことで特に令和5年度は資源化量が増加した一方、雑誌、鉄類、集団回収量、資源物として収集されている排出量は減少していることが要因と考えられます。

表 3.1.23 リサイクル率の達成状況

単位：%

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	26.4	22.8	23.1	23.3	23.6
実績値	19.8	19.7	19.9	19.9	20.7	19.8

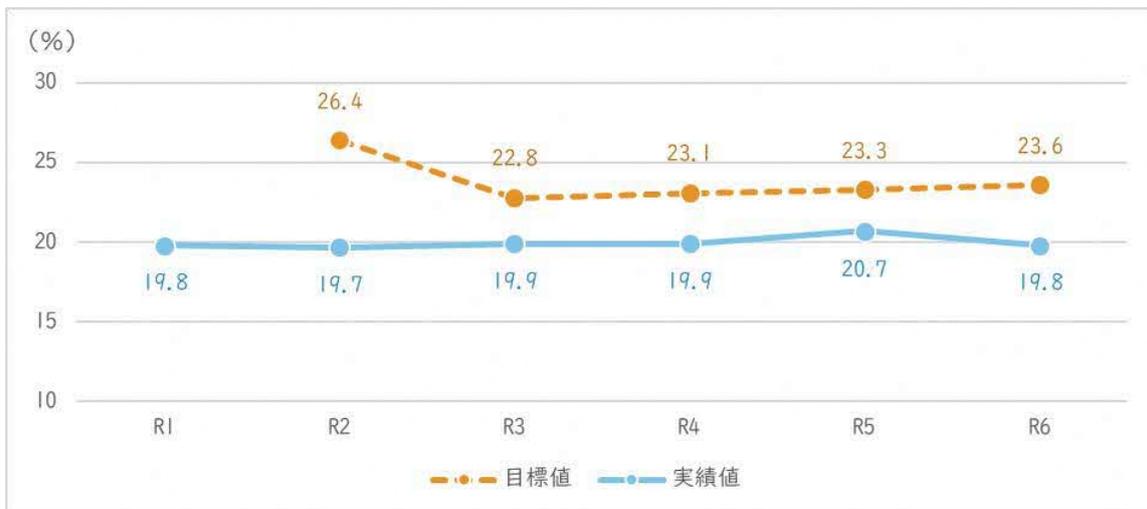


図 3.1.18 一人1日当たり家庭系ごみ排出量の達成状況

④最終処分率

前計画の目標値及び実績値は表 3.1.24 及び、図 3.1.19 に示すとおりです。令和 3 年度以降、目標値を達成しています。令和 5 年度以降は、これまで埋立て処分をしていた焼却残渣の一部を再資源化したことにより、目標値より大幅に下回りました。

表 3.1.24 最終処分率の達成状況

単位：%

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	9.3	9.3	9.3	9.3	9.2
実績値	9.5	9.6	9.1	9.0	7.9	8.5

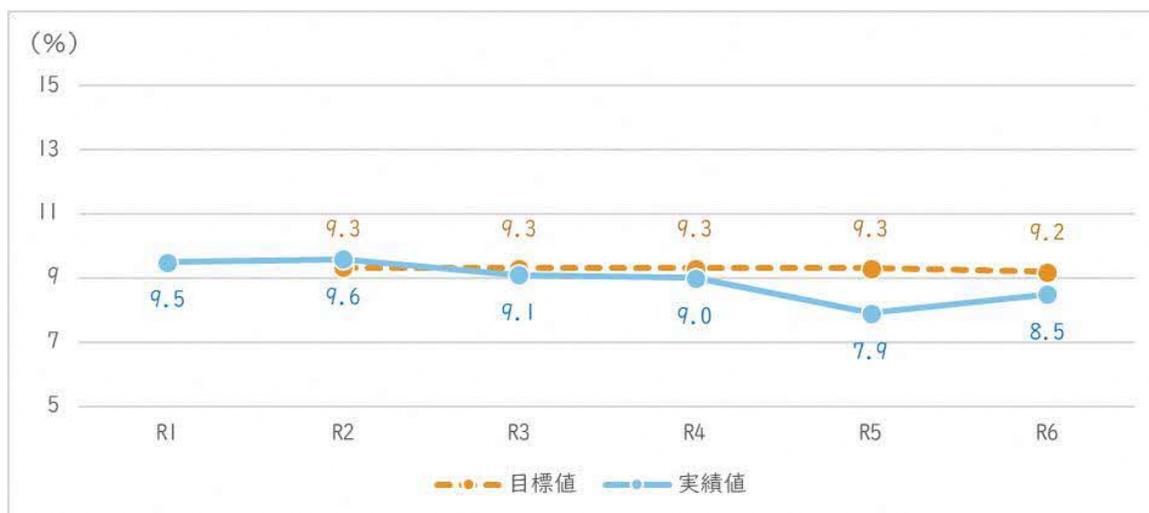


図 3.1.19 最終処分率の達成状況

2) 主な施策の取組状況

① 2Rを意識した3Rの推進に係る施策の取組状況

● リユース品情報コーナー

リユース品情報コーナーの申し込み件数等の推移は、表 3.1.25 で示すとおりです。

不要品の交換情報を市役所玄関や市の広報媒体で公開し、不要品の再使用を支援しています。

表 3.1.25 リユース品情報コーナーの申し込み件数等の推移 (単位：件)

	ゆずります		ゆずってください		計	
	登録数	成立数	登録数	成立数	登録数	成立数
R1	115	37	59	6	174	45
R2	106	49	34	6	140	55
R3	49	8	23	2	72	10
R4	34	4	16	1	50	5
R5	72	15	7	2	79	17
R6	29	7	17	2	46	9

● 生ごみ堆肥化事業等への参加

本市では家庭系ごみの減量を目的とし、生ごみ処理容器及び発酵資材を配布しています。また令和4年度より、生ごみから堆肥を作る方法を紹介する「ごみを減らそう講習会」を開催しています。



ごみを減らそう講習会

家庭系ごみの減量への取り組みの一環として、ごみの減量化・リサイクルに関する講習会を開催しています。

講師をお招きし、生ごみから堆肥を作る方法の一例を、実演を交えて紹介したり、参加者同士や講師との交流をとおして、堆肥化における課題の共有や改善の提案を行うことにより、より実践的なごみの減量化について学ぶことができます。



実演の様子

● 集団回収事業への支援

集団回収登録団体数の推移は、表 3.1.26 で示すとおりです。

本市は、「四街道市再資源化物集団回収事業補助金交付要綱」を定め、再資源化物の回収を行う団体及び回収業者の組合に対し、補助金を交付しています。令和 6 年度の登録団体数は 55 団体となっています。

表 3.1.26 集団回収登録団体数の推移 (単位：団体)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
集団回収登録団体数	65	64	63	63	60	55

● 拠点回収

ごみの減量・リサイクルの推進のため、民間事業者との連携等により集積所以外でも公共施設で資源物を回収しています。

回収品目と回収場所は、表 3.1.27 で示すとおりです。

表 3.1.27 拠点回収の回収品目と回収場所

回収品目	回収場所
乾電池	市役所本庁舎
ペットボトルキャップ	・市役所本庁舎 ・総合福祉センター
使用済みインクカートリッジ	市役所本庁舎
小型家電 【主なもの】 携帯電話、ゲーム機、ラジオ、DVD デッキ、電卓、時計、ドライヤー、オーディオ機器 等	・市役所本庁舎 ・市役所第二庁舎 ・文化センター ・図書館 ・わろうべの里 ・公民館（四街道、千代田、旭） ・鷹の台郵便局 ・鹿放ヶ丘ふれあいセンター
使い捨てコンタクトレンズの空ケース	・市役所本庁舎 ・わろうべの里

- **家庭系ごみ処理手数料制度の導入**

令和2年9月よりごみ減量化の推進のため、家庭系ごみ（可燃ごみと不燃ごみ）に対して、家庭系ごみ処理手数料制度を導入しました。

制度導入により、市民のごみ減量の意識が高まり、ごみの排出量は年々減少しています。



(四街道市 家庭用可燃ごみ指定袋 家庭用不燃ごみ指定袋)

- **エコショップよつかいどう認定制度**

エコショップよつかいどう認定制度は、ごみの発生を抑制し、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、消費者である市民と商品の販売を通じて最も密接な関わりを持つ市内の小売店をエコショップよつかいどうとして紹介しています。

● **環境学習の推進**

本市では、若い世代からごみに対する意識を醸成するために、令和元年度から市内小中学校を対象とした「ごみの減量と分別講座」を実施しています。

また、一般市民向けに「出前講座」を随時開催したり、市民が多く集まるイベント等での啓発を行っています。

四街道市クリーンセンターでは施設見学を受け付けており、市内小学校を対象とした施設見学会には、表 3.1.28 で示すとおり毎年 600 人以上が参加しています。

表 3.1.28 施設見学会等の実施

年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設見学会	回数 (単位：回)	10	0	9	11	12	10
	参加者数 (単位：人)	675	0	742	833	895	762

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止

● **使い捨てのライフスタイルの見直し**

プラスチックごみを削減し環境負荷を低減することを目的とし、令和2年7月から全国でプラスチック製レジ袋が有料化されました。

本市でもマイバック持参運動を推進するほか、令和6年度から市内公共施設を給水スポットとして、マイボトル利用を促進しています。



マイボトルの利用促進活動

本市では、ウォータースタンド株式会社と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結し、新庁舎開庁にあわせ、四街道市役所 新庁舎1階、四街道市立図書館、四街道市総合福祉センターの3カ所に給水機を設置し、市内13カ所を給水スポットとして運用しています。



給水スポット

②適正処理の構築に係る施策の取組状況

● プラスチック・ビニール類の一括回収

本市では、これまで不燃ごみで排出されていた製品プラスチックを、令和6年10月から、「プラスチック・ビニール類」として一括で回収することとなりました。一括回収を導入することにより、市民の分別負担を軽減しつつ、リサイクル効率の向上を図っています。また、資源物として再利用可能なプラスチックの回収量が増加し、埋立処分量の削減にも寄与しています。

● 粗大ごみシール券の導入

本市では、粗大ごみ（戸別収集）回収における料金の納付について、令和5年4月より納付書（後払い）から粗大ごみシール券（前払い）に変更となりました。粗大ごみシール券を導入したことにより、利用者の利便性が高まり、不法投棄の抑制にも寄与しています。

● 雑がみの専用網袋による回収

可燃ごみの減量と資源物のリサイクル推進を図るため、ごみ集積所に雑がみを回収するための網袋（緑色）を令和5年4月から設置しています。雑がみは可燃ごみに混入されやすい資源であることから、専用の回収袋を設定し、他のごみと分けて回収する体制を整備することで、焼却ごみ量の削減と資源の有効活用が進められています。市民への周知活動により、回収量の増加と定着が図られつつあります。

● 最終処分量の減量化

本市では、焼却後に発生する焼却残渣について、適正な処理を行うとともに、令和5年度から灰溶融により資源化しており、最終処分量の減量及び最終処分場の延命化を推進しています。

3) 施策の評価

中間見直し以降の令和3年度から令和6年度の各年度における取組状況を以下に示します。

なお、取組の詳細は、「四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書」で毎年度公表しています。

【点検・評価の方法】

◎	実施又は実施中(順調に進捗している)
○	実施又は実施中(改善の余地あり)
△	実施に向け準備中
□	調査検討中又は未実施

	R3	R4	R5	R6
基本方針Ⅰ 2Rを意識した3Rの推進				
Ⅰ-1 発生抑制・再使用・資源化の推進	-	-	-	-
(1) 3Rに関する意識啓発活動の推進	-	-	-	-
① 3R意識の向上のための広報活動の実施	◎	◎	◎	
(2) 発生抑制・再使用の更なる推進【重点項目】	-	-	-	-
① 発生抑制・再使用の推進に繋がる意識啓発の実施	○	○	◎	
② 発生抑制・再使用の推進のための制度の継続、充実、導入	○	○	○	
(3) 資源化の推進	-	-	-	-
① 資源化の推進に繋がる意識啓発の実施	◎	◎	◎	
Ⅰ-2 3R推進のためのしくみづくり	-	-	-	-
(4) 発生抑制・再使用のための側面支援【重点項目】	-	-	-	-
① 市民・事業者の発生抑制のための自発的活動の側面支援	◎	◎	◎	
② エコショップ制度の側面支援	○	○	○	
③ 事業系ごみの分別の徹底及び資源ごみの自己処理の要請	○	○	○	
④ 家庭系ごみの処理手数料制度の導入	◎	◎	◎	
⑤ 拡大生産者責任の明確化	○	○	○	
⑥ リユース品の交換制度の充実	○	○	◎	
⑦ 食べきり協力店制度の側面支援	◎	○	○	
⑧ 雑がみ分別の支援	○	◎	◎	
(5) 資源化のための側面支援	-	-	-	-
① 広報手法や広報媒体の充実	◎	◎	◎	
② 使用済みインクカートリッジの回収	◎	◎	◎	
③ 廃乾電池の拠点回収の試行実施	◎	◎	◎	

資料：四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書

	R3	R4	R5	R6
基本方針2 市民・事業者・行政の協働				
2-1 市民の取組	-	-	-	-
(6)循環型社会を構築するためのライフスタイルの転換	-	-	-	-
①もったいない意識を常に心がける	◎	◎	◎	
②ごみの減量化、資源化等の環境問題に関心を持つ	◎	◎	◎	
③市民団体の生ごみたい肥化事業等への参加	○	◎	◎	
(7)分別排出への協力	-	-	-	-
①分別を徹底し、異物混入を防止	○	○	○	
②雑がみを資源化するための分別の徹底	○	◎	◎	
(8)不法投棄防止への協力	-	-	-	-
①不法投棄防止の視点での監視、通報の協力	○	○	◎	
2-2 事業者の取組	-	-	-	-
(9)自己処理の原則に基づくごみ排出量減量化への協力	-	-	-	-
①ごみの減量化、資源化計画の策定及び実施	◎	◎	◎	
(10)拡大生産者責任による製品の製造・販売への配慮	-	-	-	-
①不要となった製品の環境負荷に及ぼす影響が最小となる再使用可能部品の組み込みや処理処分の容易性を配慮して製品の製造・販売	○	○	○	
(11)環境保全・資源保全に関する取組の公表	◎	○	○	-
2-3 行政の取組	-	-	-	-
(12)本計画の基本理念及び基本方針の周知	-	-	-	-
①ごみ処理の基本理念及び基本方針を市民、事業者へ周知と行政の積極的行動	◎	◎	◎	
②拡大生産者責任の働きかけを行う	○	○	○	
③出前講座等による市民・事業者への積極的な啓発活動を継続	◎	◎	◎	
(13)計画達成のための具体的施策等の実践	-	-	-	-
①ごみ削減アイデア、実践事例を市民・事業者から広く募集し、応募者との意見交換等の交流をとおして情報の共有を行い、実践事例等を市のホームページや産業まつり時に紹介	◎	◎	◎	

資料：四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書

	R3	R4	R5	R6
基本方針3 適正処理の構築				
3-1 収集・運搬の検討	-	-	-	-
(14)状況の変化に対応した収集・運搬の検討	-	-	-	-
①家庭系ごみ処理手数料制度導入時の戸別収集の検討	□	□	□	
②粗大ごみの処理券の導入の検討	◎	◎	◎	
③プラスチック・ビニール類の一括回収	□	○	◎	
(15)環境と安全に配慮した収集・運搬の実施	-	-	-	-
①低公害型車両の導入誘導	◎	○	○	
3-2 中間処理施設の整備	-	-	-	-
(16)新ごみ処理施設の整備の検討	-	-	-	-
①循環型社会推進のためのごみ処理システムの決定	□	□	□	
②次期ごみ処理施設の基本計画策定	□	□	□	
(17)エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備	-	-	-	-
①エネルギー回収型廃棄物処理施設(次期ごみ処理施設)の整備	□	□	□	
②生活環境影響調査、発注仕様書作成等エネルギー回収施設整備に係る事業の実施	○	□	□	
(18)マテリアルリサイクル推進施設の整備	-	-	-	-
①マテリアルリサイクル推進施設(破碎、圧縮、選別、梱包施設、再生、保管、展示等リサイクル推進に資する施設)の整備	□	□	□	
3-3 最終処分の検討	-	-	-	-
(19)最終処分量の減量化の検討	-	-	-	-
①焼却残渣の取扱について検討	□	◎	◎	
(20)最終処分方法の検討	-	-	-	-
①災害廃棄物の最終処分対応について検討	□	○	○	
3-4 適正な事業経営の推進	-	-	-	-
(21)ストックマネジメント体制の整備	□	□	□	

資料：四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書

(9) 現状と課題

前計画の数値目標や施策の取組状況から現状と課題を以下にまとめます。

① 2Rを意識した3Rの推進

発生抑制・再使用の推進についての取組

◆現状

- ・総人口は増加していますが、家庭系ごみ処理手数料制度の導入等により、ごみの総排出量は減少傾向となっています。
- ・リユース品情報コーナー制度を活用し、家庭で不要となったもののリユース活動を実施していますが、利用率は減少しています。
- ・小学生向けの授業や講習会等を開催し、市民のごみ減量に関する意識を醸成し、家庭から排出されるごみの発生抑制を促進しています。
- ・市内公共施設を給水スポットとし、マイボトルの利用促進を行う等、ごみを発生させないような仕組みの構築をしています。

◆課題

- ・ごみの排出量をさらに減少させていくために、適正な排出等の情報を積極的に発信していく必要があります。
- ・リユース品情報コーナーの利用を促進するとともに、新たなリユース活動を拡大していく必要があります。
- ・環境学習の充実を図り、幅広い年代に対してごみに対する意識を向上させる必要があります。

資源化についての取組

◆現状

- ・ごみの減量や資源の有効利用を推進するため、集団回収を行っている団体に対して四街道市再資源化物集団回収事業補助金を交付しています。
- ・資源物の回収を促進するため、市内公共施設等での拠点回収を実施しています。
- ・資源化可能な紙類（雑がみ）の回収を促進するため、令和5年度より専用網袋での回収を開始しています。
- ・さらなる資源化を推進するため、令和6年度10月より製品プラスチックの一部を資源物（プラスチック・ビニール類）として回収を開始しています。

◆課題

- ・集団回収量が減少傾向となっているため、制度のあり方を見直す必要があります。
- ・雑がみについて、組成分析の結果では約6割が可燃ごみに混在してしまっていることから、資源物として排出するよう更なる周知徹底が必要となっています。
- ・排出抑制を推進していく一方、リサイクル率を現状以上に向上させるためには、検討事項も多く経費もかかるため、排出抑制と再資源化を総合的に考えていく必要があります。

②適正処理の構築

適正な排出、収集・運搬に関する取組

◆現状

- ・市民が適正に排出を行えるよう、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」の配布やごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信を行っています。
- ・不法投棄を防止するため、禁止看板を設置しての啓発活動や、定期的なパトロールを実施しています。
- ・事業系ごみについて、展開検査を行っての分別指導を実施しています。
- ・ごみを排出することが困難な高齢者や障がい者等に対して戸別収集を行っています。
- ・令和5年度より粗大ごみの処理手数料をシール券方式に変更し、利便性を図っています。

◆課題

- ・市民が適切に排出を行えるよう、適切な排出方法についての周知徹底や情報提供を行っていく必要があります。また近年増加傾向にある外国人に対して、外国人向けの「家庭ごみの正しい分け方・出し方」を配布し、分別のやり方等を周知していく必要があります。
- ・引き続き効果的な収集・運搬体制を検討していきます。

中間処理施設整備に関する取組

◆現状

- ・現在の市クリーンセンターは施設稼働から35年が経っていますが、精密機能検査において処理能力的には支障なく運転できていることが確認されています。しかし、関係区・自治会との協定により継続操業ができません。

◆課題

- ・吉岡区内に確保した用地での、次期ごみ処理施設の整備に向けて準備等を行っています。
- ・次期ごみ処理施設整備事業においては、公害防止の徹底を図ったエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備と3R推進を支援するためのマテリアルリサイクル推進施設（破碎、選別、圧縮、梱包施設、再生、保管、展示等リサイクル推進に資する施設）の整備を予定しています。

最終処分に関する取組

◆現状

- ・現在、市内に最終処分場が無い場合、焼却施設から排出される焼却残渣及び、粗大ごみ処理の過程で発生する残渣については、複数の民間最終処分場で埋立処分をしています。なお、市内での最終処分場確保については様々な検討を行ってききましたが、埋立用地の確保については極めて困難です。
- ・焼却残渣の一部からは鉄等の資源回収を行っています。また、令和5年度より焼却残渣の一部の熔融処理を行っています。

◆課題

- ・市内に最終処分場を確保することが極めて困難であることから、排出抑制及び資源化を徹底することで、可能な範囲で最終処分量を減量していくことが必要となります。
- ・最終処分場については今後も検討を継続し、清掃事業の円滑な運営を目指す必要があります。

③その他の課題

特別管理一般廃棄物について

◆現状と課題

- ・PCBを含んだ製品や感染性一般廃棄物に関しては、適正な処理ルートについて周知していく必要があります。

特別管理一般廃棄物とは

廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジの部品に含まれるPCB、処理能力が1日5トン以上のごみ処理施設の焼却施設から排出されるばいじんのうち、集じん施設によって集められたもの、感染性一般廃棄物があります。

適正処理困難物について

◆現状と課題

- ・近年、充電式電池（リチウムイオン電池等）のごみ混入による収集車やごみ処理施設での火災事故が全国で多発し、本市でも分別排出が課題となっています。
- ・リチウムイオン電池等の適正な回収方法について、市民への周知徹底を図るとともに、市としても収集運搬ルートを確認する等の検討が必要となります。

プラスチック問題への対応について

◆現状と課題

- ・本市は海に面していないものの、市内から排出されるプラスチックは河川を通じて海洋汚染につながる可能性があります。また、生活排水に含まれるプラスチック片や繊維くずも自然環境や生態系に影響を及ぼすことが懸念されます。
- ・これらを防ぐために、プラスチックごみ削減や適正排出の徹底、3Rの実践、環境に配慮した製品選びや地域の清掃活動等、本市全体でマイクロプラスチック対策の取組を実践していく必要があります。

災害廃棄物への対策について

◆現状と課題

- ・本市では、平成29年度に「四街道市災害廃棄物処理計画」を策定しました。
- ・「四街道市災害廃棄物処理計画」に基づき、平時から処理体制の構築や、職員への教育を行うとともに、計画の内容を見直し、改訂を行っていきます。

脱炭素社会に向けての取組

◆現状と課題

- ・本市では二酸化炭素の総量が減少傾向となっています。しかし、「ゼロカーボンシティ」に向けて更なる減量をしていく必要があります。
- ・「第3次四街道市環境基本計画」「四街道市地球温暖化防止計画（区域政策編）（事務事業編）」に基づき、ごみの減量化やリサイクルを推進し、二酸化炭素の排出削減に取り組む必要があります。

3.2 計画の基本的枠組み

(1) 基本理念・基本方針

循環型社会を形成し推進するため四街道市では、ものを大切に使い、ごみの発生を抑える(Reduce リデュース)、今あるものを繰り返し使う「Reuse リユース」、資源をもう一度原料として使う「Recycle リサイクル」3つに、ごみとなるものの受け取りを断る「Refuse リフューズ」を加え、更なる減量化を目指し、市民・事業者・行政が協力しながら取り組んでいきます。

加えて、排出されたごみや資源を適正に収集・運搬、中間処理、最終処分を行うことが重要であり、そのための、適正処理の構築を行います。

ごみ処理基本計画体系は、基本理念として「循環型社会形成推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ～サブタイトル～」を掲げ、基本理念を達成するため「発生回避(Refuse)の推進」、「発生抑制(Reduce)の推進」、「再使用(Reuse)の推進」、「再資源化(Recycle)の推進」、「適正処理の構築」の5つの基本方針を示します。

循環型社会形成推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、
環境にやさしいまちの実現へ
～サブタイトルがここに入ります～

基本方針1 発生回避(Refuse)の推進

基本方針2 発生抑制(Reduce)の推進

基本方針3 再使用(Reuse)の推進

基本方針4 再資源化(Recycle)の推進

基本方針5 適正処理の構築

環境への負荷をできる限り低減し、循環型社会を形成していくため、図のような流れで取り組んでいきます。



(2) 目標

本計画は、各種施策の実効性をより確実なものとするため、計画の具体的な目標を定めます。目標の指標は1人1日当たり総排出量（総排出量原単位）、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（家庭系ごみ排出量原単位）、リサイクル率、最終処分率とします。数値目標を以下に示します。

	令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間目標値)	令和17年度 (目標年度)
1人1日あたり総排出量 (生活系ごみ+事業系ごみ) (g/人・日)	717	685	672
1人1日あたり 家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	481	463	451
リサイクル率 (%)	19.8	23.4	26.5
最終処分率 (%)	8.5	7.8	7.5

目標設定算出根拠

①プラスチック類の分別によるリサイクル率の向上

本市で実施されている可燃ごみのごみ組成調査によると、令和6年度ではプラスチック類が25.4%でした。そこで、令和17年度では、プラスチック類混入率を18%以下にすることを目標とし、分別排出の徹底を図ります。

②紙類の分別によるリサイクル率の向上

本市では、実施されている可燃ごみのごみ組成調査によると、令和6年度では新聞1.5%、段ボール2.3%、雑紙2.0%混入しています。そこで、令和17年度では、可燃ごみ中に含まれる紙類の分別排出を徹底し、全量資源化することを目標とし、分別排出の徹底を図ります。

③食品ロスの削減

第4章 食品ロス削減推進計画における目標により、厨芥類の減量化を目指します。

(3) 計画実現への取組

基本方針のもとで実施する施策を19に集約して示します。

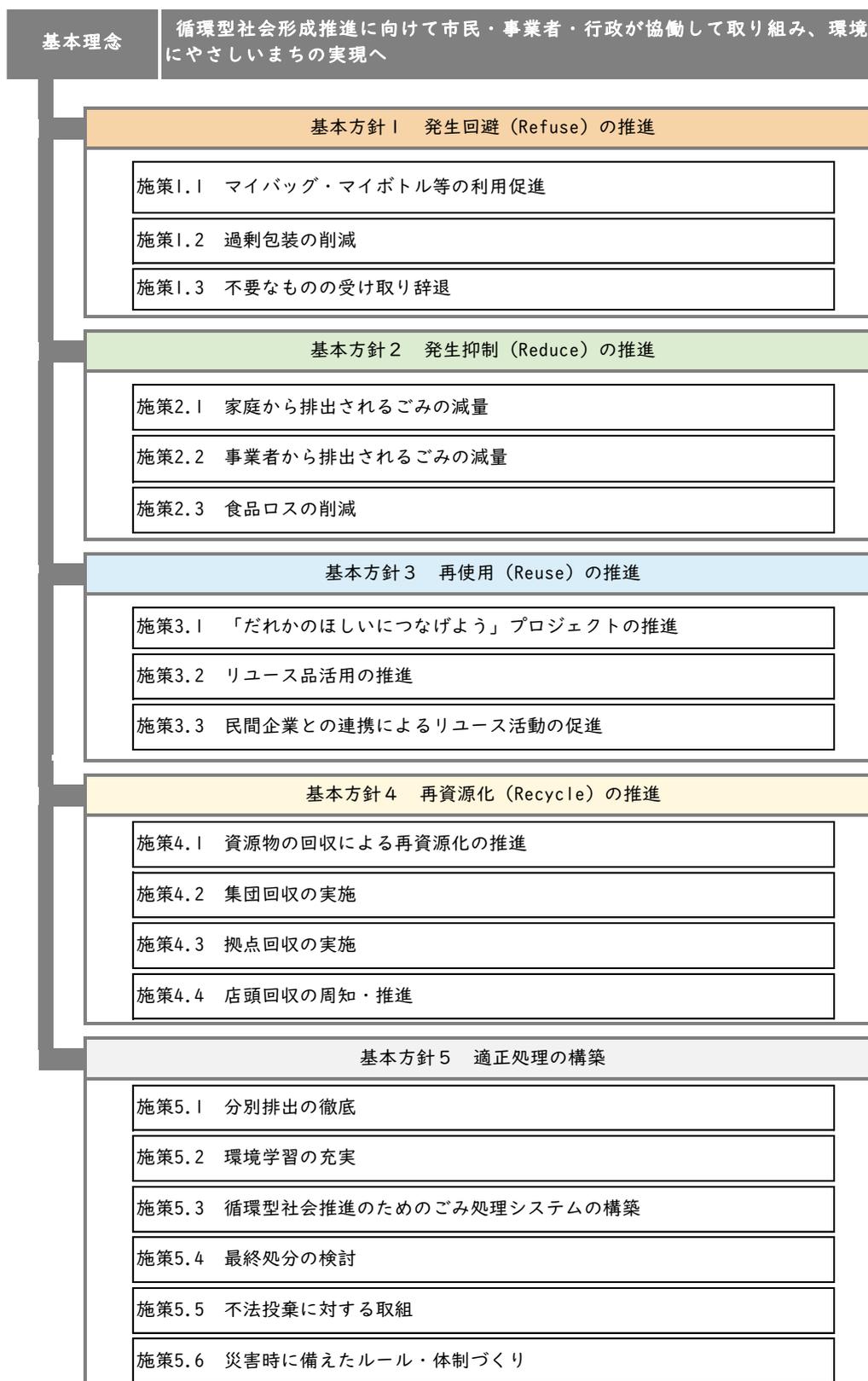


図 3.2.1 施策体系図

基本方針Ⅰ 発生回避（Refuse）の推進

「ごみとなるものを受け取らない」という行動はごみを減量するうえで非常に有効となります。この行動を推進するためにマイバッグやマイボトルの利用促進や過剰包装の辞退などといった取り組みを行っていきます。

また、これらの行動は、ごみの減量に加えマイクロプラスチックからなる環境汚染等問題解決にも寄与します。



施策 1.1 マイバッグ・マイボトル等の利用促進【重点施策】

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- マイバッグやマイボトルの利用促進
- 利用促進のための啓発活動

施策 1.2 過剰包装の削減

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- 購入時の過剰包装の辞退
- 簡易包装の実施
- 詰め替え用商品の利用
- 過剰包装辞退に関する啓発活動の実施

施策 1.3 不要なものの受け取り辞退

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- 店舗での割りばしや試供品などの無料配布物の受け取り辞退
- 無料配布物受け取り辞退に係る啓発活動の実施

基本方針2 発生抑制（Reduce）の推進

ごみの発生を減らすには、1人1人が意識を高く持って取り組むことが重要です。

ごみ発生抑制のため、家庭・事業者から排出されるごみの量を減らす取組を行います。

また、情報の発信や啓発活動、家庭系ごみ処理手数料制度の適正な運用など、まち全体でごみを減らすことができるような取組を行っていきます。



施策 2.1 家庭から排出されるごみの減量

四街道市

市民

事業者

《主な取組み内容》

- ごみ減量に関する講座の開催
- 日用品等の適正な量の購入
- 家庭系ごみの減量に関する啓発活動の実施
- 家庭系ごみ処理手数料制度の適切な運用

施策 2.2 事業者から排出されるごみの減量

四街道市

事業者

《主な取組み内容》

- 市内事業者に対して事業系ごみの適正処理に関する情報発信・啓発活動の実施
- 「四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第5条に規定する多量排出者に該当する者への減量化、資源化計画の策定及び提出の要請
- 事業者による小分け販売や量り売りの導入・拡大

施策 2.3 食品ロスの削減【重点施策】

四街道市

市民

事業者

詳細は「第4章食品ロス削減推進計画」にて記載。

基本方針3 再使用（Reuse）の推進

ごみとして排出する前に再び使用するリユース活動を積極的に行うことでごみ排出量を削減し、全体的なごみの減量につなげる取組みを行います。

リユース活動を活性化させるため、リユース品情報コーナーの運営や民間企業等と協力して活動を促進していきます。



施策 3.1 「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクトの推進【重点施策】 四街道市 市民

《主な取組み内容》

- リユース活動を行う団体の紹介・活動支援
- プロジェクトの広報・周知



「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクト

本市では、家庭で眠っているおもちゃや本、衣類などを集め、子育て世帯での再使用を促すことで、地域での資源循環を図りつつ、子育て世帯への支援やリユース意識の向上を図ります。

図書館で実施された「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクト



施策 3.2 リユース品活用の推進 四街道市 市民

《主な取組み内容》

- 家庭で不要となったもの、譲ってほしいものを当事者間で受け渡すリユース品情報コーナー制度の周知及び利用促進
- 市民によるリユース品情報コーナーの積極的な利用

施策 3.3 民間企業との連携によるリユース活動の促進 四街道市 事業者

《主な取組み内容》

- 民間企業との連携、情報発信
- フリマアプリ等の活用促進のための広報・啓発活動
- リサイクルショップ等の利用促進のための広報活動

基本方針4 再資源化（Recycle）の推進

再資源化を推進することにより、ごみ排出量を削減することができます。

また、限りある資源をもう一度利用することにより、資源循環の促進も図られます。

リサイクルを推進するため、資源物を回収しやすい環境・制度づくりに努めます。また、情報発信や啓発活動を行うことで、まち全体でこの活動に取り組んでいきます。



施策 4.1 資源物の回収による再資源化の推進【重点施策】

四街道市

市民

《主な取り組み内容》

- 専用の網袋による雑がみの分別回収
- 製品プラスチックの一括回収
- 廃食用油のリサイクル回収
- 新たな資源物回収に関する検討
- 再生素材を使用した環境配慮型製品購入（グリーン購入）の促進

施策 4.2 集団回収の実施

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- 再資源化物集団回収の参加
- 再資源化物集団回収補助金の交付及び制度の周知・広報の実施

施策 4.3 拠点回収の実施

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- 小型家電や使い捨てコンタクトレンズの空ケース等拠点回収の積極的な利用
- 拠点回収の更なる推進

施策 4.4 店頭回収の周知・推進

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- 食品トレイ等の回収など、店舗で独自に実施している店頭回収の利用
- 店頭回収に関する情報発信

基本方針5 適正処理の構築

安全安心に暮らせるまちにするため、平時における安全で安定した収集運搬体制の確保はもとより、大規模災害時に備えた処理体制等を構築していきます。

また、次代を担う子どもたちや若年層のごみに対する意識を高めるため、環境学習を行っていきます。

さらに、次期ごみ処理施設の整備や最終処分については、将来にわたり、安定した処理・処分が継続できるよう検討していきます。



施策 5.1 分別排出の徹底

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- 「家庭ごみの正しい分け方・出し方」の配布やごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の配信によるルールへの周知・遵守
- 高齢者等排出困難者への対応
- 適正処理困難物の処理の仕方等に関する周知徹底
- 搬入される事業系ごみの定期的な展開検査の実施
- 事業系ごみに関する組成分析調査の実施
- 事業系ごみの排出ルールの徹底、適正処理に関する指導・啓発

施策 5.2 環境学習の充実【重点施策】

四街道市

市民

《主な取り組み内容》

- 市内小中学生を対象とした授業の実施
- クリーンセンターの施設見学会の実施
- 中学生を対象としたプラスチック・ビニール類の手選別体験会の実施
- 出前講座の開催

施策 5.3 循環型社会推進のためのごみ処理システムの構築

四街道市

《主な取組み内容》

- 効果的な収集・運搬体制の検討
- 収集車における低公害車の導入
- 次期ごみ処理施設の整備の推進によるごみ処理システムの再構築
- 新たにごみ処理施策の調査・検討

施策 5.4 最終処分の検討

四街道市

《主な取組み内容》

- 焼却残渣の資源化
- 最適な最終処分方法の更なる検討

施策 5.5 不法投棄に対する取組

四街道市

市民

事業者

《主な取組み内容》

- 定期的なパトロールの実施
- 不法投棄禁止看板等の設置
- 警察と連携した不法投棄への対応

施策 5.6 災害時に備えたルール・体制づくり **【重点施策】**

四街道市

市民

事業者

《主な取組み内容》

- 四街道市災害廃棄物処理計画の定期的な見直し
- 四街道市災害廃棄物処理計画に基づく職員研修の実施
- 災害廃棄物の排出ルールの周知徹底
- 災害時の事業者との連携
- 退蔵ごみの適正排出

(4) ごみ処理体制の計画

1) 収集・運搬計画

収集・運搬の主体は、表 3.2.1 で示すとおりです。

ごみの分別品目に応じ、経済的、効率的な収集・運搬体制の構築に努めます。

また、環境への配慮を十分勘案し、車両及び収集経路等を検討します。

表 3.2.1 収集・運搬の主体

区分	収集・運搬の主体
家庭系ごみ	直営 ^{注)} 、委託業者、自己搬入
事業系ごみ	許可業者、自己搬入

注)直営は高齢者、障がい者世帯を対象とした戸別収集に限ります。

2) 中間処理計画

中間処理の方法は、表 3.2.2 で示すとおりです。

四街道市クリーンセンター及び粗大ごみ処理施設は、施設稼働後約 35 年を経過しています。今後、長期にわたり、安定的な中間処理を実施するため、次期ごみ処理施設の整備を行う必要があります。

表 3.2.2 中間処理の方法

項目	処理方式	施設
可燃ごみ	焼却、熔融他	エネルギー回収型廃棄物処理施設
不燃ごみ	選別	委託
粗大ごみ	破碎、選別	マテリアルリサイクル推進施設
プラスチック・ビニール類	圧縮・梱包	
資源物・剪定枝	選別、チップ化	委託

3) 最終処分計画

今後も最終処分は委託処理を継続します。

将来も安定した最終処分を継続するために、熔融処理やセメント化等の資源化を進めることで最終処分量削減のための取組や処理残渣の有効利用を検討します。

表 3.2.3 最終処分の方法

項目	処理方式
可燃ごみ	埋立
不燃ごみ	埋立
粗大ごみ	埋立

第4章 食品ロス削減推進計画

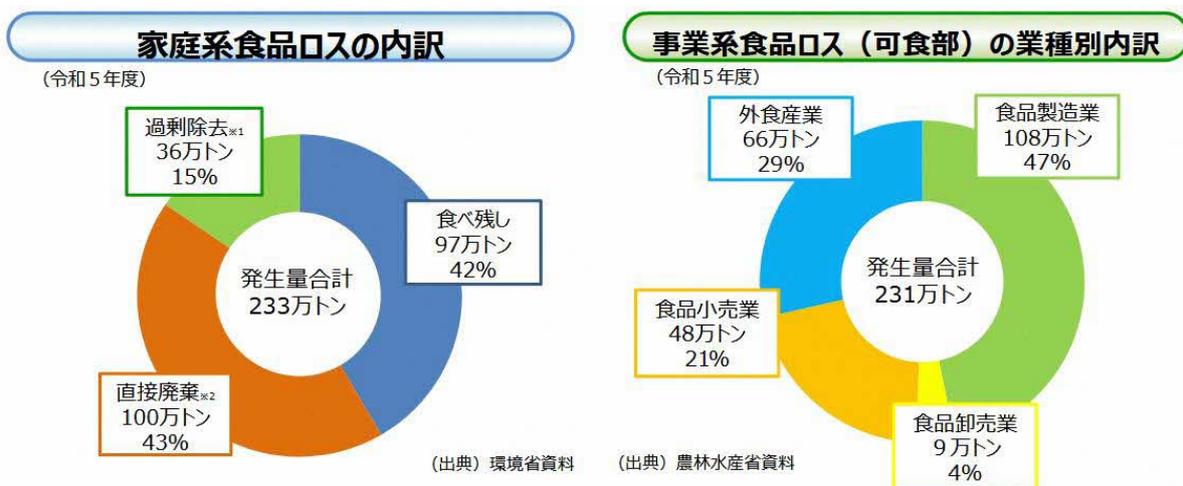
4.1 食品ロスを取り巻く情勢

(1) 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスと、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスに分類されます。

(2) 食品ロス問題

日本における食品ロス量は年間約 464 万 t（農林水産省及び環境省における令和 5 年度推計）であり、国民一人当たりで換算すると 37kg になると言われています。このうち、家庭系食品ロス量は 233 万 t、事業系食品ロス量は 231 万 t であり、食品ロス削減には家庭、事業者双方の取組が必要であることがわかります。



[出典]「食品ロス削減関係参考資料（令和 7 年 6 月 27 日版）」消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

図 4.1.1 全国における食品ロス発生量

4.2 計画策定の趣旨

(1) 食品ロス削減推進計画の位置づけ

本市における食品ロス削減の取組を充実させ、総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定します。

本章は、「食品ロス削減推進法」第13条の規定に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」を踏まえた「食品ロス削減推進計画」に位置づけます。

(2) 食品ロス削減推進法

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的として、令和元年10月1日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。同法では、令和12年度において、平成12年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進することを目標と定めています。

表 4.2.1 食品ロス削減推進法の概要

国の責務	食品ロス削減に関する施策の策定・実施
地方公共団体の責務	国及び他の地方公共団体と連携し、その地域特性に応じた施策を策定・実施する
事業者の責務	国または地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロス削減に積極的に取り組む
消費者の責務	食品ロス削減についての理解と関心を深め、食品の購入・調理の方法を改善する等により食品ロス削減に自主的に取り組む
食品ロス削減推進月間	食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間(10月)を設ける



[出典] 「食品ロス削減関係参考資料 (令和7年6月27日版)」 消費者庁消費者教育推進課

食品ロス削減推進室

図 4.2.1 食品ロス削減目標

4.3 前計画の評価

(1) 数値目標

前計画では、食品ロス発生量に係る目標を、国が掲げている「令和12年度において、平成12(2000)年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進すること」に合わせ、令和7年度までに29g/人・日に削減することとしてきました。国では、令和4年度調査によると国民1人1日当たりの食品ロス量は約103g(出典：農林水産省)とされており、国が算出している食品ロス量と本調査結果を比較すると少ないものの、令和6年度現在、目標値を達成できていない状況にあります。

前計画の数値目標及び令和2、6年度の食品ロス量調査結果は、表4.3.1で示すとおりです。

表4.3.1 食品ロス量調査の概要

	令和2年度 (令和3年1月実施)	令和6年度 (令和7年1月実施)	令和7年度目標 (前計画)
1人1日当たり 食品ロス量	38.5g/人・日	37.0g/人・日	29g/人・日

(2) 主な取組状況

1) 食べきり協力店を通じた啓発

本市では、市内飲食店を対象に小盛メニューの設定や持ち帰りの対応等、外食時の食品ロス削減に取り組む飲食店を「四街道市食べきり協力店」として登録しています。「四街道市食べきり協力店」は、表4.3.2で示すとおりです。

なお、食べきり協力店の募集・登録は随時行っています。

表4.3.2 食べきり協力店登録店舗数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
登録店	9	11	25	24	24	22

2) 「食材使いきり料理」の紹介による啓発

四街道市産業まつり等のイベント時において、市内の高等学校や大学と連携した「食材使いきり料理」の紹介、使いきりレシピカードの配布を行い、来場者に対する「食品ロス削減」の啓発を行いました。「食材使いきり料理」の取組実績は、表 4.3.3 で示すとおりです。

表 4.3.3 「食材使いきり料理」の取組実績

R1	ラスク(市内パン製造店から製造過程で廃棄するパンの耳と端を提供いただき利用)
R2	新型コロナウイルスの影響で実施せず
R3	カップケーキ(普段廃棄される野菜等を活用して製作)
R4	マフィン(処分される予定の規格外野菜等を活用して製作)
R5	マフィン(処分される予定の規格外野菜等を活用して製作)
R6	マフィン(処分される予定の規格外野菜等を活用して製作)

3) 環境学習の推進

若い世代から食品ロス削減に対する意識を高める取組みとして、市内の小中学生を対象に実施している「ごみの減量と分別講座」の中で食品ロスについての授業を行っています。

4.4 食品ロス実態調査

(1) 調査方法

本市では令和3年1月、令和7年1月に家庭から発生する食品ロス量の調査を実施しました。

高齢者や単身世帯において食材の使い切りが難しい傾向があり、全国的にも家庭内食品ロスの発生要因となっているため、本市では、高齢者世帯の多い千代田地区と若い転入者が多いもねの里地区を対象地域として調査を実施しています。

調査は、市内2地区の集積所に集積された家庭系ごみを対象とし、ごみ袋1袋ごとの重量と容量、厨芥類の総重量を量ることにより食品ロスの量を算出しています。なお、厨芥類は環境省「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」（令和元年5月）に準じ、厨芥類のうち、食べ残し、直接廃棄、過剰除去等の3つに分類し、直接廃棄に関しては、消費期限・賞味期限表示の有無とその日時を記録しました。

(2) 調査結果

食品ロス量調査の概要は表4.4.1で示すとおりであり、令和7年1月に実施した調査では、試料総量661.81kgに対し、「直接廃棄」と「食べ残し」を合わせた食品ロス量は61.45kgで9.29%の割合となっています。

表 4.4.1 食品ロス量調査の概要

調査年月	令和3年1月	令和7年1月
試料総量	516.64kg	661.81kg
食品ロス量	43.82kg (8.48%) (直接廃棄 29.37kg (5.68%)、 食べ残し 14.45kg (2.80%))	61.45kg (9.29%) (直接廃棄 29.37kg (4.44%)、 食べ残し 32.08kg (4.85%))
1人1日 あたり 食品ロス量	38.5g/人・日	37.0g/人・日

注) 「1人1日当たり食品ロス量」の算出方法

R2.2～R3.1まで12か月の可燃ごみ年間排出量 15,839t、前回の調査による食品ロス量の割合 8.48%、R3.2.1時点の人口 95,406人、年間日数 366日により算出

$$\Rightarrow 15,839t \times 8.48\% \div 95,406人 \div 366日 \times 10^6 = 38.5g/人 \cdot 日$$

R6.2～R7.1まで12か月の可燃ごみ年間排出量 14,032t、今回の調査による食品ロス量の割合 9.29%、R7.2.1時点の人口 96,408人、年間日数 365日により算出

$$\Rightarrow 14,032t \times 9.29\% \div 96,408人 \div 365日 \times 10^6 = 37.0g/人 \cdot 日$$



図 4.3.1 食品ロス量調査実施状況

(3) 食品ロス量調査結果を受けての考察

①住民の意識と行動のギャップ

食品ロス削減に関する啓発活動は食品ロス量が減少していることから一定の効果を上げ、認知度は向上していると考えられるものの、実際の買い物・調理・保存方法などの生活習慣に結びつく行動変容には至っていない層も一定数存在しています。

また、転入者に対しては、ごみの分別ルールを周知するだけでなく、本市で行っている食品ロス削減対策を併せて周知する必要があります。

②生活様式の変化による影響

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により外食機会が減少し、自炊や家庭内飲食が増加した一方、令和6年度には行動制限の緩和とともに外食・中食の利用が再び増加しており、食品ロスの発生場所や形態に変化が考えられます。外食・中食の機会の増加により、家庭から排出される食品ロス量は減少したことが想定されます。

③食品ロス削減施策の浸透の課題

本市ではフードドライブやコンポストの活用促進等の取組を進めていますが、対象世帯の範囲が限定的であることや、取組の定着・拡大が道半ばであることから、全市的な削減効果にはつながりにくい状況にあることが考えられます。

また、啓発と連動した具体的な行動支援（例：食べ切り運動の実施や生ごみ処理容器・発酵資材の配布など）も今後の課題といえます。

④データの変動幅の限界

家庭系食品ロス量の算定には一定のばらつきが生じます。調査対象の抽出方法、収集日要因等により数グラム単位の差は統計上の誤差の範囲内である可能性があります。

⑤まとめ

食品ロス量が大きく減少しなかった背景には、生活習慣の定着、施策の浸透不足、環境変化の影響など複合的な要因があると考えられます。

今後は、行動変容を促す仕組みの強化と、多様なライフスタイルに応じた柔軟な支援策の展開が求められます。市民一人ひとりが実践しやすい取組の構築と継続的な効果検証が重要です。

4.5 食品ロス削減推進計画

(1) 基本理念・基本方針

本市では、食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス発生量の削減に努めてきました。本計画においても引き続き、食品ロス発生量の削減を進めるため、以下のとおり基本理念を掲げ、3つの基本方針を定めます。

(案) 食品ロス発生量の削減に努め、環境にやさしいまちの実現へ
～サブタイトルがここに入ります～

基本方針1 食品ロス削減に係る普及啓発

基本方針2 食品ロス削減に係る仕組みの構築

基本方針3 循環利用の推進

(2) 目標年次

令和17年度を、本計画の目標年次とします。

(3) 目標

令和6年度の食品ロス調査結果より、前計画で目標としていた「1人1日当たり食品ロス量29g/人・日」を達成できていないことから、令和12年度の目標値は引き続き「1人1日当たり食品ロス量29g/人・日」以下とし、令和17年度の目標値は、令和12年度の調査結果と新しい国の指標等を考慮することとしますが、引き続き29.0g/人・日以下を目指します。

表4.5.1 食品ロス量の目標

	令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間目標値)	令和17年度 (目標年度)
1人1日当たり 食品ロス量 (g/人・日)	37.0	29.0	29.0

(4) 計画実現への取組

食品ロス発生量の削減を目指して、計画実現のために市民・事業者・行政がそれぞれ行う取組内容を整理し、実施していきます。

基本理念	食品ロス発生量の削減に努め、環境にやさしいまちの実現へ
基本方針1 食品ロス削減に係る普及啓発	
施策1.1 食品ロス削減の啓発活動	
施策1.2 計画的な買い物の実施	
施策1.3 3きり（使いきり・食べきり・水きり）の徹底	
基本方針2 食品ロス削減に係る仕組みの構築	
施策2.1 フードドライブの実施	
施策2.2 食べきり協力店制度の拡大・充実	
施策2.3 行政による食品ロスの発生抑制	
施策2.4 食育を通じた周知・啓発	
基本方針3 循環利用の促進	
施策3.1 生ごみたい肥化容器の配布	
施策3.2 生ごみ堆肥化方法の広報・実践	
施策3.3 食品ロス（事業系）の削減	

基本方針Ⅰ 食品ロス削減に係る普及啓発

まち全体で「食」を大切にすることを醸成し、あらゆる場面における食品ロスの削減に向けた具体的な取組の実践・定着につながるよう、情報発信や啓発活動の働きかけを行います。



施策Ⅰ.Ⅰ 食品ロス削減の啓発活動

四街道市

《主な取組み内容》

- 食品ロス削減のための啓発活動・情報提供（3010 運動、mott+ECO、全国おいしい食べきりキャンペーン等）
- 産業まつりなどのイベントにおける啓発活動
- 定期的な食品ロス量調査の実施
- 計画的な買い物を推進するための啓発活動

施策Ⅰ.2 計画的な買い物の推進

四街道市

市民

事業者

《主な取組み内容》

- 買い物リストを利用した計画的な買い物の実施
- 冷蔵庫内やストックしている食品の適正管理
- 小売りや量り売りを活用しての買いすぎの防止

施策Ⅰ.3 3きり（使いきり・食べきり・水きり）の徹底

四街道市

市民

事業者

《主な取組み内容》

- 使いきり…食べきれぬ量だけ調理する、適正な集客予測に基づいた在庫管理、食材使いきりレシピの紹介、使いきりに関する情報発信
- 食べきり…作りすぎ、注文のしすぎ等による食品ロス発生防止、賞味期限・消費期限の正確な理解、小盛メニューや持ち帰り等の対応、食べきり協力店による「食べ残しゼロ」の啓発活動の実施
- 水きり…生ごみ処理の際にしっかりと水を切ることの実践、水きりについての啓発活動の実施



水きり

生ごみの水分量は 70～80%といわれています。生ごみを水きりすることにより、含まれている水分を減量でき、ごみの減量に大きく貢献します。

基本方針2 食品ロス削減に係る仕組みの構築

食品ロスを削減するための仕組みを構築します。

まち全体で食品ロス削減に取り組めるよう、フードドライブの実施や食べきり協力店制度の更なる充実、また、若い世代から「食」を大切にする意識を醸成するため、食育を通じた周知・啓発を行っていきます。



施策 2.1 フードドライブの実施【重点施策】

四街道市 市民 事業者

《主な取り組み内容》

- 市内店舗に回収ボックスを設置してのフードドライブの実施
- イベント等での出張フードドライブの実施
- フードドライブについての広報活動の実施

施策 2.2 食べきり協力店制度の拡大・充実

四街道市 市民 事業者

《主な取り組み内容》

- 食べきり協力店制度の紹介
- 登録店舗の更なる拡大



食べきり協力店制度

市では、食品ロスを減らすための取り組みのひとつとして、食べ残しの削減に取り組む飲食店を「四街道市食べきり協力店」として登録しています。

家庭での食品ロスを減らすこととあわせて、外食においても食べ物への「もったいない」という意識を持ってもらうため、市と市民、協力店が一体となって食べきりの推進に取り組んでいます。



施策 2.3 行政による食品ロスの発生抑制

四街道市

《主な取り組み内容》

- 防災備蓄品の賞味期限・消費期限の把握
- 防災備蓄品の計画的な使用

施策 2.4 食育を通じた周知・啓発

四街道市

市民

《主な取り組み内容》

- 小中学生を対象とした食品ロスについての授業の実施
- 学校給食を通じた食品ロス削減に関する知識の醸成

基本方針3 循環利用の促進

食品ロスの削減に努めても、発生が避けられないケースもあります。資源循環の観点から、生ごみ（調理くず等）の排出を抑制し再資源化を推進するために、生ごみ堆肥化容器の配布や講座の開催等、資源を循環させる仕組みを構築、及び取組を促進していきます。



施策 3.1 生ごみ堆肥化容器の配布

四街道市

《主な取組み内容》

- 生ごみ堆肥化容器の配布

施策 3.2 生ごみ減量化方法の広報・実践

四街道市

市民

《主な取組み内容》

- 生ごみの減量・堆肥化に関する講習会の開催
- 生ごみの減量化方法についての情報発信

施策 3.3 食品ロス（事業系）の削減

四街道市

事業者

事業所等から排出される食品ロスについて、事業者と連携して削減を目指します。

《主な取組み内容》

- 食品業界における3分の1ルール、販売機会を恐れての大量発注等の商習慣の見直しの呼びかけ
- 食品関連事業者への生ごみリサイクルに関する周知啓発



賞味期限・消費期限

■ 消費期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のこと。お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されています。



■ 賞味期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「おいしく食べられる期限」のこと。スナック菓子、カップめん、チーズ、かんづめ、ペットボトル飲料など、消費期限が表示されている食品に比べ、いたみにくい食品に表示されています（作ってから3ヶ月以上もつものは「年月」で表示することもあります）。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。もし、賞味期限が過ぎた食品があったら、大人の方とそうだんしてから食べましょう。



食品は表示されている保存方法を守って保存しておくことが大切です。ただし、一度開けてしまった食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

出典：農林水産省ホームページ

第5章 生活排水処理基本計画

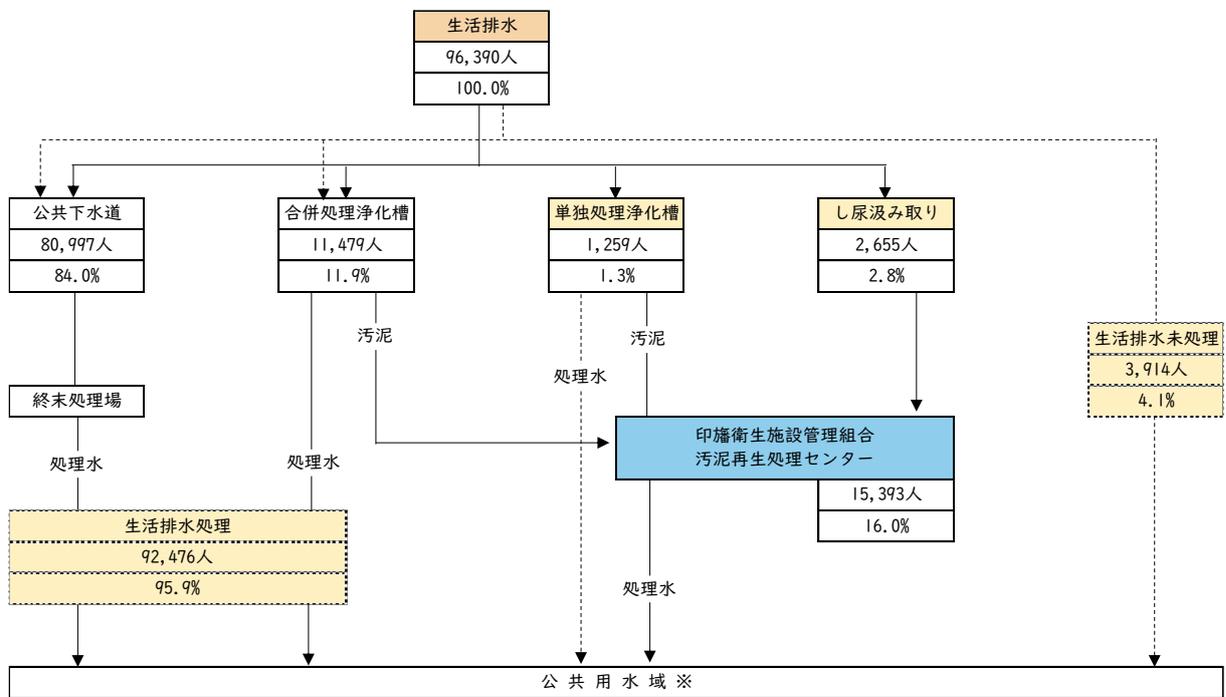
5.1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理フロー

令和5年度の生活排水処理フローは、図5.1.1で示すとおりです。

計画処理区域内人口は96,390人であり、このうち、生活排水処理を行っている人口は、公共下水道に接続している80,997人と合併処理浄化槽による処理を行っている11,479人を合わせた92,476人となっています。

一方、生活排水が未処理の人口は、単独処理浄化槽でし尿のみを処理している1,259人とし尿汲み取り処理を行っている2,655人を合わせた3,914人となっています。



※公共用水域は印旛沼水域で鹿島川、上手操川があり、東京湾水系で勝田川流域があります。

凡例	説明
———	し尿
-----	生活排水
公共下水道	処理施設名称
人	処理人口
%	処理率

図 5.1.1 生活排水処理フロー（令和5年度）

(2) 生活排水処理等の状況

1) 生活排水処理状況

生活排水処理形態別人口の推移は、表 5.1.1 及び図 5.1.2 で示すとおりです。

生活排水処理人口(表中の水洗化・生活雑排水処理人口)は毎年増加しており、令和元年度に 89,590 人(計画処理区域内人口に占める割合が 94.5%)であったものが、令和 5 年度には 92,476 人(同 95.9%)へと 2,886 人(同 1.4%)の増加となりました。

一方、単独処理浄化槽人口は令和元年度 1,862 人から令和 5 年度 1,259 人へと減少しています。同様に、し尿汲み取り人口は、3,393 人から 2,655 人へと減少しています。

表 5.1.1 生活排水処理形態別人口の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
計画処理区域内人口	人	94,845	95,149	95,691	96,161	96,390	0
水洗化・生活雑排水処理人口	人	89,590	90,201	91,385	92,228	92,476	0
公共下水道人口	人	79,282	79,567	80,579	80,951	80,997	0
コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0	0	0
農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	人	10,308	10,634	10,806	11,277	11,479	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	1,862	1,618	1,340	1,259	1,259	0
非水洗化人口	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	0
し尿汲み取り人口	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	0
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	94.5	94.8	95.5	95.9	95.9	#DIV/0!

※生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

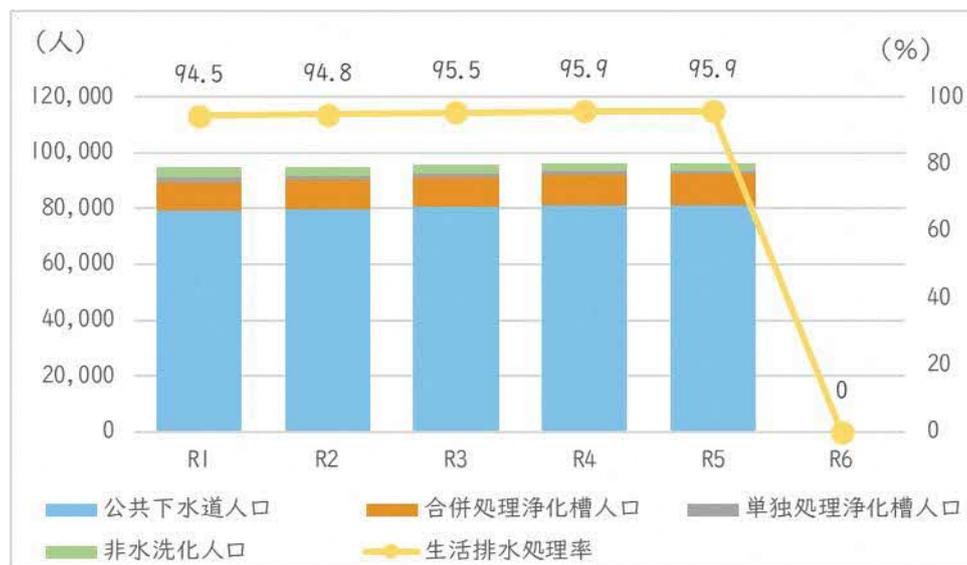


図 5.1.2 生活排水処理形態別人口の推移

2) し尿・浄化槽汚泥収集状況

し尿と浄化槽汚泥の発生量は、表 5.1.2 及び図 5.1.3 で示すとおりです。

令和元年度に年間 6,062kL であったものが、令和 5 年度には 6,253kL へと増加しています。

表 5.1.2 し尿収集量と浄化槽汚泥量の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
し尿・浄化槽収集人口	人	15,563	15,582	15,112	15,210	15,393	0
し尿	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	0
浄化槽	人	12,170	12,252	12,146	12,536	12,738	0
単独処理浄化槽汚泥	人	1,862	1,618	1,340	1,259	1,259	0
合併処理浄化槽汚泥	人	10,308	10,634	10,806	11,277	11,479	0
し尿・浄化槽汚泥発生量	kL/年	6,062	6,213	6,606	6,282	6,253	0
し尿収集量	kL/年	718	772	651	631	613	0
浄化槽汚泥量	kL/年	5,344	5,441	5,955	5,651	5,640	0
単独処理浄化槽汚泥	kL/年	1,197	1,056	921	906	925	0
合併処理浄化槽汚泥	kL/年	4,147	4,385	5,034	4,745	4,715	0
し尿・浄化槽汚泥日発生量	kL/日	16.6	17.0	18.1	17.2	17.1	0.0
し尿収集量	kL/日	2.0	2.1	1.8	1.7	1.7	0.0
浄化槽汚泥量	kL/日	14.6	14.9	16.3	15.5	15.4	0.0
単独処理浄化槽汚泥	kL/日	3.3	2.9	2.5	2.5	2.5	0.0
合併処理浄化槽汚泥	kL/日	11.3	12.0	13.8	13.0	12.9	0.0
し尿・浄化槽汚泥排出原単位	L/人・日	1.06	1.09	1.20	1.13	1.11	#DIV/0!
し尿収集量	L/人・日	0.58	0.64	0.60	0.65	0.63	#DIV/0!
浄化槽汚泥量	L/人・日	1.20	1.22	1.34	1.24	1.21	#DIV/0!
単独処理浄化槽汚泥	L/人・日	1.76	1.79	1.88	1.97	2.01	#DIV/0!
合併処理浄化槽汚泥	L/人・日	1.10	1.13	1.28	1.15	1.12	#DIV/0!



図 5.1.3 し尿収集量と浄化槽汚泥量の推移

(3) 生活排水処理対策の状況

1) 生活排水処理率の向上対策

本市では生活排水処理を推進するため、次の条例等を定め、一定の要件を満たす公共下水道への接続者または高度合併処理浄化槽の転換設置者に対して経済的助成制度の活用を働きかけています。

- 四街道市水洗便所改造資金助成条例
- 四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金交付要綱

2) し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集運搬体制の確保

し尿の収集・運搬、浄化槽の清掃・汚泥の運搬は、「浄化槽法」、「廃棄物処理法」及び「四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、2業者に許可しています。

(4) 処理施設整備状況

1) 処理主体

生活排水の処理主体は、表 5.1.3 で示すとおりです。

表 5.1.3 生活排水の処理主体

項目	処理対象とする生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	千葉県
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	浄化槽汚泥及びし尿	印旛衛生施設管理組合

2) 施設整備状況

公共下水道は表 5.1.4 で示すとおり、四街道市印旛沼流域関連公共下水道事業として事業の実施が行われています。印旛沼流域下水道の概要は、表 5.1.5 で示すとおりです。

また、浄化槽汚泥及びし尿の処理を行っている印旛衛生施設管理組合の概要は表 5.1.6、合併処理浄化槽の設置状況は表 5.1.7 に示すとおりです。

表 5.1.4 四街道市印旛沼流域関連公共下水道事業計画書概要

項目			既認可
工事完成年度			令和 6 年 3 月 31 日
事業計画面積	汚水		1,251ha
	雨水		976ha
計画処理人口			83,730 人
水洗化人口			79,560 人
1 人 1 日当たり 汚水量	生活 + 営業	日平均	295L/人・日
		日最大	395 L/人・日
		時間最大	595 L/人・日
	地下水量		70 L/人・日
計画汚水量	日平均		30,460 m ³
	日最大		38,420 m ³
	時間最大		55.740 m ³

表 5.1.5 印旛沼流域下水道の概要

	全体計画		現況 (令和3年3月末時点)
処理面積	27,391ha		18,068.6ha
処理人口	1,406,200人		1,317,292人
処理水量	花見川終末処理場	(処理能力) 日平均 224,900 m ³ 9系列	(令和2年度実績値) 日平均 275,596 m ³ 8系列
	花見川第二終末処理場	(処理能力) 日平均 428,600 m ³ 7系列	(令和2年度実績値) 日平均 159,113 m ³ 3系列
管渠延長	217.6km		170.9km
中継ポンプ場	11ヶ所		10ヶ所
終末処理場	2ヶ所		2ヶ所
排除方式	分流式		分流式
処理方式	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速砂ろ過法		標準活性汚泥法他
処理場敷地面積	花見川終末処理場	約 21ha	約 21ha
	花見川第二終末処理場	約 24ha	約 24ha
計画目標年度	令和6年度		
関連市町村	13市町(12市1町) 千葉市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、 四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡酒々井町		
その他接続関係	成田国際空港株式会社		

資料：千葉県ホームページ

表 5.1.6 印旛衛生施設管理組合の概要

構成団体	佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町(4市1町)
組合設立年月日	昭和38年4月5日
共同処理する事務	し尿及び浄化槽汚泥の処理
敷地面積	23,789.57 m ²
行政区域内人口	402,852人(令和6年3月31日現在)
処理対象人口	97,422人(令和6年3月31日現在)
処理方式	高負荷脱窒素処理+高度処理
処理能力	生し尿：43kL/日 浄化槽汚泥：日量152kL/日 合計：195kL/日
堆肥化設備処理能力	し尿余剰汚泥：日量16.2 m ³ (含水率85%) 好気性発酵処理で有機肥料(水分35%)

表 5.1.7 合併処理浄化槽の設置状況

単位：槽

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
5人槽	74	94	126	121	142	
7人槽	6	7	4	4	1	
10人槽	3	2	3	3	0	
その他（11人槽～）	9	2	4	4	7	
合計	92	105	137	132	150	0
うち補助対象	6	4	1	1	4	

(5) し尿処理経費状況

し尿処理経費の推移は、表 5.1.8 及び図 5.1.4 で示すとおりです。

1人あたりのし尿等処理経費は、令和元年度の3,168円から令和5年度の3,404円で推移しています。

また、1kLあたりのし尿等処理経費は、令和元年度の8,134円から令和5年度の8,380円で推移しています。

表 5.1.8 し尿等処理経費の推移

区分	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
し尿及び浄化槽汚泥の処理人口	人	15,563	15,582	15,112	15,210	15,393	
総処理量	kL	6,062	6,213	6,606	6,282	6,253	
し尿及び浄化槽汚泥の処理経費	千円	49,308	50,116	49,346	50,204	52,398	
建設・改良費	千円	0	0	0	0		
処理及び維持管理費	千円	49,308	50,116	49,346	50,204	52,398	
その他	千円	0	0	0	0		
1人あたりのし尿等処理経費 ^{※1}	円	3,168	3,216	3,265	3,301	3,404	#DIV/0!
1kLあたりのし尿等処理経費 ^{※2}	円	8,134	8,066	7,470	7,992	8,380	#DIV/0!

※1 1人あたり = し尿及び浄化槽汚泥の処理経費 ÷ し尿及び浄化槽汚泥の処理人口

※2 1kLあたり = し尿及び浄化槽汚泥の処理経費 ÷ 総処理量 (資料：一般廃棄物処理実態調査(環境省))

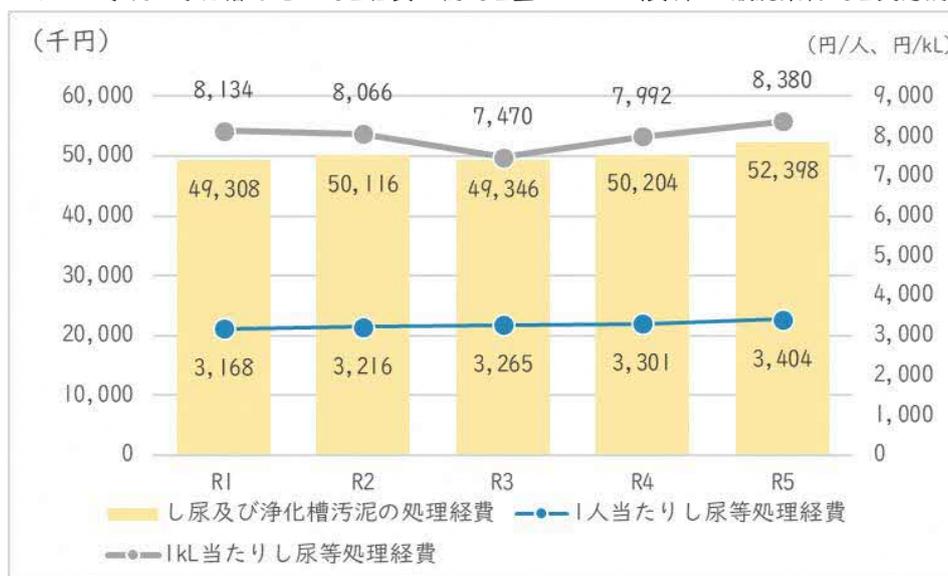


図 5.1.4 し尿等処理経費の推移

(6) 前計画の評価

1) 数値目標

前計画では、令和7年度において生活排水処理率を94.8%まで向上させることを目標としていました。前計画の中間目標年度である令和2年度、目標年度である令和7年度の目標値（前計画の抜粋）の比較は、表5.1.9で示すとおりです。

表 5.1.9 前計画における数値目標

項目	H32(R2)年度 (中間目標年度)	R7 年度 (目標年度)
公共下水道接続人口	79,351 人	79,699 人
合併処理浄化槽人口	10,590 人	11,452 人
単独処理浄化槽人口	1,846 人	1,763 人
し尿汲み取り人口	3,362 人	3,204 人

※公共下水道接続人口、合併処理浄化槽人口は数値目標を上回ることを、単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口は下回ることを目指します。（出典：四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）抜粋、一部加筆）

①公共下水道人口

前計画の目標値及び実績値は表 5.1.10 及び、図 5.1.5 に示すとおりです。いずれの年度においても目標値を達成しています。

表 5.1.10 公共下水道人口の達成状況

単位：人

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	79,351	79,421	79,490	79,560	79,629
実績値	79,282	79,567	80,579	80,951	80,997	

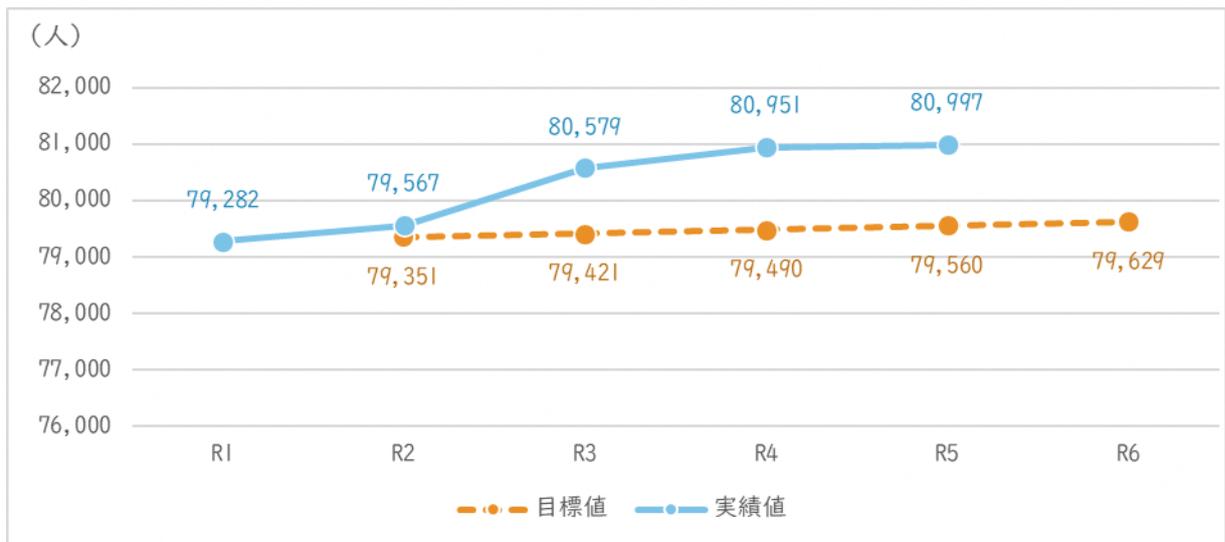


図 5.1.5 公共下水道人口の達成状況

②合併処理浄化槽人口

前計画の目標値及び実績値は表 5.1.11 及び、図 5.1.6 に示すとおりです。いずれの年度においても目標値を達成しています。

表 5.1.11 合併処理浄化槽の達成状況

単位：人

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	10,590	10,763	10,935	11,108	11,280
実績値	10,308	10,634	10,806	11,277	11,479	

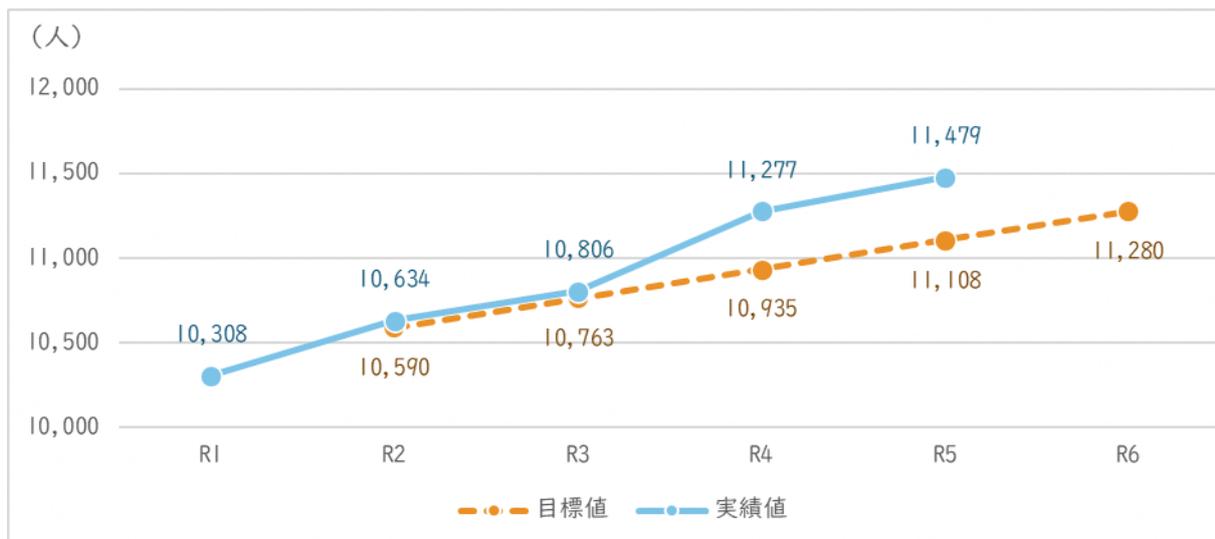


図 5.1.6 合併処理浄化槽の達成状況

③単独処理浄化槽人口

前計画の目標値及び実績値は表 5.1.12 及び、図 5.1.7 に示すとおりです。いずれの年度においても目標値を達成しています。

表 5.1.12 単独処理浄化槽人口の達成状況

単位：人

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	1,846	1,829	1,813	1,796	1,780
実績値	1,862	1,618	1,340	1,259	1,259	-

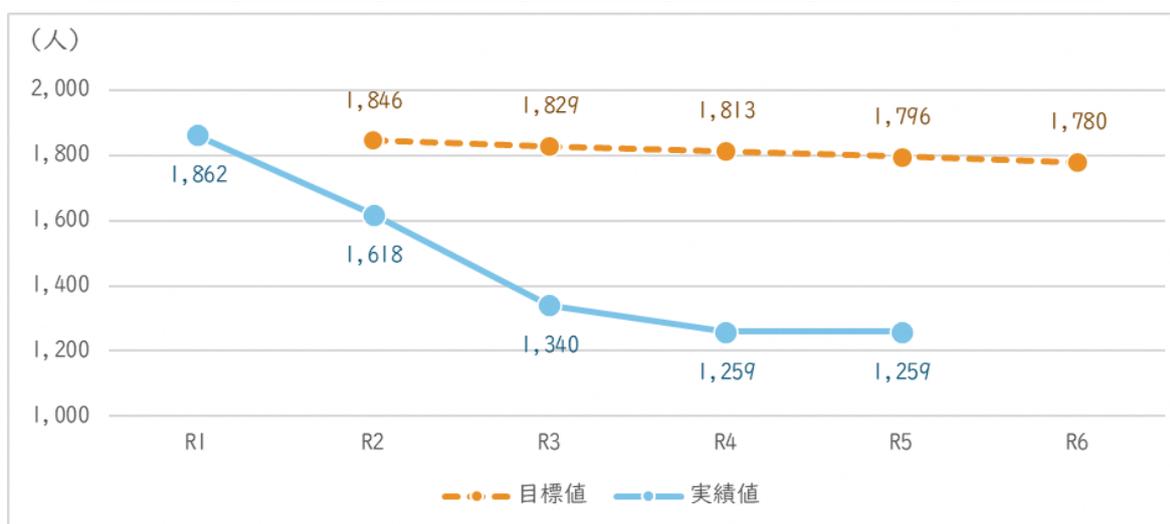


図 5.1.7 単独処理浄化槽人口の達成状況

④し尿汲み取り人口

前計画の目標値及び実績値は表 5.1.13 及び、図 5.1.8 に示すとおりです。いずれの年度においても目標値を達成しています。

表 5.1.13 し尿汲み取り人口の達成状況

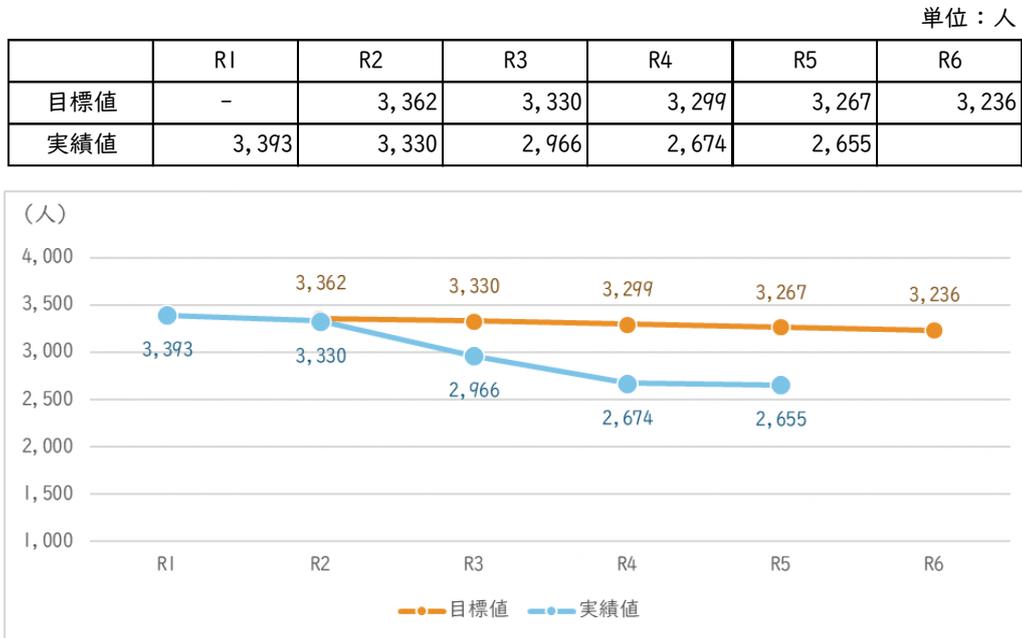


図 5.1.8 し尿汲み取り人口の達成状況

⑤生活排水処理率

前計画の目標値及び実績値は表 5.1.14 及び、図 5.1.9 に示すとおりです。令和 5 年度の生活排水処理率の目標値 94.7% に対し、実績は 95.9% と目標より 1.2% 高い状況にあり、目標を達成しています。

表 5.1.14 生活排水処理率の実績と目標の比較

単位：%

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
生活排水処理率	目標	94.5	94.5	94.6	94.6	94.7	94.8
	実績	94.5	94.8	95.5	95.9	95.9	

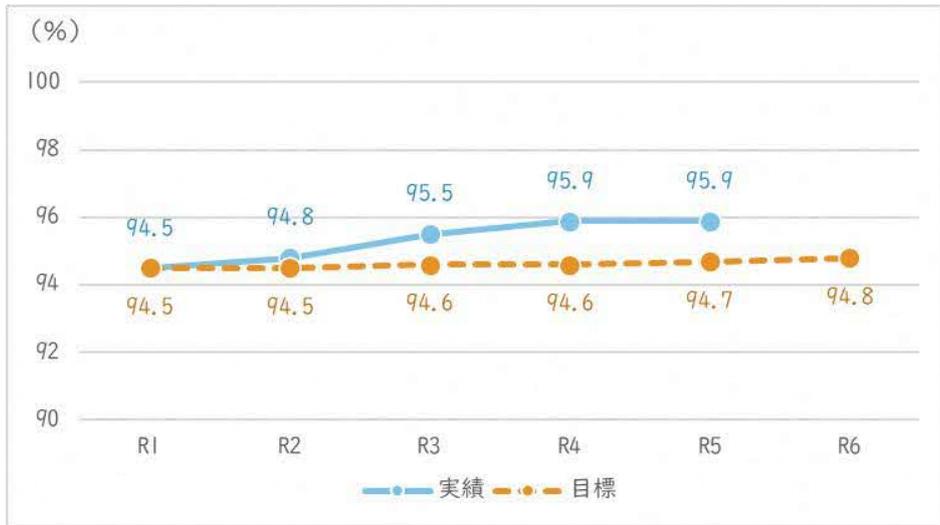


図 5.1.9 生活排水処理率の実績と目標の比較

2) 施策の取組状況

前計画では、基本方針1、基本方針2、基本方針3に基づき取り組むべき施策を掲げていました。

基本方針1 生活排水処理の推進

基本方針2 市民・事業者・行政の協働

基本方針3 適正維持管理の推進

中間見直し以降の令和3年度から令和6年度の各年度における取組状況を以下に示します。

なお、取組の詳細は、「四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書」で毎年公表しています。

【点検・評価の方法】

◎	実施又は実施中(順調に進捗している)
○	実施又は実施中(改善の余地あり)
△	実施に向け準備中
□	調査検討中又は未実施

	R3	R4	R5	R6
基本方針1 生活排水処理の推進				
1-1 公共下水道の普及	-	-	-	-
(1) 経済的助成制度	-	-	-	-
① 公共下水道供用開始区域での早期接続を誘導するため、「四街道市水洗便所改造資金助成条例」の周知を働きかける	□	◎	◎	
(2) 水環境の保全意識の向上	-	-	-	-
① 公共下水道の普及が、水環境の改善及び保全に役立つことを、啓発活動をとおして呼びかける	◎	◎	◎	
1-2 高度処理型合併処理浄化槽の普及	-	-	-	-
(3) 経済的助成制度の周知	-	-	-	-
① 公共下水道供用開始区域外での高度処理型合併処理浄化槽への転換設置を誘導するため、「四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金交付要綱」に基づき、転換設置者に対して経済的助成制度の活用を働きかける	○	◎	◎	
(4) 水環境の保全意識の向上	-	-	-	-
① 高度処理型合併処理浄化槽の普及が、水環境の改善及び保全に役立つことを、啓発活動をとおして呼びかける	◎	◎	◎	

資料：四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書

	R3	R4	R5	R6
基本方針2 市民・事業者・行政の協働				
2-1市民の取組	-	-	-	-
(5)循環型社会のライフスタイルの転換	-	-	-	-
①大量消費、大量廃棄の生活スタイルから資源を大切に、資源の循環に配慮した消費活動やライフスタイルへ転換し、水環境の保全に努める	○	◎	◎	
②家庭でできる身近な生活排水対策を実践し、環境負荷の軽減に努める	◎	◎	◎	
③水環境の保全を目的とした地域の環境美化活動への協力			◎	
(6)生活排水対策の実施	-	-	-	-
①公共下水道供用開始区域については下水道への早期接続、区域外については高度処理型合併処理浄化槽の設置等、適正な生活排水対策に努める	◎	◎	◎	
2-2事業者の取組	-	-	-	-
(7)自己処理の原則に基づく適正処理	-	-	-	-
①自己処理の原則に基づく、適正な排水処理及び環境負荷の低減	○	◎	◎	
(8)環境保全・資源保全意識の向上	-	-	-	-
①事業者として環境保全意識及び資源保全意識の向上	○	◎	◎	
②水環境の保全を目的とした地域の環境美化活動への協力	◎	◎	◎	
2-3行政の取組	-	-	-	-
(9)本計画での基本理念及び基本方針の周知	-	-	-	-
①生活排水処理の基本理念及び基本方針を市民、事業者、行政の積極的行動	○	△	○	
②環境保全、生活排水処理に関する情報の提供	◎	◎	◎	
(10)計画達成のための施策等の決定	-	-	-	-
①各種施策の実実施計画の策定及び予算の確保	○	◎	◎	

資料：四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書

	R3	R4	R5	R6
基本方針3 適正維持管理の推進				
3-1 適正な収集・運搬体制の維持	-	-	-	-
(11) 状況変化に対応した適正な収集・運搬体制の維持	-	-	-	-
① し尿及び浄化槽汚泥の収集量の変化に対応した、適正な収集・運搬体制を維持	◎	◎	◎	
(12) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施	-	-	-	-
① 環境と安全に配慮した収集・運搬効率の向上	○	○	◎	
3-2 中間処理施設の適正管理	-	-	-	-
(13) 浄化槽の適正な維持管理の推進	-	-	-	-
① 法的に義務付けられている設置者の責務等について周知及び浄化槽の適正な維持管理の推進	◎	◎	◎	
(14) し尿・浄化槽汚泥の中間処理施設の適正な維持管理の推進	-	-	-	-
① 汚泥再生処理センターの適正な維持管理及び機能の保全	◎	◎	◎	
② 受入品質の変化に対応した適正処理（し尿の減少、浄化槽汚泥の増量に対応）	◎	◎	◎	
(15) 公共広域下水道施設の適正な維持管理	-	-	-	-
① 公共広域下水道処理施設の適正な維持管理	◎	◎	◎	

資料：四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書

(7) 生活排水処理の課題

汲み取り便槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続の推進

◆現状

- ・市内の汲み取り人口は、令和元年度の3,393人(計画処理区域内人口に占める割合が3.6%)から令和5年度の2,655人(同2.8%)へと徐々に減少しています。(738人(同0.8ポイント)の減少)

◆課題

- ・水環境の保全の見地からも、更なる高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続が必要です。

単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続推進

◆現状

- ・市内の単独処理浄化槽人口は、令和元年度の1,862人(計画区域内人口に占める割合が2.0%)から令和5年度の1,259人(同1.3%)へと徐々に減少しています。(603人(同0.7ポイント)の減少)

◆課題

- ・水環境の保全の見地からも、更なる高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続が必要です。

健全な水循環の保全に配慮したライフスタイルへの転換

◆現状

- ・市内を流れる4河川12地点について水質調査を実施していますが、BOD75%値(環境評価基準)は、鹿島川、手繰川、小名木雨水幹線、勝田川ともすべて環境基準に適合しています。詳細は資料編「資料4 水質汚濁状況」に示しています。

◆課題

- ・現状の水環境を保全していくために、適正な生活排水処理を継続していくことが必要です。市民一人一人が環境保全意識を持ち、水循環の保全に配慮したライフスタイルへ転換していくことが必要です。

適正な生活排水処理施設の維持管理

◆現状

- ・本市のし尿・浄化槽汚泥は、印旛衛生施設管理組合の施設において広域で処理を行っています。印旛衛生施設管理組合の汚泥再生処理センターは、平成15年に竣工しており、竣工から22年経過しています。汚泥再生処理センターの耐用年数は、一般的に20~30年程度とされており、老朽化が進みます。

◆課題

- ・老朽化した処理施設について、計画的な設備改修を行う等により、適正な施設の維持管理が必要です。

5.2 生活排水処理基本計画

(1) 基本理念・基本方針

水環境の保全は、し尿の処理を含めた生活排水処理の推進と、処理施設の適正な維持管理の推進が大切です。それには、市民・事業者・行政が協働してそれぞれの役割を分担して取り組むことが必要となります。

このことから、生活排水処理基本体系は前計画から引き続き「水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ ～生活排水処理率 100%に挑戦～」を基本理念として掲げます。そして基本理念を達成するため「生活排水処理の推進」と「適正維持管理の推進」の2つを基本方針とします。

水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、
環境にやさしいまちの実現へ ～ 生活排水処理率 100%に挑戦 ～

基本方針1 生活排水処理の推進

基本方針2 適正維持管理の推進

(2) 目標

生活排水処理の向上を目指して、公共下水道への接続、高度処理型合併処理浄化槽への転換を図るものとし、生活排水処理率の目標は、表 5.2.1 のとおり設定します。

なお、生活排水処理形態別人口は、総人口により変動するため、本計画においては「生活排水処理率」のみを目標設定の指標としました。

表 5.2.1 生活排水処理率の目標

	単位	実績	目標	
		R5	R12	R17
生活排水処理率	%	95.9	97.7	98.6

(3) 計画実現への取組

各基本方針のもとで実施する各施策を 7 に集約して示します。



基本方針Ⅰ 生活排水処理の推進

生活排水処理の適正処理を実施するため、公共下水道への接続の啓発や高度処理型合併処理浄化槽の普及促進等を行い、水環境の保全を推進します。

また、啓発活動を実施するとともに、浄化槽の維持管理を徹底する等、生活排水適正処理の向上を目指します。



施策Ⅰ.Ⅰ 公共下水道の普及

四街道市

《主な取り組み内容》

- 四街道市水洗便所改造資金助成条例の広報による周知

施策Ⅰ.Ⅱ 高度処理型合併処理浄化槽の普及

四街道市

《主な取り組み内容》

- 四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金の周知

施策Ⅰ.Ⅲ 生活排水対策の実施

四街道市

市民

事業者

《主な取り組み内容》

- 油や洗剤等の適正使用等、生活排水対策の重要性についての周知・啓発活動の実施
- 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査等）の徹底

基本方針2 適正維持管理の推進

環境と安全に配慮しながら、し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の維持や中間処理施設の適正管理を推進します。

また、市民が安心して生活できるよう、公共下水道設備の計画的な更新等、適正管理を行います。



施策 2.1 適正な収集・運搬体制の維持

四街道市

《主な取組み内容》

- し尿及び浄化槽汚泥の収集量の変化に対応した適正な収集・運搬体制の維持

施策 2.2 中間処理施設の維持管理

四街道市

《主な取組み内容》

- 汚泥再生処理センターの適正な維持管理・施設改修
- 受入品質の変化に対応した適正処理の実施

施策 2.3 下水道設備の適正管理の実施

四街道市

《主な取組み内容》

- スtockマネジメントによる計画的な設備の更新・改修
- 適正管理についての情報提供

施策 2.4 災害対策

四街道市

《主な取組み内容》

- 「四街道市災害廃棄物処理計画」に基づく仮設トイレのし尿を衛生的に処理できる体制の整備

資料編

資料Ⅰ 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 47 年 3 月 24 日

条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)その他別に定めるもののほか、一般廃棄物等の収集、運搬及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 12 条例 51・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「廃棄物」、「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」とは、法第 2 条各項に掲げるものをいう。

(事業者の責務)

第 2 条の 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、原材料の合理的使用及びその事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用を図る等減量化に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の処理施設を損壊するおそれのある包装品の容器類及びその処理を妨げるような誇大包装等の回避に努めるとともに、自ら下取りによる回収再生利用による販売を行う等、その廃棄物を少なくする措置を講じなければならない。

(平 3 条例 24・一部改正)

(清潔の保持)

第 2 条の 3 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 法第 16 条に規定する投棄禁止区域においては、土地又は建物の占有者は境界に板塀、有刺鉄線等で囲を設ける等みだりに廃棄物が捨てられないように適正管理に努めなければならない。

(平 3 条例 24・一部改正)

(市民の協力義務)

第 2 条の 4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するように努めると共に自ら処分することの困難な一般廃棄物については市長が定めた分別区分及び排出方法に従い、所定の場所に集める等市が行う一般廃棄物の収集運搬及び処理に協力しなければならない。

(昭 59 条例 15・平 31 条例 10・一部改正)

(再利用による減量)

第 2 条の 5 市長は、一般廃棄物のうち、再利用(廃棄物を再び使用すること又は資源として利用すること。以下同じ。)できるもの(以下「資源物」という。)については、その再利用を促進し、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

(平 17 条例 3・追加)

(資源物の所有権)

第 2 条の 6 第 2 条の 4 の規定により所定の場所に排出された資源物の所有権は、市に帰属する。この場合において、市長が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(平 17 条例 3・追加)

(一般廃棄物処理計画の告示)

第 3 条 市が法第 6 条第 1 項の規定により定める一般廃棄物の処理計画は、市長が区域、種類及び収集処分の方法を定めて毎年度初めに告示する。

(平 3 条例 24・一部改正)

(一般廃棄物の処理基準)

第 4 条 法第 6 条第 1 項の区域内の土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理者とする。以下同じ。)が、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 3 条の基準に準じて処理しなければならない。

(多量排出の範囲)

第5条 法第6条の2第5項の規定により運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

常時の場合 1日平均排出量 100kg以上

臨時の場合 一時的排出量 300kg以上

2 市長は、一般廃棄物について事業者に自らの責任において処理させることが必要と認めた場合は、その処理をさせることができる。

(平9条例5・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料)

第6条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(平12条例51・平31条例10・一部改正)

(特定家庭用機器廃棄物処理手数料)

第6条の2 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「再商品化法」という。)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第3のとおりとする。

(平12条例51・追加、平31条例10・一部改正)

(指定一般廃棄物処理手数料)

第6条の3 法第6条の3第1項の規定により指定された一般廃棄物(以下「指定一般廃棄物」という。)の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第4のとおりとする。

(平12条例51・追加、平31条例10・一部改正)

(市が処理する産業廃棄物の種類)

第7条 法第11条第2項の規定により、市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない量のものとし、市長がその都度指示するものとする。

2 前項の廃棄物については自ら運搬し、かつ、所定の場所に搬入しなければならない。

(平3条例24・平24条例42・一部改正)

(産業廃棄物の処理費用)

第8条 前条の規定による産業廃棄物の処理に要する費用は、別表第5のとおりとする。

(平12条例51・平31条例10・一部改正)

(手数料及び費用の減免)

第9条 市長は、天災その他の事情によりやむを得ないと認める者に対して、第6条及び第8条の規定による手数料及び費用を減免することができる。

(一般廃棄物処理業許可申請)

第10条 法第7条に規定する一般廃棄物処理を業として行おうとする者又は継続してその業を行おうとする者は、規則で定める申請を市長に提出して許可を受けなければならない。

(平3条例24・一部改正)

(浄化槽清掃業許可申請)

第11条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条に規定するし尿浄化槽清掃を業として行おうとする者又は継続してその業を行おうとする者は、規則で定める申請を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(昭60条例31・平3条例24・一部改正)

(一般廃棄物処理業許可証の交付及び許可申請手数料)

第12条 第10条及び第11条の申請に対し市長が適当と認め、法第7条第1項及び浄化槽法第35条第1項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

2 前項の許可証の有効期間は、2年とする。

3 許可業者は第1項の許可証を亡失し、又はき損したときは、その再交付を30日以内に受けなければならない。

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請するときに納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者 10,000円

(2) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 10,000円

(3) 許可証の再交付を受けようとする者 5,000円

(昭60条例31・平9条例5・平10条例8・一部改正)

(営業の休止及び廃止)

第13条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、その営業の全部又は一部を休止及び廃止しようとするときは、30日前までに届け出なければならない。

(昭60条例31・一部改正)

(許可業者の遵守事項)

第 14 条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、その許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(昭 60 条例 31 ・ 一部改正)

(環境指導員)

第 15 条 本市に生活環境保全のため、清掃思想の普及向上、処理業者の指導、立入検査等を行う環境指導員を置くことができる。

2 環境指導員は市職員であつて環境衛生業務に相当の経験を有する者又は適格と認められる者を市長が任命する。

3 前項の指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

(昭 59 条例 15 ・ 旧第 16 条繰上、平 3 条例 24 ・ 一部改正)

(行政処分)

第 16 条 第 10 条及び第 11 条の申請事項に違反した場合において警告を発したにもかかわらず、なお継続して違反行為を行つた者に対しては、市長は期間を定めてその業務の停止又は第 12 条の規定による許可を取り消すことができる。

(昭 59 条例 15 ・ 旧第 17 条繰上)

(技術管理者の資格)

第 17 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

(4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処

理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平 24 条例 42 ・ 追加)

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭 59 条例 15 ・ 旧第 18 条繰上、平 9 条例 5 ・ 一部改正、平 24 条例 42 ・ 旧第 17 条繰下)

附則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に改正前の四街道町清掃条例の規定によつてした処分、手続きその他の行為は、改正後の四街道町廃棄物の処理及び清掃に関する条例中に、これに相当する規定があるときは、改正後の同条例によつてしたものとみなす。

附則(昭和49年条例第11号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附則(昭和50年条例第45号)

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附則(昭和56年条例第8号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附則(昭和59年条例第15号)

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附則(昭和60年条例第31号)

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附則(平成元年条例第31号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附則(平成3年条例第24号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附則(平成9年条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附則(平成10年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、平成10年10月1日

以後の収集、運搬及び処分に係る手数料又は費用について適用し、同日前の収集、運搬及び処分に係る手数料又は費用については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の条例別表第1のその他の一般廃棄物(粗大ごみ)で市が収集運搬した場合の手数料は、平成10年10月1日以後に市が収集運搬の依頼を受け、これを行った場合について適用する。

附則(平成12年条例第51号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成18年条例第10号)

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附則(平成24年条例第11号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附則(平成24年条例第42号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

附則(平成31年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成32年9月1日から施行する。ただし、第2条の4の改正規定は、平成31年4月1日から、別表第2の改正規定(「第4条」を「第3条」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附則(令和5年条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第6条)

(平31条例10・追加、令5条例6・一部改正)

種別	取扱区分	手数料
可燃ごみ	市長が指定する袋(以下「指定ごみ袋」という。)	容量が 45 リットル相当のもの1枚につき 54円
		容量が 30 リットル相当のもの1枚につき 36円
		容量が 20 リットル相当のもの1枚につき 24円
		容量が 10 リットル相当のもの1枚につき 12円
		容量が 5 リットル相当のもの1枚につき 6円
不燃ごみ	指定ごみ袋	容量が 30 リットル相当のもの1枚につき 36円 容量が 20 リットル相当のもの1枚につき 24円 容量が 10 リットル相当のもの1枚につき 12円

別表第2(第6条)

(平3条例24・全改、平9条例5・平10条例8・平12条例51・平18条例10・平24条例11・一部改正、平31条例10・旧別表第1線下)

種別	取扱区分	手数料
犬、ねこ等の死体	自ら市の施設に搬入した場合	頭につき 1,050円
	市が収集運搬した場合	1頭につき 2,100円
その他の一般廃棄物	一般家庭から排出される粗大ごみで市が収集運搬した場合	1回につき 800円に品目別に規則で定める額を加算した額
	一般家庭から排出されるごみで自ら市の施設に搬入した場合	1回につき 10kgまでごとに 200円

種別	取扱区分	手数料
事業所から排出されるごみで市の施設に搬入した場合	事業所から排出されるごみで市の施設に搬入した場合	1回につき 10kgまでごとに 300円

別表第3(第6条の2)

(平12条例51・追加、平31条例10・旧別表第2線下・一部改正)

種別	取扱区分	手数料
特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第3条に規定する再商品化等を実施すべき量に関する基準に合致する特定家庭用機器廃棄物	再商品化法第43条に定める特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)を添付したものを自ら市の施設に搬入した場合	規則で定める額
特定家庭用機器再商品化法施行令第3条に規定する再商品化等を実施すべき量に関する基準に合致しない特定家庭用機器廃棄物	市が収集運搬した場合	一回につき 800円に品目別に規則で定める額を加算した額
	一般家庭から排出されるごみで自ら市の施設に搬入した場合	規則で定める額

別表第4(第6条の3)

(平12条例51・追加、平31条例10・旧別表第3繰下)

種別	取扱区分	手数料
指定一般 廃棄物	市が収集運 搬した場合	一回につき 800 円に品 目別に規則で定める額 を加算した額
	一般家庭か ら排出され るごみで自 ら市の施設 に搬入した 場合	規則で定める額

別表第5(第8条)

(平3条例24・全改、平10条例8・一部改正、平12条
例51・旧別表第2繰下・一部改正、平18条例10・平
24条例11・一部改正、平31条例10・旧別表第4繰下)

取扱区分	費用
第7条第1項の規定に より市長が指示した産 業廃棄物を市の施設へ 搬入した場合	1回につき 10kgまでご とに 350 円

資料2 関連計画

1) 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。同法の中で、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされており、令和6年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題です。

こうした観点から、本計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として以下の5つを掲げています。

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

2) 廃棄物処理基本方針（令和7年2月改定）

国においては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号、令和5年改正）において、減量化目標値を以下の通り設定しています。

	令和12年度目標値
排出量	約9%削減（R4比）
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量※	478g/人・日
再生利用率	約26%
最終処分量	約5%削減（R4比）

※家庭排出ごみ＝生活系ごみ－集団回収量－資源ごみ

3) 第10次千葉県廃棄物処理計画

千葉県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」に基づき、廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化や資源化を進めてきており、持続可能な循環型社会の構築に向け、令和3年度から7年度までを計画期間とする「第10次千葉県廃棄物処理計画」を令和3年3月に策定しました。

①計画について

廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定により、都道府県が策定する法定計画で、県内の廃棄物に関する施策の基本方針を示すものです。

また、今回策定した計画では、新たに、食品ロスの削減を推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づく千葉県食品ロス削減推進計画としても位置付けています。さらに、ごみ処理の広域化やごみ処理施設の集約化を促進するため、千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画としても位置付けています。

②計画期間

令和3年度から令和7年度まで

③基本方針

- みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の構築
- 多様化する新たな課題への対応
- 県民の安全・安心の確保に向けた体制強化

④計画目標

	基準年度（平成30年度）	目標年度（令和7年度）
排出量（万トン）	206	183以下
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量（グラム）	507	440以下
出口側の循環利用率（%）	22.4	30以上
最終処分量（万トン）	14.3	12以下

⑤展開する施策

- 3Rの推進
- 適正処理の推進
- 適正処理体制の整備
- 万全な災害廃棄物処理体制の構築

4) 四街道市総合計画

四街道市ではこれまで、時代の変化に合わせた総合計画を定め、そのもとで、諸施策の推進を図ってきました。

「四街道市総合計画」として、「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」を将来都市像に掲げた基本構想を平成 26 年 3 月に策定し、その実現に向けたまちづくりを推進してきており、令和 6 年にこれまでのまちづくりの基盤を活かしながら、県都千葉市に隣接し交通の利便性が高く、緑と都市が調和した子育てしやすい住宅都市としての魅力をさらに高めるとともに、未来を担う子どもたちをはじめ、すべての人の笑顔未来へとつないでいくための新たな総合計画を策定しました。

	概要
計画期間	基本構想：令和 6 年度～令和 25 年度 基本計画（第 1 期）：令和 6 年度～令和 10 年度
まちづくりの基本方針	「HAPPY SMILE PLAN -笑顔と笑顔をつなぐ街 四街道-」
重点プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ● 未来を応援する道 ● ふるさとを誇れる道 ● こどもがまんなかの道 ● 人によりそうやさしい道
関連政策	<p>政策 12 地球にやさしい地域社会を構築する</p> <p>成果指標：1 人 1 日当たりのごみ排出量</p> <p>令和 4 年度実績 765 グラム</p> <p>目標値（令和 10 年度）755 グラム以下</p> <p>政策 12-3 循環型社会の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ごみ処理に伴う環境への負荷低減のため、ごみの減量化やリサイクルに関するイベント・講座を開催する等、市民や事業者の 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）に対する意識の啓発を図ります。 ● 環境に配慮したクリーンセンターの安全で安定した運営やごみの適正処理に取り組みます。 ● 安定的なごみ処理を実現するためのごみ処理施設の早期整備を図ります。 ● ごみ処理施設整備を契機とした地域振興を実施します。

資料3 計画人口

「四街道市人口ビジョン」における推計をもとに、令和元年度から令和6年度の人口実績（住民基本台帳）を用いて、以下の通り将来人口を推計しました。

また、「四街道市人口ビジョン」では図3.2に示すとおり、高齢者人口の推計がなされており、令和37年度をピークに高齢化率が上昇する予測となっています。

表3.1 本計画における将来人口

	実績	将来人口
R1	94,845	-
R2	95,149	
R3	95,691	
R4	96,161	
R5	96,390	
R6	96,375	
R7	-	95,668
R8		95,315
R9		94,962
R10		94,608
R11		94,255
R12		94,000
R13		93,746
R14		93,491
R15		93,237
R16		92,982
R17		92,728

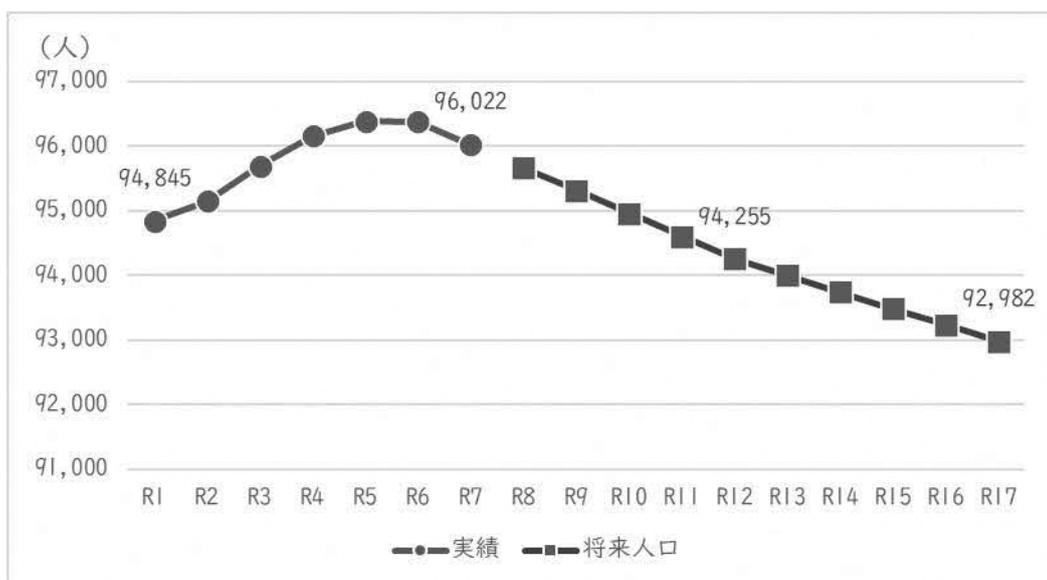


図3.1 本計画における将来人口



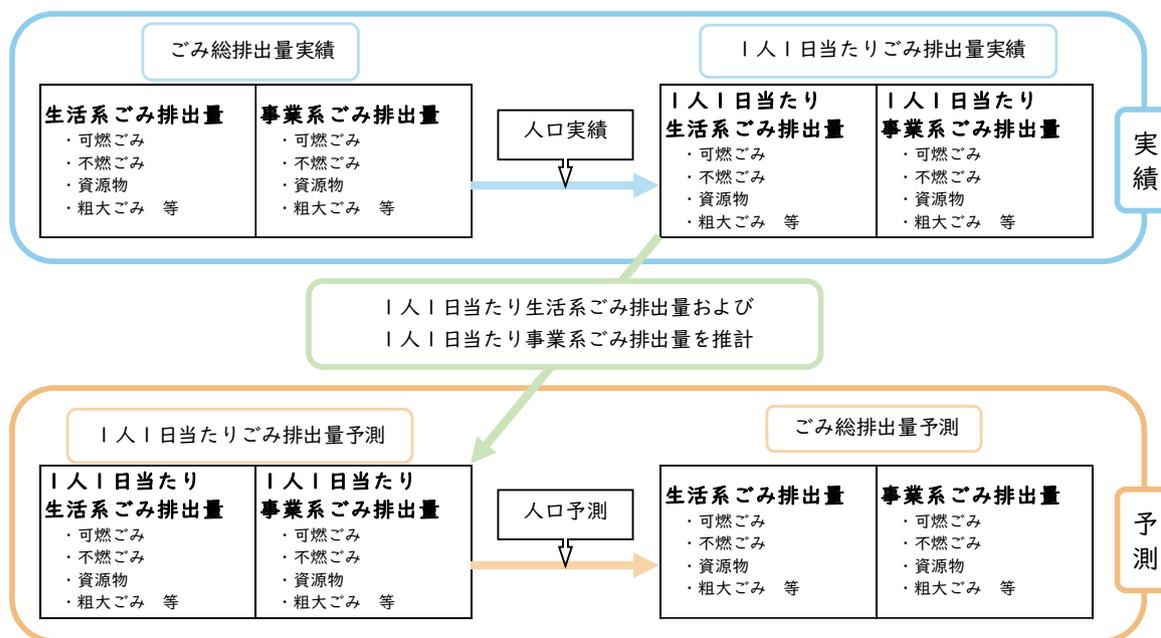
各年度 10 月 1 日時点 (住民基本台帳)

(資料：四街道市人口ビジョン 令和 7 年 3 月)

図 3.2 高齡者人口の推計

資料4 ごみ排出量の予測方法

ごみ排出量について、「一般廃棄物処理基本計画策定指針」に基づいて、過去5年間の実績をもとに将来推計を行いました。ごみ排出量の将来予測の考え方を以下に示します。



5つの推計式によって5通りの予測値を算出し、このうち過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが理論的矛盾をきたさないこと等を考慮して、最も妥当と判断されるものを採用します。実績傾向を良好に反映した予測結果が得られない場合は、近年の実績を参考に推計値（以下、「単純推計」という。）を設定します。

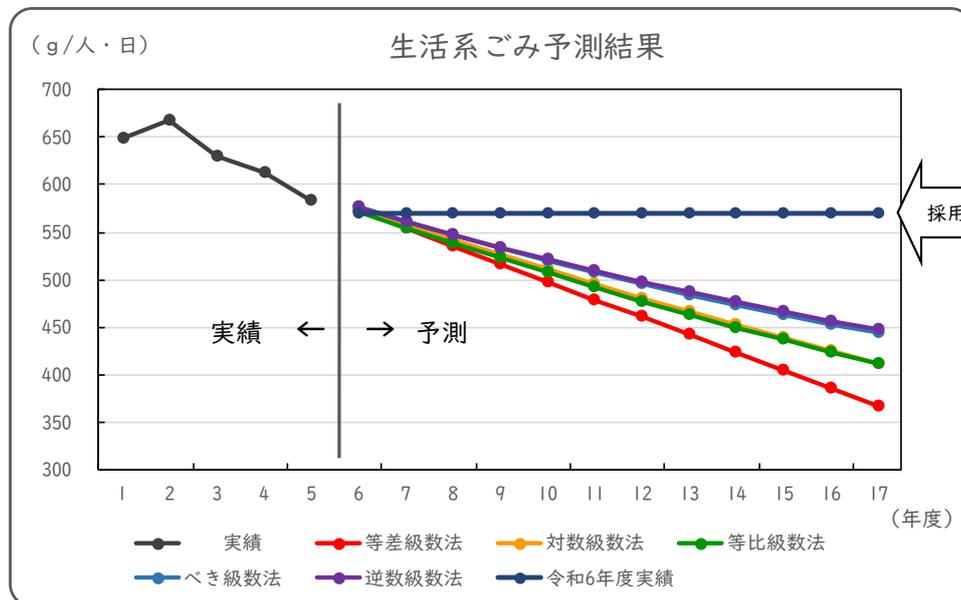
名称	推計式	備考
等差級数法	$Y = a + bx$	Y：推計値 a、b：係数 ln、e：自然対数、逆対数 x：年度
対数級数法	$Y = a + b \times \ln x$	
等比級数法	$Y = a \times e^{bx}$	
べき級数法	$Y = a \times x^b$	
逆数級数法	$Y = a + b \div x$	

資料5 ごみ排出量の予測結果

1) 生活系ごみ

単位：g/人・日

年度	実績	年度	予測結果					令和6年度実績
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法	
1	648.40	6	572.66	574.92	572.09	576.45	577.09	570.68
2	668.48	7	554.04	558.21	555.18	561.19	562.14	570.68
3	629.74	8	535.43	541.96	538.77	546.73	547.97	570.68
4	612.84	9	516.81	526.12	522.85	533.00	534.52	570.68
5	583.13	10	498.19	510.69	507.39	519.95	521.75	570.68
		11	479.57	495.63	492.40	507.53	509.60	570.68
		12	460.95	480.94	477.85	495.70	498.03	570.68
		13	442.34	466.60	463.72	484.41	487.00	570.68
		14	423.72	452.59	450.02	473.63	476.47	570.68
		15	405.10	438.89	436.72	463.33	466.40	570.68
		16	386.48	425.49	423.81	453.46	456.78	570.68
		17	367.86	412.38	411.29	444.01	447.56	570.68
式			$y=ax+b$	$y=a*LN(x)+b$	$y=(e^{ax})*b$	$y=(x^a)*b$	$y=(a/x)+b$	
a=			-18.618	-609.614	-0.03	-0.979	19924.375	
b=			1242.91	2759.48	1684.61	19247.8	23.64	
r=			-0.898	-0.892	-0.901	-0.895	0.886	
r ² =			0.806	0.796	0.812	0.801	0.784	
採否								採用



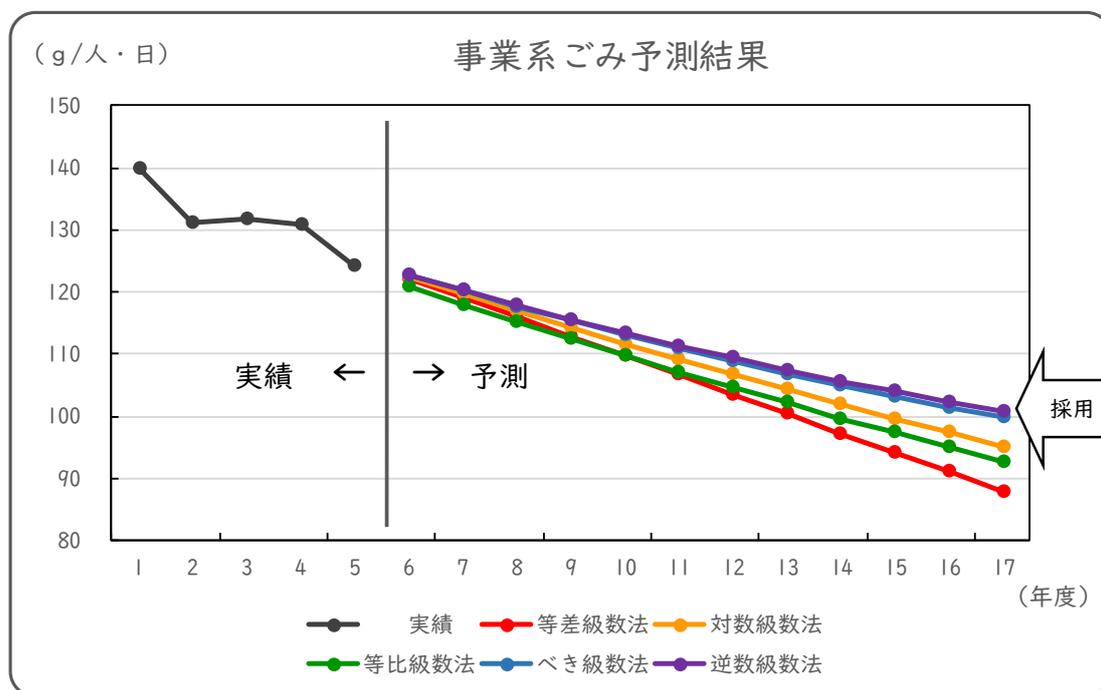
【採用理由】

いずれにおいても比較的相关性が高いが、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度にかけての減少率が今後も継続していくことは現実的でないことから、令和6年度実績を採用した。

2) 事業系ごみ

単位：g/人・日

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	139.72	6	122.21	122.51	120.80	122.80	122.81
2	131.07	7	119.09	119.70	117.93	120.20	120.27
3	131.85	8	115.98	116.96	115.14	117.73	117.86
4	130.94	9	112.86	114.29	112.41	115.37	115.58
5	124.27	10	109.75	111.68	109.74	113.12	113.41
		11	106.64	109.15	107.14	110.96	111.34
		12	103.52	106.67	104.60	108.90	109.37
		13	100.41	104.25	102.12	106.92	107.50
		14	97.29	101.89	99.70	105.02	105.71
		15	94.18	99.58	97.33	103.20	104.00
		16	91.07	97.32	95.02	101.45	102.36
		17	87.95	95.11	92.77	99.76	100.80
式			$y=ax+b$	$y=a*\ln(x)+b$	$y=(e^{ax})*b$	$y=(x^a)*b$	$y=(a/x)+b$
a=			-3.114	-102.759	-0.024	-0.779	3385.827
b=			234.31	490.75	286.61	2002.36	28.76
r=			-0.897	-0.898	-0.898	-0.899	0.899
r^2=			0.804	0.806	0.806	0.808	0.808
採否							採用



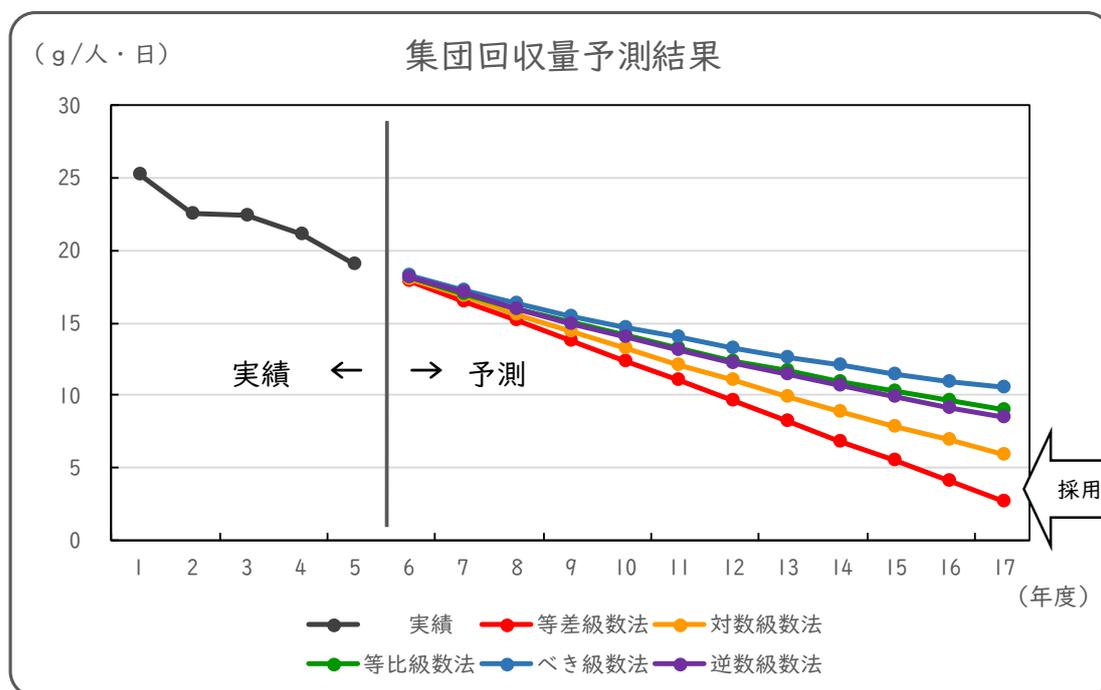
【採用理由】

相関性の高いべき級数法、逆数級数法のうち、減少率の低い逆数級数法を採用した。

3) 集団回収量

単位：g/人・日

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	25.26	6	17.94	18.08	18.16	18.31	18.22
2	22.55	7	16.56	16.83	17.05	17.30	17.09
3	22.42	8	15.18	15.62	16.01	16.37	16.03
4	21.20	9	13.79	14.43	15.03	15.51	15.02
5	19.02	10	12.41	13.28	14.12	14.72	14.05
		11	11.03	12.16	13.25	13.99	13.14
		12	9.64	11.06	12.44	13.31	12.27
		13	8.26	9.98	11.68	12.67	11.44
		14	6.88	8.94	10.97	12.08	10.65
		15	5.50	7.91	10.30	11.53	9.89
		16	4.11	6.91	9.67	11.02	9.16
		17	2.73	5.93	9.08	10.54	8.47
式			$y=ax+b$	$y=a*\ln(x)+b$	$y=(e^{ax})*b$	$y=(x^a)*b$	$y=(a/x)+b$
a=			-1.383	-45.58	-0.063	-2.072	1499.779
b=			67.73	181.42	175.43	30720.75	-23.44
r=			-0.964	-0.964	-0.964	-0.963	0.963
r^2=			0.929	0.929	0.929	0.927	0.928
採否			採用				



【採用理由】

近年は全国的にみても集団回収量が減少していること、相関性が最も高いことから等差級数法を採用した。

4) ごみ排出量 (単純推計)

	単位	実績							予測							備考			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		R15	R16	R17
人口	人	94,845	95,149	95,691	96,161	96,390	96,375	95,668	95,315	94,962	94,608	94,255	94,000	93,746	93,491	93,237	92,982	92,728	a : 将来人口
生活系ごみ	t/年	23,385	23,999	22,778	22,254	21,243	20,701	20,507	20,382	20,315	20,138	20,013	19,913	19,865	19,711	19,609	19,508	19,462	b : e~l合計
(家庭系ごみ)	t/年	19,120	19,596	18,528	18,102	17,318	16,911	16,779	16,716	16,701	16,594	16,530	16,487	16,487	16,398	16,353	16,308	16,308	c : b-d
(資源物)	t/年	4,265	4,403	4,250	4,152	3,925	3,790	3,728	3,666	3,614	3,544	3,483	3,426	3,378	3,313	3,256	3,200	3,154	d : i+j+k+l
可燃	t/年	16,213	16,432	15,610	15,300	14,669	14,483	14,248	14,195	14,182	14,090	14,037	14,000	14,000	13,924	13,886	13,848	13,848	e : ai×a×u÷1000000
プラスチック・ビニール類	t/年	1,575	1,639	1,608	1,560	1,481	1,461	1,455	1,449	1,448	1,439	1,433	1,429	1,429	1,422	1,418	1,414	1,414	f : aj×a×u÷1000000
不燃	t/年	663	769	686	647	604	572	578	576	575	572	569	568	568	565	563	562	562	g : ak×a×u÷1000000
粗大	t/年	669	756	624	595	564	395	498	496	496	493	491	490	490	487	486	484	484	h : al×a×u÷1000000
資源物	t/年	3,356	3,587	3,438	3,380	3,227	3,135	3,129	3,117	3,114	3,094	3,083	3,074	3,074	3,058	3,049	3,041	3,041	i : am×a×u÷1000000
有害ごみ	t/年	32	33	29	27	26	28	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	j : an×a×u÷1000000
拠点回収	t/年	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	k : ao×a×u÷1000000
集団回収	t/年	877	783	783	744	671	626	578	528	479	429	379	331	283	235	187	139	93	l : ap×a×u÷1000000
事業系ごみ	t/年	4,850	4,552	4,605	4,596	4,384	4,520	4,200	4,100	4,017	3,916	3,830	3,752	3,688	3,607	3,539	3,474	3,421	m : n~q合計
可燃	t/年	4,844	4,544	4,601	4,592	4,383	4,518	4,200	4,100	4,017	3,916	3,830	3,752	3,688	3,607	3,539	3,474	3,421	n : ar×a×u÷1000000
プラスチック・ビニール類	t/年	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	o : as×a×u÷1000000
粗大	t/年	0	2	2	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	p : at×a×u÷1000000
資源物	t/年	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	q : au×a×u÷1000000
年間量	t/年	23,385	23,999	22,778	22,254	21,243	20,701	20,507	20,382	20,315	20,138	20,013	19,913	19,865	19,711	19,609	19,508	19,462	r : b
生活系ごみ	t/年	23,385	23,999	22,778	22,254	21,243	20,701	20,507	20,382	20,315	20,138	20,013	19,913	19,865	19,711	19,609	19,508	19,462	r : b
事業系ごみ	t/年	4,850	4,552	4,605	4,596	4,384	4,520	4,200	4,100	4,017	3,916	3,830	3,752	3,688	3,607	3,539	3,474	3,421	s : m
合計	t/年	28,235	28,551	27,383	26,850	25,627	25,221	24,707	24,482	24,332	24,054	23,843	23,665	23,553	23,318	23,148	22,982	22,883	t : b+m
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	u : 年間日数

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
家庭系不燃	t/年	663	769	686	647	604	572	578	576	575	572	569	568	568	565	563	562	562	v : g
委託	t/年	657	757	680	639	603	572	575	573	572	569	566	565	565	562	560	559	559	w : v×過去3年間平均割合
家庭系直搬	t/年	2	8	5	5	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	x : v×過去3年間平均割合
不法投棄	t/年	4	4	1	3	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	y : v×過去3年間平均割合
資源ごみ	t/年	3,359	3,590	3,440	3,382	3,227	3,135	3,129	3,117	3,114	3,094	3,083	3,074	3,074	3,058	3,049	3,041	3,041	z : i+q
委託	t/年	3,338	3,529	3,433	3,375	3,222	3,122	3,123	3,111	3,108	3,088	3,077	3,068	3,068	3,052	3,043	3,035	3,035	aa : z×過去3年間平均割合
事業	t/年	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ab : z×過去3年間平均割合
家庭系直搬	t/年	18	58	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	ac : z×過去3年間平均割合

	単位	実績							予測							備考			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		R15	R16	R17
人口	人	94,845	95,149	95,691	96,161	96,390	96,375	95,668	95,315	94,962	94,608	94,255	94,000	93,746	93,491	93,237	92,982	92,728	ad : a
生活系ごみ	g/人・日	673.66	691.03	652.16	634.04	602.15	588.48	587.28	585.86	584.50	583.17	581.72	580.38	578.97	577.63	576.20	574.81	573.45	ae : af+aq
生活系ごみ(集団回収除く)	g/人・日	648.40	668.48	629.74	612.84	583.13	570.68	570.68	570.68	570.68	570.68	570.68	570.68	570.68	570.68	570.68	570.68	570.68	af : 推計結果
(家庭系ごみ)	g/人・日	550.80	564.25	530.47	515.74	490.89	480.74	480.52	480.48	480.51	480.56	480.49	480.54	480.51	480.55	480.50	480.50	480.52	ag : ae-ah
(資源物)	g/人・日	122.86	126.78	121.68	118.29	111.26	107.74	106.76	105.38	103.99	102.61	101.23	99.84	98.46	97.08	95.70	94.31	92.93	ah : am+an+ao+ap
可燃	g/人・日	467.05	473.14	446.93	435.91	415.80	411.72	408.03	408.03	408.03	408.03	408.03	408.03	408.03	408.03	408.03	408.03	408.03	ai : af×過去3年間平均割合
プラスチック・ビニール類	g/人・日	45.37	47.19	46.04	44.45	41.98	41.53	41.66	41.66	41.66	41.66	41.66	41.66	41.66	41.66	41.66	41.66	41.66	aj : af×過去3年間平均割合
不燃	g/人・日	19.10	22.14	19.64	18.43	17.12	16.26	16.55	16.55	16.55	16.55	16.55	16.55	16.55	16.55	16.55	16.55	16.55	ak : af×過去3年間平均割合
粗大	g/人・日	19.27	21.77	17.87	16.95	15.99	11.23	14.27	14.27	14.27	14.27	14.27	14.27	14.27	14.27	14.27	14.27	14.27	al : af×過去3年間平均割合
資源物	g/人・日	96.68	103.28	98.43	96.30	91.47	89.12	89.60	89.60	89.60	89.60	89.60	89.60	89.60	89.60	89.60	89.60	89.60	am : af×過去3年間平均割合
有害ごみ	g/人・日	0.92	0.95	0.83	0.77	0.74	0.80	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	an : af×過去3年間平均割合
拠点回収	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	ao : af×過去3年間平均割合
集団回収	g/人・日	25.26	22.55	22.42	21.20	19.02	17.80	16.56	15.18	13.79	12.41	11.03	9.64	8.26	6.88	5.50	4.11	2.73	ap : 推計結果
事業系ごみ	g/人・日	139.72	131.07	131.85	130.94	124.27	128.49	120.27	117.86	115.58	113.41	111.34	109.37	107.50	105.71	104.00	102.36	100.80	aq : 推計結果
可燃	g/人・日	139.54	130.84	131.73	130.83	124.24	128.44	120.27	117.86	115.58	113.41	111.34	109.37	107.50	105.71	104.00	102.36	100.80	ar : aq×過去3年間平均割合
プラスチック・ビニール類	g/人・日	0.09	0.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	as : aq×過去3年間平均割合
資源物	g/人・日	0.09	0.09	0.06	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	at : aq×過去3年間平均割合
年間量	g/人・日	673.66	691.03	652.16	634.04	602.15	588.48	587.28	585.86	584.50	583.17	581.72	580.38	578.97	577.63	576.20	574.81	573.45	au : ae
生活系ごみ	g/人・日	673.66	691.03	652.16	634.04	602.15	588.48	587.28	585.86	584.50	583.17	581.72	580.38	578.97	577.63	576.20	574.81	573.45	au : ae
事業系ごみ	g/人・日	139.72	131.07	131.85	130.94	124.27	128.49	120.27	117.86	115.58	113.41	111.34	109.37	107.50	105.71	104.00	102.36	100.80	av : aq
合計	g/人・日	813.38	822.10	784.00	764.98	726.41	716.98	707.55	703.72	700.08	696.58	693.06	689.75	686.47	683.34	680.2	677.17	674.25	aw : ae+av
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	ax : 年間日数

	単位	実績						予測											備考			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17				
焼却施設	焼却処理対象	t/年	21,398	21,459	20,582	20,117	19,232	19,085	18,867	18,713	18,617	18,420	18,280	18,164	18,100	17,941	17,834	17,730	17,677	ay : az~bd合計		
	可燃(草木類除く)*	t/年	20,727	20,757	20,046	19,599	18,747	18,752	18,448	18,295	18,199	18,006	17,867	17,752	17,688	17,531	17,425	17,322	17,269	az : e+n		
	家庭系直接搬入	t/年	6	12	6	8	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	ba : x+y	
	可燃残渣(粗大ごみ)	t/年	413	441	367	364	354	190	285	284	284	282	281	280	280	279	278	277	277	bb : bo		
	可燃残渣(プラ・ビニ)	t/年	157	138	106	98	90	90	90	90	90	89	89	89	89	88	88	88	88	88	bc : bp	
	可燃残渣(不燃ごみ委託から)	t/年	95	111	57	48	40	52	41	41	41	40	40	40	40	40	40	40	40	40	bd : cj	
	資源化量	t/年	127	99	91	122	405	217	213	212	211	211	210	209	208	208	207	206	206	206	be : bf~bh合計	
	チップ	t/年	57	33	41	75	75	76	75	75	74	74	73	73	72	72	71	71	71	71	bf : ay×過去3年間平均割合	
	鉄	t/年	70	66	50	47	42	42	38	37	37	37	37	36	36	36	36	35	35	35	bg : ay×過去3年間平均割合	
	灰溶融処理	t/年	-	-	-	-	288	99	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	bh : 各年度100 t	
最終処分量	t/年	2,204	2,179	2,016	1,966	1,627	1,774	1,636	1,622	1,613	1,595	1,582	1,571	1,565	1,551	1,541	1,531	1,526	1,526	bi : ay×過去3年間平均割合 - bh		
粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	t/年	2,268	2,461	2,242	2,164	2,051	1,863	1,959	1,951	1,950	1,938	1,930	1,925	1,925	1,915	1,910	1,904	1,904	1,904	bj : bk~bm合計	
	粗大ごみ	t/年	669	758	627	597	565	397	498	496	496	493	491	490	490	487	486	484	484	484	bk : h+p	
	プラスチック・ビニール類	t/年	1,578	1,642	1,608	1,560	1,481	1,461	1,455	1,449	1,448	1,439	1,433	1,429	1,429	1,422	1,418	1,414	1,414	1,414	bl : f+o	
	資源ごみ(事業系、家庭系直搬)	t/年	21	61	7	7	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	bm : ab+ac	
	外部焼却	t/年	451	615	601	573	561	561	549	546	546	543	540	539	539	536	535	533	533	533	bn : bl×過去3年間平均割合	
	可燃残渣(粗大)	t/年	413	441	367	364	354	190	285	284	284	282	281	280	280	279	278	277	277	277	bo : bk×過去3年間平均割合	
	可燃残渣(プラ・ビニ)	t/年	157	141	106	98	90	90	90	90	90	89	89	89	89	88	88	88	88	88	88	bp : bl×過去3年間平均割合
	資源化量	t/年	1,273	1,264	1,165	1,129	1,046	1,050	1,045	1,041	1,040	1,034	1,030	1,027	1,027	1,021	1,019	1,016	1,016	1,016	bq : br~bk合計	
	粗大から	t/年	284	317	259	233	211	207	213	212	212	211	210	210	210	208	208	207	207	207	br : bk×過去3年間平均割合	
	プラ・ビニから	t/年	9	6	4	4	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	bs : bl×過去3年間平均割合	
資源ごみ(事業系、家庭系直搬)から	t/年	19	61	5	7	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	bt : bm×過去3年間平均割合		
容リ協	t/年	961	880	897	885	825	833	822	819	818	813	810	807	807	803	801	799	799	799	bu : bl×過去3年間平均割合		
最終処分量	t/年	46	57	55	53	53	59	53	53	53	52	52	52	52	52	52	51	51	51	bv : bj×過去3年間平均割合		
資源ごみ(委託選別)	資源ごみ(委託選別)	t/年	3,338	3,529	3,433	3,375	3,222	3,122	3,123	3,111	3,108	3,088	3,077	3,068	3,068	3,052	3,043	3,035	3,035	3,035	bw : aa	
	資源化量	t/年	3,229	3,397	3,332	3,279	3,125	3,035	3,035	3,023	3,022	3,001	2,991	2,984	2,984	2,965	2,958	2,950	2,950	2,950	bx : by~cg合計	
	カレット・ビン	t/年	581	608	599	607	551	513	537	535	535	531	529	528	528	525	523	522	522	522	by : bx×過去3年間平均割合	
	鉄	t/年	92	101	91	80	79	76	75	75	75	74	74	74	74	73	73	73	73	73	bz : bx×過去3年間平均割合	
	アルミ	t/年	155	168	167	161	151	145	147	146	146	145	145	144	144	143	143	143	143	143	ca : bx×過去3年間平均割合	
	段ボール	t/年	647	755	779	762	732	718	712	709	709	704	702	700	700	696	694	692	692	692	cb : bx×過去3年間平均割合	
	古紙	t/年	1,197	1,191	1,079	1,068	1,023	989	990	986	985	979	975	973	973	967	965	962	962	962	cc : bx×過去3年間平均割合	
	ウエス	t/年	249	254	283	277	258	258	256	255	255	253	252	252	252	250	250	249	249	249	cd : bx×過去3年間平均割合	
	ペットボトル	t/年	298	307	322	312	318	326	306	305	305	303	302	301	301	299	298	297	297	297	ce : bx×過去3年間平均割合	
	廃食用油	t/年	0	13	12	12	13	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	cf : bx×過去3年間平均割合	
その他	t/年	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	cg : bx×過去3年間平均割合		
最終処分量	t/年	109	132	101	96	97	95	88	88	86	87	86	84	84	87	85	85	85	85	ch : bw-bx		
不燃ごみ(選別処理)	不燃ごみ(委託選別処理)	t/年	657	757	680	639	603	572	575	573	572	569	566	565	565	562	560	559	559	559	ci : w	
	返却焼却	t/年	95	111	57	48	40	52	41	41	41	40	40	40	40	40	40	40	40	40	cj : ci×過去3年間平均割合	
	資源化量	t/年	49	62	54	43	38	45	37	37	37	36	36	36	36	36	36	36	36	36	ck : cl	
	小型家電	t/年	49	62	54	43	38	45	37	37	37	36	36	36	36	36	36	36	36	36	cl : ci×過去3年間平均割合	
	最終処分量	t/年	327	370	330	293	258	216	224	223	223	221	220	220	220	219	218	217	217	217	cm : ci×過去3年間平均割合	
資源化量	資源化量	t/年	5,587	5,638	5,456	5,345	5,312	5,001	4,929	4,862	4,810	4,732	4,667	4,608	4,559	4,485	4,427	4,367	4,321	4,321	cn : co~cu合計	
	焼却施設からの資源化量	t/年	127	99	91	122	405	217	213	212	211	211	210	209	208	208	207	206	206	206	co : be	
	粗大ごみ処理施設からの資源化量	t/年	1,273	1,264	1,165	1,129	1,046	1,050	1,045	1,041	1,040	1,034	1,030	1,027	1,027	1,021	1,019	1,016	1,016	1,016	cq : bq	
	資源ごみ(委託選別)からの資源化量	t/年	3,229	3,397	3,332	3,279	3,125	3,035	3,035	3,023	3,022	3,001	2,991	2,984	2,984	2,965	2,958	2,950	2,950	2,950	cr : bx	
	不燃ごみ(委託選別処理)からの資源化量	t/年	49	62	54	43	38	45	37	37	37	36	36	36	36	36	36	36	36	36	ck : ck	
	有害ごみ	t/年	32	33	31	27	26	27	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	cs : j	
	拠点回収	t/年	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ct : k
	集団回収量	t/年	877	783	783	744	671	626	578	528	479	429	379	331	283	235	187	139	93	93	cu : l	
	リサイクル率	%	19.8	19.7	19.9	19.9	20.7	19.8	19.9	19.9	19.8	19.7	19.6	19.5	19.4	19.2	19.1	19.0	18.9	18.9	cv : cn÷t×100	
	最終処分量	最終処分量	t/年	2,686	2,738	2,502	2,408	2,035	2,144	2,001	1,986	1,975	1,955	1,940	1,927	1,921	1,909	1,896	1,884	1,879	1,879	cw : cx~da合計
焼却施設からの最終処分量		t/年	2,204	2,179	2,016	1,966	1,627	1,774	1,636	1,622	1,613	1,595	1,582	1,571	1,565	1,551	1,541	1,531	1,526	1,526	cx : bi	
粗大ごみ処理施設からの最終処分量		t/年	46	57	55	53	53	59	53	53	53	52	52	52	52	52	52	51	51	51	cy : bv	
資源ごみ(委託選別)からの最終処分量		t/年	109	132	101	96	97	95	88	88	86	87	86	84	84	87	85	85	85	85	cz : ch	
不燃ごみ(選別処理)からの最終処分量		t/年	327	370	330	293	258	216	224	223	223	221	220	220	220	219	218	217	217	217	da : cm	
最終処分率	%	9.5	9.6	9.1	9.0	7.9	8.5	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	db : cw÷t×100	

※令和6年度は、チップ化の途中で発生した残渣(55t)を含む。

5) ごみ排出量 (目標値)

	単位	実績						予測											備考
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
人口	人	94,845	95,149	95,691	96,161	96,390	96,375	95,668	95,315	94,962	94,608	94,255	94,000	93,746	93,491	93,237	92,982	92,728	a : 将来人口
生活系ごみ	t/年	23,386	23,999	22,777	22,254	21,243	20,701	20,551	20,400	20,308	20,105	19,956	19,830	19,801	19,662	19,577	19,494	19,464	b : e~l合計
(家庭系ごみ)	t/年	19,120	19,596	18,527	18,102	17,318	16,911	16,779	16,591	16,451	16,222	16,036	15,870	15,789	15,623	15,499	15,376	15,298	c : b-d
(資源物)	t/年	4,266	4,403	4,250	4,152	3,925	3,790	3,772	3,809	3,857	3,883	3,920	3,960	4,012	4,039	4,078	4,118	4,166	d : i+j+k+l
可燃	t/年	16,213	16,432	15,610	15,300	14,669	14,483	14,248	13,942	13,659	13,321	13,007	12,726	12,523	12,237	12,004	11,755	11,560	e : ai×a×u÷1000000
プラスチック・ビニール類	t/年	1,575	1,639	1,608	1,560	1,481	1,461	1,455	1,577	1,721	1,836	1,969	2,086	2,208	2,334	2,446	2,575	2,692	f : aj×a×u÷1000000
不燃	t/年	663	769	686	647	604	572	578	576	575	572	569	568	568	565	563	562	562	g : ak×a×u÷1000000
粗大	t/年	669	756	623	595	564	395	498	496	496	493	491	490	490	487	486	484	484	h : al×a×u÷1000000
資源物	t/年	3,356	3,587	3,438	3,380	3,227	3,135	3,129	3,200	3,279	3,340	3,409	3,481	3,563	3,624	3,695	3,766	3,844	i : am×a×u÷1000000
有害ごみ	t/年	32	33	29	27	26	28	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	j : an×a×u÷1000000
拠点回収	t/年	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	k : ao×a×u÷1000000
集団回収	t/年	877	783	783	744	671	626	622	588	557	522	490	458	428	395	363	332	302	l : ap×a×u÷1000000
事業系ごみ	t/年	4,850	4,552	4,605	4,596	4,384	4,520	4,200	4,087	3,991	3,877	3,778	3,687	3,623	3,542	3,475	3,409	3,357	m : n~q合計
可燃	t/年	4,844	4,544	4,601	4,592	4,383	4,518	4,200	4,087	3,991	3,877	3,778	3,687	3,623	3,542	3,475	3,409	3,357	n : ar×a×u÷1000000
プラスチック・ビニール類	t/年	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	o : as×a×u÷1000000
粗大	t/年	0	2	2	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	p : at×a×u÷1000000
資源物	t/年	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	q : au×a×u÷1000000
年間量	t/年	23,386	23,999	22,777	22,254	21,243	20,701	20,551	20,400	20,308	20,105	19,956	19,830	19,801	19,662	19,577	19,494	19,464	r : b
事業系ごみ	t/年	4,850	4,552	4,605	4,596	4,384	4,520	4,200	4,087	3,991	3,877	3,778	3,687	3,623	3,542	3,475	3,409	3,357	s : m
合計	t/年	28,236	28,551	27,382	26,850	25,627	25,221	24,751	24,487	24,299	23,982	23,734	23,517	23,424	23,204	23,052	22,903	22,821	t : b+m
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	u : 年間日数

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	備考
家庭系不燃	t/年	663	769	686	647	604	572	578	576	575	572	569	568	568	565	563	562	562	v : g
委託	t/年	657	757	680	639	603	572	575	573	572	569	566	565	565	562	560	559	559	w : v×過去3年間平均割合
家庭系直搬	t/年	2	8	5	5	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	x : v×過去3年間平均割合
不法投棄	t/年	4	4	1	3	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	y : v×過去3年間平均割合
資源ごみ	t/年	3,359	3,590	3,440	3,382	3,227	3,135	3,129	3,200	3,279	3,340	3,409	3,481	3,563	3,624	3,695	3,766	3,844	z : i+q
委託	t/年	3,338	3,529	3,433	3,375	3,222	3,122	3,123	3,194	3,272	3,333	3,402	3,474	3,556	3,617	3,688	3,758	3,836	aa : z×過去3年間平均割合
事業	t/年	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ab : z×過去3年間平均割合
家庭系直搬	t/年	18	58	5	5	5	5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	8	8	ac : z×過去3年間平均割合

	単位	実績						予測											備考
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
人口	人	94,845	95,149	95,691	96,161	96,390	96,375	95,668	95,315	94,962	94,608	94,255	94,000	93,746	93,491	93,237	92,982	92,728	ad : a
生活系ごみ	g/人・日	673.69	691.03	652.13	634.04	602.15	588.48	588.54	586.38	584.30	582.21	580.06	577.97	577.10	576.19	575.26	574.39	573.51	ae : af+aq
生活系ごみ(集団回収除く)	g/人・日	648.43	668.48	629.71	612.84	583.13	570.68	570.71	569.49	568.27	567.05	565.83	564.61	564.61	564.61	564.61	564.61	564.61	af : 推計結果
(家庭系ごみ)	g/人・日	550.80	564.25	530.45	515.74	490.89	480.74	480.54	476.90	473.33	469.76	466.13	462.55	460.20	457.81	455.40	453.04	450.75	ag : ae-ah
(資源物)	g/人・日	122.89	126.78	121.68	118.29	111.26	107.74	108.00	109.48	110.97	112.45	113.93	115.42	116.90	118.38	119.86	121.35	122.76	ah : am+an+ao+ap
可燃	g/人・日	467.05	473.14	446.93	435.91	415.80	411.72	408.03	400.76	392.99	385.75	378.08	370.91	364.99	358.59	352.74	346.36	340.61	ai : 目標値
プラスチック・ビニール類	g/人・日	45.37	47.19	46.04	44.45	41.98	41.53	41.66	45.34	49.51	53.16	57.24	60.81	64.36	68.39	71.87	75.87	79.32	aj : 目標値
不燃	g/人・日	19.10	22.14	19.64	18.43	17.12	16.26	16.55	16.55	16.55	16.55	16.55	16.55	16.55	16.55	16.55	16.55	16.55	ak : af×過去3年間平均割合
粗大	g/人・日	19.27	21.77	17.84	16.95	15.99	11.23	14.27	14.27	14.27	14.27	14.27	14.27	14.27	14.27	14.27	14.27	14.27	al : af×過去3年間平均割合
資源物	g/人・日	96.68	103.28	98.43	96.30	91.47	89.12	89.60	91.97	94.35	96.72	99.09	101.47	103.84	106.21	108.58	110.96	113.26	am : 目標値
有害ごみ	g/人・日	0.92	0.95	0.83	0.77	0.74	0.80	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	an : af×過去3年間平均割合
拠点回収	g/人・日	0.03	0.00	0.00	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	ao : af×過去3年間平均割合
集団回収	g/人・日	25.26	22.55	22.42	21.20	19.02	17.80	17.80	16.91	16.02	15.13	14.24	13.35	12.46	11.57	10.68	9.79	8.90	ap : 目標値
事業系ごみ	g/人・日	139.72	131.07	131.85	130.94	124.27	128.49	120.27	117.48	114.82	112.27	109.82	107.47	105.60	103.81	102.10	100.46	98.90	aq : 推計結果
可燃	g/人・日	139.54	130.84	131.73	130.83	124.24	128.44	120.27	117.48	114.82	112.27	109.82	107.47	105.60	103.81	102.10	100.46	98.90	ar : aq×過去3年間平均割合
プラスチック・ビニール類	g/人・日	0.09	0.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	as : aq×過去3年間平均割合
資源物	g/人・日	0.09	0.09	0.06	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	at : aq×過去3年間平均割合
年間量	g/人・日	673.69	691.03	652.13	634.04	602.15	588.48	588.54	586.38	584.30	582.21	580.06	577.97	577.10	576.19	575.26	574.39	573.51	au : ae
事業系ごみ	g/人・日	139.72	131.07	131.85	130.94	124.27	128.49	120.27	117.48	114.82	112.27	109.82	107.47	105.60	103.81	102.10	100.46	98.90	av : aq
合計	g/人・日	813.41	822.10	783.97	764.98	726.41	716.98	708.81	703.86	699.12	694.48	689.88	685.44	682.7	680	677.36	674.85	672.41	aw : ae+av
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	ax : 年間日数

	単位	実績						予測											備考		
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17			
焼却施設	焼却処理対象	t/年	21,398	21,459	20,582	20,117	19,232	19,085	18,867	18,455	18,085	17,637	17,231	16,865	16,606	16,246	15,952	15,644	15,404	ay : az~bd合計	
	可燃(草木類除く)*	t/年	20,727	20,757	20,046	19,599	18,747	18,752	18,448	18,029	17,650	17,198	16,785	16,413	16,146	15,779	15,479	15,164	14,917	az : e+n	
	家庭系直接搬入	t/年	6	12	6	8	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	ba : x+y	
	可燃残渣(粗大ごみ)	t/年	413	441	367	364	354	190	285	284	284	282	281	280	280	279	278	277	277	bb : bo	
	可燃残渣(プラ・ビニ)	t/年	157	138	106	98	90	90	90	98	107	114	122	129	137	145	152	160	167	bc : bp	
	可燃残渣(不燃ごみ委託から)	t/年	95	111	57	48	40	52	41	41	41	40	40	40	40	40	40	40	40	40	bd : cj
	資源化量	t/年	127	99	91	122	405	217	213	211	208	206	203	201	199	197	196	194	193	be : bf~bh合計	
	チップ	t/年	57	33	41	75	75	76	75	74	72	71	69	67	66	65	64	63	62	bf : ay×過去3年間平均割合	
	鉄	t/年	70	66	50	47	42	42	38	37	36	35	34	34	33	32	32	31	31	bg : ay×過去3年間平均割合	
	灰熔融処理	t/年	-	-	-	-	288	99	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	bh : 各年度100 t	
最終処分量	t/年	2,204	2,179	2,016	1,966	1,627	1,774	1,636	1,598	1,564	1,523	1,485	1,452	1,428	1,395	1,368	1,339	1,317	bi : ay×過去3年間平均割合 - bh		
粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	t/年	2,268	2,461	2,241	2,164	2,051	1,863	1,959	2,079	2,224	2,336	2,467	2,583	2,705	2,828	2,939	3,067	3,184	bj : bk~bm合計	
	粗大ごみ	t/年	669	758	626	597	565	397	498	496	496	493	491	490	490	487	486	484	484	bk : h+p	
	プラスチック・ビニール類	t/年	1,578	1,642	1,608	1,560	1,481	1,461	1,455	1,577	1,721	1,836	1,969	2,086	2,208	2,334	2,446	2,575	2,692	bl : f+o	
	資源ごみ(事業系、家庭系直搬)	t/年	21	61	7	7	5	5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	8	8	bm : ab+ac	
	外部焼却	t/年	451	615	601	573	561	561	549	595	649	692	742	786	832	880	922	971	1015	bn : bl×過去3年間平均割合	
	可燃残渣(粗大)	t/年	413	441	367	364	354	190	285	284	284	282	281	280	280	279	278	277	277	bo : bk×過去3年間平均割合	
	可燃残渣(プラ・ビニ)	t/年	157	141	106	98	90	90	98	107	114	122	129	137	145	152	160	167	167	bp : bl×過去3年間平均割合	
	資源化量	t/年	1,273	1,264	1,165	1,129	1,046	1,050	1,045	1,114	1,196	1,261	1,335	1,402	1,472	1,541	1,604	1,678	1,744	bq : br~bk合計	
	粗大から	t/年	284	317	259	233	211	207	213	212	212	211	210	210	210	208	208	207	207	br : bk×過去3年間平均割合	
	プラ・ビニから	t/年	9	6	4	4	5	5	4	5	5	6	6	6	7	7	7	8	8	bs : bl×過去3年間平均割合	
資源ごみ(事業系、家庭系直搬)から	t/年	19	61	5	7	5	5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	8	8	bt : bm×過去3年間平均割合		
容リ協	t/年	961	880	897	885	825	833	822	891	972	1,037	1,112	1,179	1,248	1,319	1,382	1,455	1,521	bu : bl×過去3年間平均割合		
最終処分量	t/年	46	57	55	53	53	59	53	56	60	63	67	70	73	76	79	83	86	86	bv : bj×過去3年間平均割合	
資源ごみ(委託選別)	資源ごみ(委託選別)	t/年	3,338	3,529	3,433	3,375	3,222	3,122	3,123	3,194	3,272	3,333	3,402	3,474	3,556	3,617	3,688	3,758	3,836	bw : aa	
	資源化量	t/年	3,229	3,397	3,332	3,279	3,125	3,035	3,035	3,106	3,186	3,247	3,317	3,391	3,472	3,532	3,604	3,674	3,753	bx : by~cg合計	
	カレット・ビン	t/年	581	608	599	607	551	513	537	535	535	531	529	528	528	525	523	522	522	by : bx×過去3年間平均割合	
	鉄	t/年	92	101	91	80	79	76	75	75	74	74	74	74	74	73	73	73	73	bz : bx×過去3年間平均割合	
	アルミ	t/年	155	168	167	161	151	145	147	146	146	145	144	144	144	143	143	143	143	ca : bx×過去3年間平均割合	
	段ボール	t/年	647	755	779	762	732	718	712	742	774	801	831	861	893	920	949	978	1,010	cb : 目標	
	古紙	t/年	1,197	1,191	1,079	1,068	1,023	989	990	1,036	1,084	1,128	1,172	1,219	1,268	1,310	1,356	1,400	1,447	cc : 目標	
	ウエス	t/年	249	254	283	277	258	258	256	255	255	253	252	252	252	250	250	249	249	cd : bx×過去3年間平均割合	
	ペットボトル	t/年	298	307	322	312	318	326	306	305	305	303	302	301	301	299	298	297	297	ce : bx×過去3年間平均割合	
	廃食用油	t/年	0	13	12	12	13	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	cf : bx×過去3年間平均割合	
その他	t/年	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	cg : bx×過去3年間平均割合		
最終処分量	t/年	109	132	101	96	97	95	88	88	86	86	85	83	84	85	84	84	84	83	ch : bw-bx	
不燃ごみ(選別処理)	不燃ごみ(委託選別処理)	t/年	657	757	680	639	603	572	575	573	572	569	566	565	565	562	560	559	559	ci : w	
	返却焼却	t/年	95	111	57	48	40	52	41	41	41	40	40	40	40	40	40	40	40	cj : ci×過去3年間平均割合	
	資源化量	t/年	49	62	54	43	38	45	37	37	37	36	36	36	36	36	36	36	36	ck : cl	
	小型家電	t/年	49	62	54	43	38	45	37	37	37	36	36	36	36	36	36	36	36	cl : ci×過去3年間平均割合	
最終処分量	t/年	327	370	330	293	258	216	224	223	223	221	220	220	220	219	218	217	217	cm : ci×過去3年間平均割合		
資源化量	資源化量	t/年	5,588	5,638	5,456	5,345	5,312	5,002	4,973	5,077	5,205	5,293	5,402	5,509	5,628	5,721	5,823	5,934	6,048	cn : co~cu合計	
	焼却施設からの資源化量	t/年	127	99	91	122	405	217	213	211	208	206	203	201	199	197	196	194	193	co : be	
	粗大ごみ処理施設からの資源化量	t/年	1,273	1,264	1,165	1,129	1,046	1,050	1,045	1,114	1,196	1,261	1,335	1,402	1,472	1,541	1,604	1,678	1,744	cp : bq	
	資源ごみ(委託選別)からの資源化量	t/年	3,229	3,397	3,332	3,279	3,125	3,035	3,035	3,106	3,186	3,247	3,317	3,391	3,472	3,532	3,604	3,674	3,753	cq : bx	
	不燃ごみ(委託選別処理)からの資源化量	t/年	49	62	54	43	38	45	37	37	37	36	36	36	36	36	36	36	36	cr : ck	
	有害ごみ	t/年	32	33	31	27	26	28	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	cs : j	
	拠点回収	t/年	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ct : k	
	集団回収量	t/年	877	783	783	744	671	626	622	588	557	522	490	458	428	395	363	332	302	cu : l	
	リサイクル率	%	19.8	19.7	19.9	19.9	20.7	19.8	20.1	20.7	21.4	22.1	22.8	23.4	24.0	24.7	25.3	25.9	26.5	cv : cn÷t×100	
	最終処分量	最終処分量	t/年	2,686	2,738	2,502	2,408	2,035	2,144	2,001	1,965	1,933	1,893	1,857	1,825	1,805	1,775	1,749	1,723	1,703	cw : cx~da合計
焼却施設からの最終処分量		t/年	2,204	2,179	2,016	1,966	1,627	1,774	1,636	1,598	1,564	1,523	1,485	1,452	1,428	1,395	1,368	1,339	1,317	cx : bi	
粗大ごみ処理施設からの最終処分量		t/年	46	57	55	53	53	59	53	56	60	63	67	70	73	76	79	83	86	cy : bv	
資源ごみ(委託選別)からの最終処分量		t/年	109	132	101	96	97	95	88	88	86	86	85	83	84	85	84	84	83	cz : ch	
最終処分量	t/年	327	370	330	293	258	216	224	223	223	221	220	220	220	219	218	217	217	da : cm		
最終処分率	%	9.5	9.6	9.1	9.0	7.9	8.5	8.1	8.0	8.0	7.9	7.8	7.8	7.7	7.6	7.6	7.5	7.5	db : cw÷t×100		

※令和6年度は、チップ化の途中で発生した残渣(55t)を含む。

資料6 水質汚濁状況

本市では、市内4河川12地点において水質試料を採取し、河川水質調査を実施しています。この調査では、水質汚濁に係る環境基準の項目（生活環境の保全に関する項目（生活項目）及び人の健康の保護に関する項目（健康項目））について分析し、水質濃度及び汚濁負荷量を調査しました。

令和5年度に実施した調査の回数や項目等の概要は、以下のとおりです。

表 6.1 各測定地点の測定回数（令和5年度）（単位：回）

水域	水系(類型指定) 及び雨水幹線	調査地点名	生活項目	健康項目
印旛沼	鹿島川水系 (A類型)	上流 馬渡	4	-
		下流 亀崎	4	-
		支流 1 成山	4	-
		支流 2 吉岡	4	2
	小名木雨水幹線	上流 鹿渡	4	-
		下流 山梨	4	2
	手繰川水系 (C類型)	上流 緑ヶ丘	4	-
		下流 内黒田	4	2
東京湾	勝田川水系 (類型なし)	上流 桜ヶ丘	4	-
		下流 大作岡	4	2
		支流 1 桜ヶ丘	4	-
		支流 2 中志津	4	-

表 6.2 調査項目（令和5年度）

調査項目	調査内容
生活環境項目 (5項目)	pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質質量)、DO(溶存酸素量)、大腸菌群数
その他項目	COD(化学的酸素要求量)、全窒素、全りん、硝酸性窒素、流量
健康項目 (27項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

資料：四街道市環境白書

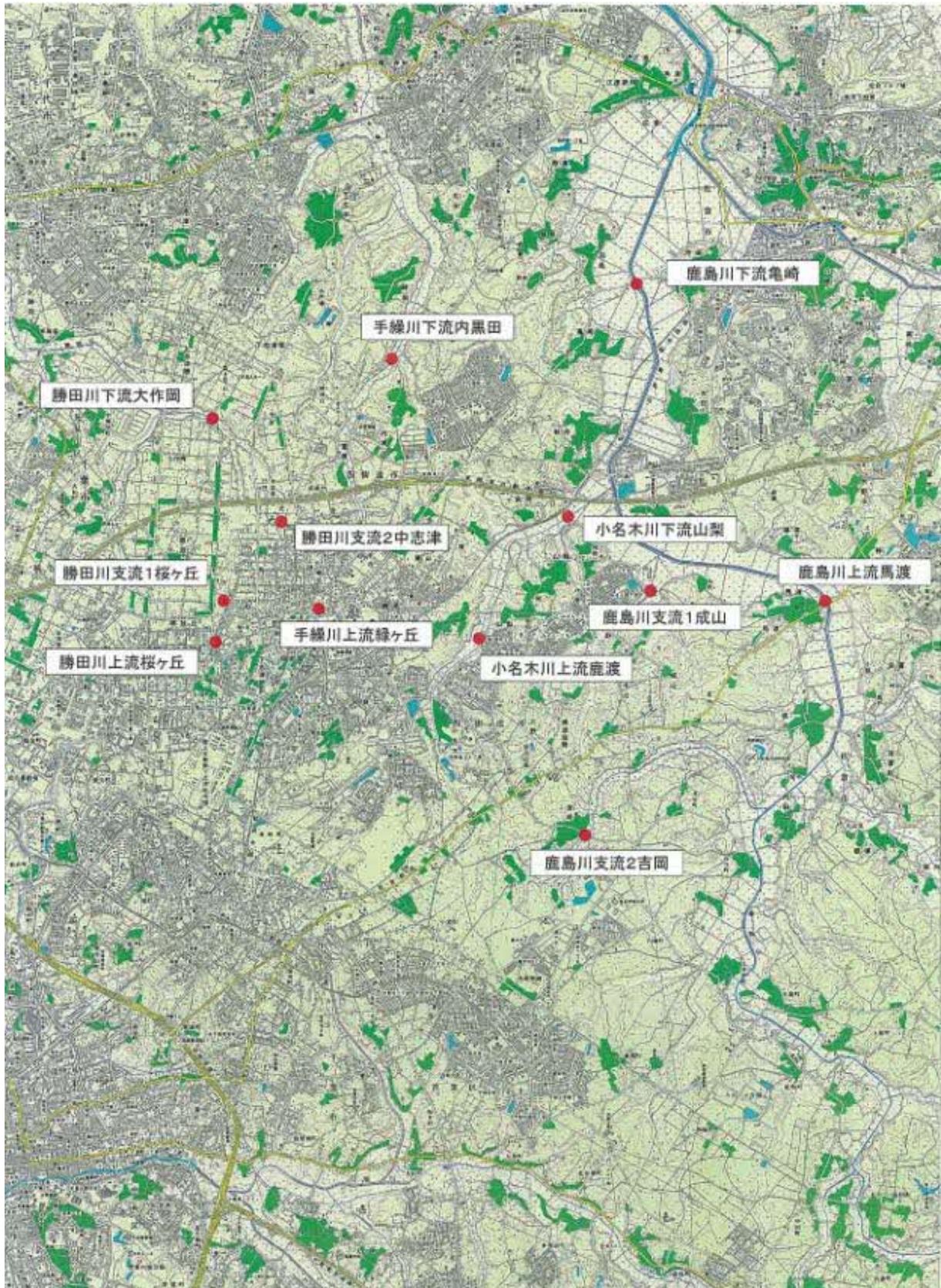


図 6.1 調査地点位置

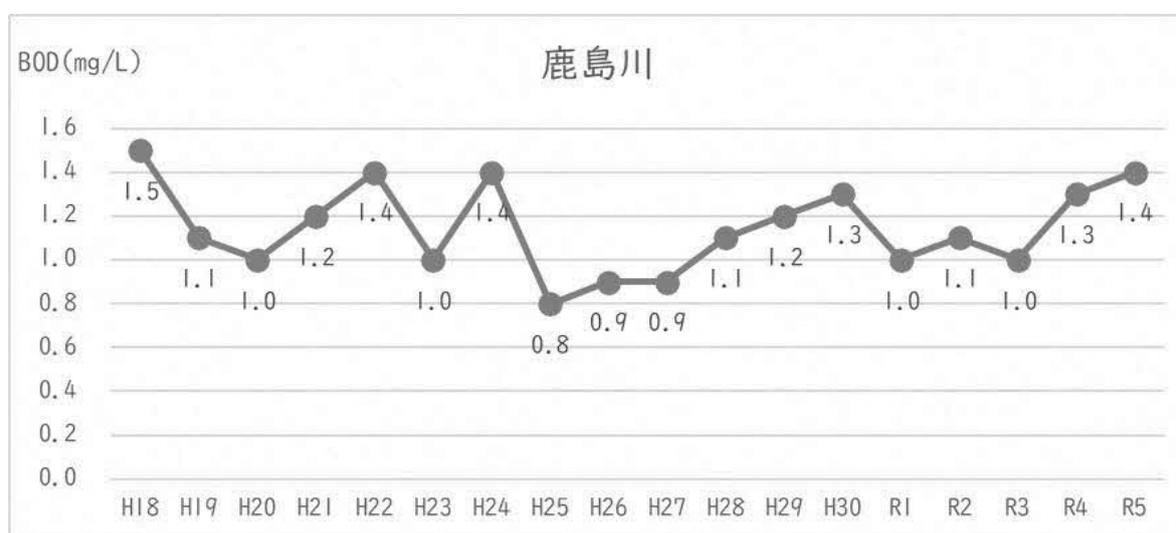
(1) 鹿島川

鹿島川は千葉市緑区土気地区に端を発し、四街道市と佐倉市の境を流下し、西印旛沼に流入しています。千葉市若葉区下泉町から西印旛沼の流入地点までの 18.9km は一級河川に指定されています。鹿島川の大部分が水田地帯を流れており、4 河川のうち最も流量が多く、四街道市付近では川幅 10~20m と広がっています。

また、調査を行なった支流 1 成山、支流 2 吉岡等一部コンクリート 3 面張りとなっており、川幅 1~3 m で流量も少ないです。

平成 18 年度から令和 4 年度までの鹿島川における BOD 年間平均値の推移は図 6.2 で示すとおりです。

平成 18 年度から令和 5 年度までは増減を繰り返し推移しており、令和 5 年度は 1.4mg/L となっています。



資料：四街道市統計データ(令和 6 年版)

図 6.2 BOD 年間平均値の経年変化(鹿島川)

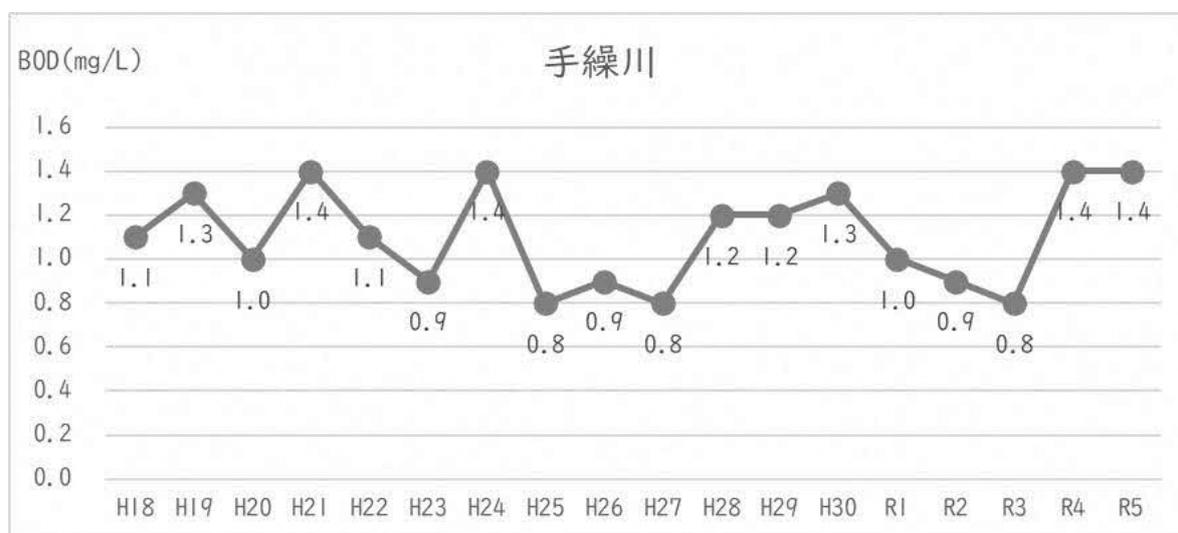
(2) 手繰川

手繰川は四街道市市街地に端を発し、鹿島川同様に西印旛沼に流入しています。

上流はコンクリート3面張りで市街地を流れる排水路となっており、流量は少ないです。下流は水田地帯を流下し、自然護岸となっています。

平成18年度から令和4年度までの手繰川におけるBOD年間平均値の推移は図6.3で示すとおりです。

平成30年度から令和3年度までは減少傾向に推移していましたが令和4年度で増加しています。令和5年度は1.4mg/Lとなっています。



資料：四街道市統計データ(令和6年版)

図 6.3 BOD 年間平均値の経年変化(手繰川)

(3) 小名木雨水幹線

小名木雨水幹線は鹿島川の流入河川の1つであり、四街道市物井で鹿島川に流入しています。四街道市と千葉市若葉区若松町の境界付近に端を発し、上流は水田の排水路として利用されています。下流と流入水路はコンクリート3面張りとなっており、川底は1年を通して多量の川藻が繁殖しています。

平成18年度から令和4年度までの小名木雨水幹線におけるBOD年間平均値の推移は図6.4で示すとおりです。

増減を繰り返して推移していますが令和2年度までは減少し、それ以降は増加しています。令和5年度では、2.0mg/Lとなっています。



資料：四街道市統計データ(令和6年版)

図6.4 BOD年間平均値の経年変化(小名木雨水幹線)

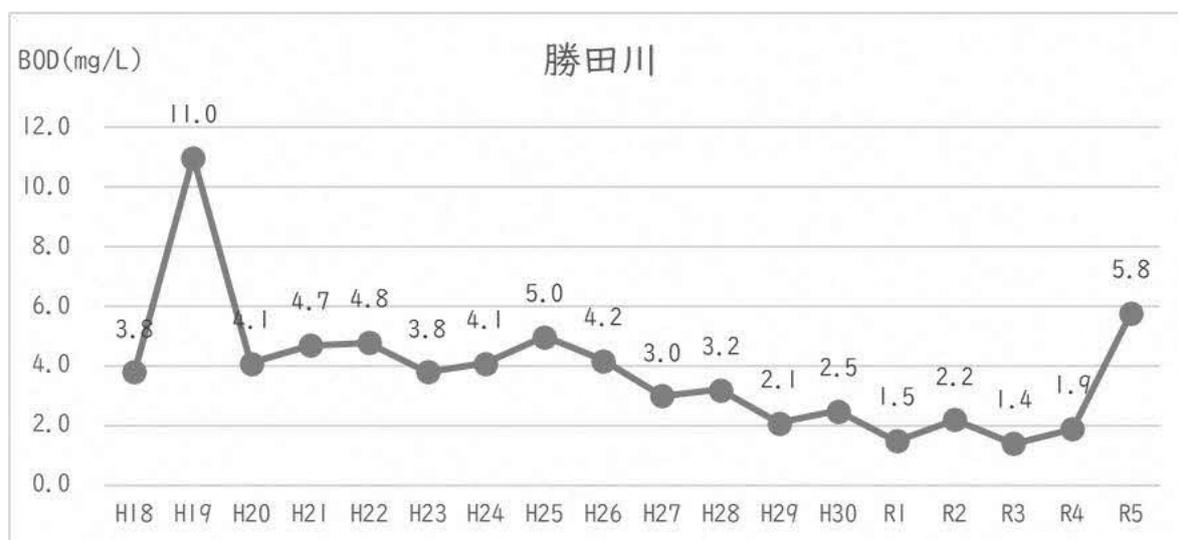
(4) 勝田川

勝田川は四街道市と千葉市若葉区、千葉市稲毛区の境界付近に端を発し、花見川に流入した後、東京湾へ流入しています。四街道市域では上流から下流までコンクリート3面張りの約3m幅の水路となっています。上流では住宅地域内を下流し、生活雑排水の排水路として利用されており、川底にはヘドロが堆積しています。下流は水田地帯を流下し、途中に数箇所の水門が設置されています。

平成18年度から令和4年度までの勝田川におけるBOD年間平均値の推移は図6.5で示すとおりです。

平成21年度から平成23年度までは減少傾向に推移していましたが、平成24、25年度で増加しています。平成25年度以降は概ね減少傾向にありましたが令和5年度で大幅に増加し、令和5年度は5.8mg/Lとなっています。

本市における水質調査4河川のうちBOD値が高い傾向にあります。



資料：四街道市統計データ(令和6年版)

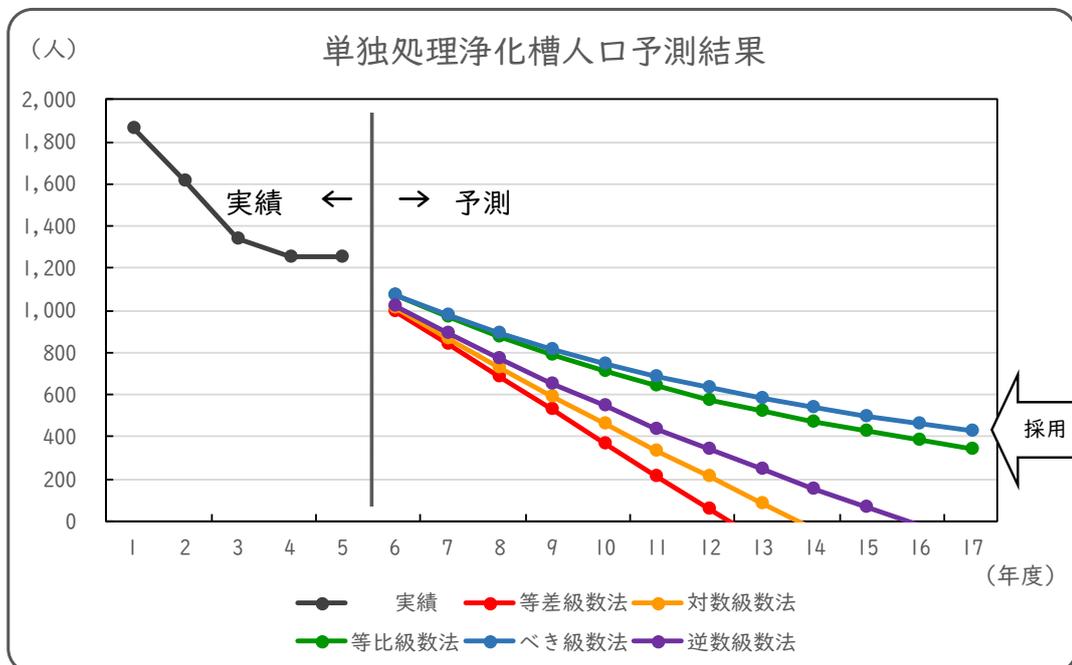
図6.5 BOD年間平均値の経年変化(勝田川)

資料7 生活排水処理の現状及び予測

1) 単独処理浄化槽人口推計結果

単位：人

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	1,862	6	998	1,011	1,077	1,073	1,024
2	1,618	7	842	869	971	977	895
3	1,340	8	685	730	876	892	773
4	1,259	9	529	596	791	816	657
5	1,259	10	372	464	713	748	546
		11	216	336	643	687	442
		12	59	211	580	633	342
		13	-97	89	524	584	246
		14	-254	-31	472	540	156
		15	-410	-147	426	500	69
		16	-567	-261	384	463	-14
		17	-723	-373	347	431	-94
		式	$y=ax+b$	$y=a*\ln(x)+b$	$y=(e^{ax})*b$	$y=(x^a)*b$	$y=(a/x)+b$
		a=	-156.5	-5191.553	-0.103	-3.426	171915.987
		b=	6632.1	19615.13	43899.86	230489427.9	-3751.57
		r=	-0.933	-0.939	-0.941	-0.946	0.945
		r^2=	0.87	0.881	0.885	0.895	0.892
		採否				採用	



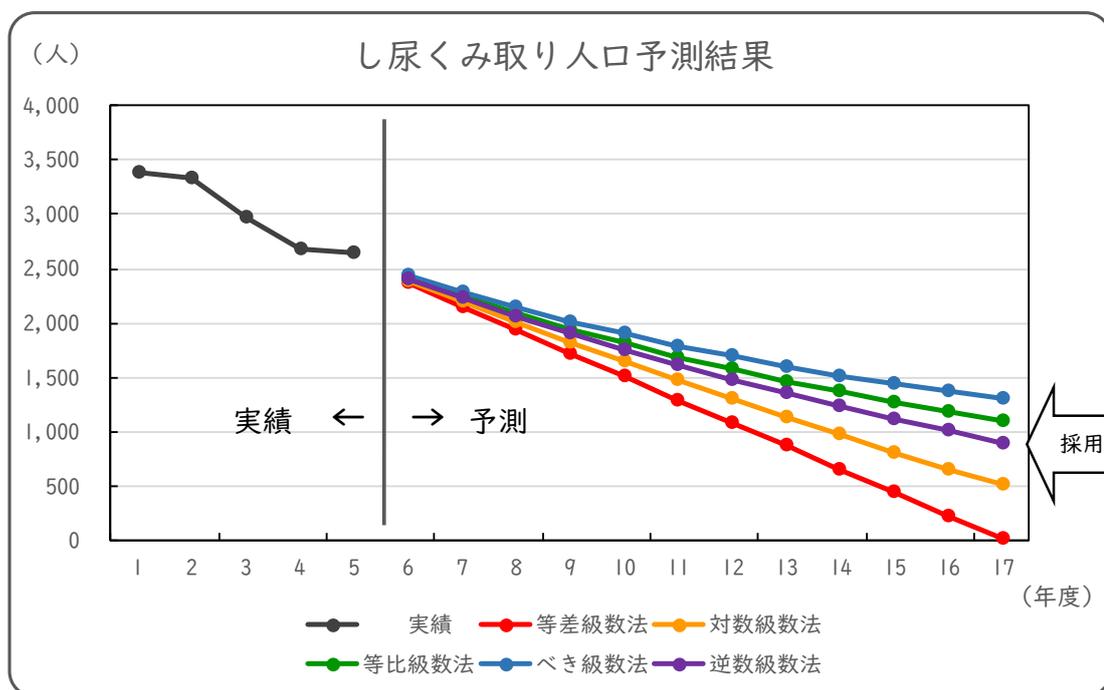
【推計理由】

等差級数法、対数級数法、逆数級数法は令和17年度において0人を下回るため、除外した。等比級数法、べき級数法のうち相関性の高いべき級数法を採用した。

2) し尿くみ取り人口推計結果

単位：人

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	3,393	6	2,364	2,385	2,414	2,433	2,406
2	3,330	7	2,151	2,192	2,248	2,282	2,232
3	2,966	8	1,938	2,005	2,094	2,143	2,067
4	2,674	9	1,724	1,822	1,951	2,017	1,911
5	2,655	10	1,511	1,644	1,817	1,901	1,762
		11	1,298	1,470	1,692	1,794	1,621
		12	1,085	1,301	1,576	1,696	1,487
		13	872	1,135	1,468	1,605	1,358
		14	658	974	1,368	1,521	1,236
		15	445	816	1,274	1,443	1,119
		16	232	661	1,187	1,370	1,007
		17	19	510	1,105	1,303	900
式			$y=ax+b$	$y=a*LN(x)+b$	$y=(e^{ax})*b$	$y=(x^a)*b$	$y=(a/x)+b$
a=			-213.2	-7033.306	-0.071	-2.341	231608.944
b=			10039.2	27589.14	31098.97	10700021.43	-4027.78
r=			-0.963	-0.964	-0.964	-0.964	0.965
r^2=			0.928	0.93	0.929	0.93	0.931
採否							採用



【推計理由】

相関性の最も高い逆数級数法を採用した。

3) 生活排水処理量の現状及び予測

本市の目標の設定方法は次のとおりとします。

①公共下水道接続人口

公共下水道処理率は令和元年度から令和5年度にかけて0.4%増加しています。今後も1年で0.1%ずつ公共下水道処理率が増加するものと仮定し、計画処理区域内人口に公共下水道処理率を乗じた人口とします。

②合併処理浄化槽人口

合併処理浄化槽人口は、下水道区域接続可能区域での公共下水道への接続、またそれ以外の区域での汲み取り人口、単独処理浄化槽人口の切り替え等により推計されます。

本計画では、合併処理浄化槽人口は、行政区域内人口から上記公共下水道への接続人口と、次に述べる単独処理浄化槽の予測人口、し尿汲み取りの予測人口を差し引いて求めた人口とします。

③単独処理浄化槽人口

過去の減少傾向から、計画期間内の0人達成は困難と考えられるため、これまでの減少傾向が将来においても続くと仮定し、令和元年度から令和5年度までの人口を推計式にあてはめ、最も相関性の高い推計結果を単独処理浄化槽人口とします。

④し尿汲み取り人口

過去の減少傾向から、計画期間内の0人達成は困難と考えられるため、これまでの減少傾向が将来においても続くと仮定し、令和元年度から令和5年度までの人口を推計式にあてはめ、最も相関性の高い推計結果をし尿汲み取り人口とします。

⑤し尿・浄化槽汚泥量

し尿収集量、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から排出される汚泥量は、令和3年度から令和5年度までの実績平均の原単位を用いて推計します。

以上の考え方で令和12年度及び令和17年度の生活排水処理率はそれぞれ97.7%、98.6%と見込まれます。予測数値を次に示します。

	単位	実績						将来予測										
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
計画処理区域内人口	人	94,845	95,149	95,691	96,161	96,390	0	95,668	95,315	94,962	94,608	94,255	94,000	93,746	93,491	93,237	92,982	92,728
水洗化・生活雑排水処理人口	人	89,590	90,201	91,385	92,228	92,476	0	92,189	92,106	92,003	91,881	91,886	91,880	91,804	91,715	91,618	91,512	91,397
公共下水道人口	人	79,282	79,567	80,579	80,951	80,997		80,552	80,351	80,148	79,944	79,740	79,618	79,497	79,374	79,251	79,128	79,004
コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	人	10,308	10,634	10,806	11,277	11,479		11,637	11,755	11,855	11,937	12,146	12,262	12,307	12,341	12,367	12,384	12,393
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	1,862	1,618	1,340	1,259	1,259		1,073	977	892	816	748	633	584	540	500	463	431
非水洗化人口	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	0	2,406	2,232	2,067	1,911	1,621	1,487	1,358	1,236	1,119	1,007	900
し尿汲み取り人口	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655		2,406	2,232	2,067	1,911	1,621	1,487	1,358	1,236	1,119	1,007	900
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化率	%	96.4	96.5	96.9	97.2	97.2	#DIV/0!	97.5	97.7	97.8	98.00	98.3	98.4	98.6	98.7	98.8	98.90	99
非水洗化率	%	3.6	3.5	3.1	2.8	2.8	#DIV/0!	2.5	2.3	2.2	2.0	1.7	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0
公共下水道処理率	%	83.6	83.6	84.2	84.2	84.0	#DIV/0!	84.2	84.3	84.4	84.5	84.6	84.7	84.8	84.9	85.0	85.1	85.2
浄化槽普及率	%	12.8	12.9	12.7	13.0	13.2	#DIV/0!	13.3	13.4	13.4	13.5	13.7	13.7	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8
うち合併処理	%	10.9	11.2	11.3	11.7	11.9	#DIV/0!	12.2	12.3	12.5	12.6	12.9	13	13.1	13.2	13.3	13.3	13.4
生活排水処理率	%	94.5	94.8	95.5	95.9	95.9	#DIV/0!	96.4	96.6	96.9	97.1	97.5	97.7	97.9	98.1	98.3	98.4	98.6
し尿・浄化槽収集人口	人	15,563	15,582	15,112	15,210	15,393	0	15,116	14,964	14,814	14,664	14,515	14,382	14,249	14,117	13,986	13,854	13,724
し尿	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	0	2,406	2,232	2,067	1,911	1,621	1,487	1,358	1,236	1,119	1,007	900
浄化槽	人	12,170	12,252	12,146	12,536	12,738	0	12,710	12,732	12,747	12,753	12,894	12,895	12,891	12,881	12,867	12,847	12,824
単独処理浄化槽汚泥	人	1,862	1,618	1,340	1,259	1,259	0	1,073	977	892	816	748	633	584	540	500	463	431
合併処理浄化槽汚泥	人	10,308	10,634	10,806	11,277	11,479	0	11,637	11,755	11,855	11,937	12,146	12,262	12,307	12,341	12,367	12,384	12,393
し尿・浄化槽汚泥発生量	kL/年	6,062	6,213	6,606	6,282	6,253	0	6,329	6,271	6,234	6,161	6,136	6,074	6,045	5,983	5,939	5,896	5,868
し尿収集量	kL/年	718	772	651	631	613		553	513	477	439	373	342	313	284	257	232	208
浄化槽汚泥量	kL/年	5,344	5,441	5,955	5,651	5,640	0	5,776	5,758	5,757	5,722	5,763	5,732	5,732	5,699	5,682	5,664	5,660
単独処理浄化槽汚泥	kL/年	1,197	1,056	921	906	925		764	695	637	581	532	451	417	384	356	330	308
合併処理浄化槽汚泥	kL/年	4,147	4,385	5,034	4,745	4,715		5,012	5,063	5,120	5,141	5,231	5,281	5,315	5,315	5,326	5,334	5,352
し尿・浄化槽汚泥日発生量	kL/日	16.6	17.0	18.1	17.2	17.1	0.0	17.3	17.2	17.0	16.9	16.8	16.6	16.5	16.4	16.3	16.2	16.0
し尿収集量	kL/日	2.0	2.1	1.8	1.7	1.7	0.0	1.5	1.4	1.3	1.2	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6
浄化槽汚泥量	kL/日	14.6	14.9	16.3	15.5	15.4	0.0	15.8	15.8	15.7	15.7	15.8	15.7	15.7	15.6	15.6	15.5	15.5
単独処理浄化槽汚泥	kL/日	3.3	2.9	2.5	2.5	2.5	0.0	2.1	1.9	1.7	1.6	1.5	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8
合併処理浄化槽汚泥	kL/日	11.3	12.0	13.8	13.0	12.9	0.0	13.7	13.9	14.0	14.1	14.3	14.5	14.5	14.6	14.6	14.6	14.6
し尿・浄化槽汚泥排出原単位	L/人・日	1.06	1.09	1.20	1.13	1.11	#DIV/0!	1.15	1.15	1.15	1.15	1.16	1.16	1.16	1.16	1.16	1.17	1.17
し尿収集量	L/人・日	0.58	0.64	0.60	0.65	0.63	#DIV/0!	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63
浄化槽汚泥量	L/人・日	1.20	1.22	1.34	1.24	1.21	#DIV/0!	1.25	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21
単独処理浄化槽汚泥	L/人・日	1.76	1.79	1.88	1.97	2.01	#DIV/0!	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95
合併処理浄化槽汚泥	L/人・日	1.10	1.13	1.28	1.15	1.12	#DIV/0!	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18	1.18
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366

用語集

あ行

一般廃棄物

廃棄物処理法においては産業廃棄物（後述）以外の廃棄物と定義されています。「一般廃棄物」は、一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系一般廃棄物」と、商店、オフィス、飲食店等の事業活動によって生じた紙ごみ、生ごみ等の「事業系一般廃棄物」に分類されます。また、汲取り便槽から収集される「し尿」、「浄化槽や農業集落排水処理施設において発生する汚泥」等が対象になります。

か行

合併処理浄化槽

便所と連結してし尿及びこれと併せて生活雑排水を処理し、下水道以外に放流するための設備又は施設です。

環境基本法

平成5年（1993年）に制定された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示す法律です。基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つが定められており、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしています。

感染性廃棄物

感染性病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物をいいます。

許可業者

市から許可を得てごみの収集運搬が行える業者です。

下水道

家庭、工場などの排水や雨水を処理し排除する施設の総称です。

減量化

ごみの量を減らすことです。3Rの推進等により発生量・排出量を減らすことをいいます。

ごみ質

可燃ごみの三成分（水分、灰分、可燃分）比率、構成品目である紙・布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類等の構成比率及び発熱量等で表されるごみの性質のことです。

ごみ処理経費

「ごみ処理経費」は、毎日のごみの収集、焼却やリサイクル、埋立てなどの処理費とは、収集運搬費、中間処理費及び最終処分費を合わせた「処理費」、焼却炉などのごみ処理施設の建設や大規模修繕のための「建設改良費」、「その他の経費」の3つに分けられます。

さ行

最終処分

再使用や再資源化できないごみや、中間処理後の残さなどを埋立処分すること。埋立処分を行う施設を最終処分場といいます。

最終処分率

最終処分量をごみ総排出量で除した値のことで、ごみ総排出量のうち最終処分された割合を指します。

$$\text{最終処分率} = \text{ごみ総排出量} \div \text{最終処分量} \times 100$$

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び同法施行令により 20 種類が指定されています。指定された 20 種類は、①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動物性残さ ⑪動物性固形不要物 ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮鉱さい ⑯がれき類 ⑰動物のふん尿 ⑱動物の死体 ⑲ばいじん ⑳上記 19 種類の産業廃棄物を処分するために処理したものです。

3010 運動

宴会や会食時に、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き 10 分前には席に戻って残りの料理を楽しむことで、食べ残しを減らし、食品ロスを削減する取組です。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じた資源化可能な古紙類や食品残さ、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

集団回収

自治会、PTA、子供会等の団体が、古紙やアルミ缶、びん類等の資源物を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のことをいいます。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄社会に変わるものとして、資源やエネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制すること、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用すること、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針等を定めています。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

食品ロス削減推進法

令和元年10月1日に施行された、「食品ロスの削減の推進に関する法律」のことであり、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律です。

3R

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語です。①廃棄物の発生抑制 (Reduce:リデュース)、②資源や製品の再使用 (Reuse:リユース)、③再生利用 (Recycle:リサイクル) の順で、リサイクルよりもリデュースを優先します。3Rに、不要なものをもらわない・買わない (Refuse:リフューズ)、修理して使う (Repair:リペア) を加えて4Rや5Rと呼ぶこともあります。

生活系ごみ

一般家庭の日常生活に伴って発生する廃棄物を生活系ごみ (生活系一般廃棄物) といいます。

生活雑排水

日常生活によって排出される汚水のうち、し尿と水洗便所からの排水以外のものです。

生活排水

日常生活によって、台所・便所・浴室などから河川等の公共用水域あるいは下水道に排出される汚水のことです。

生活排水処理率

計画処理区域内人口に対する生活排水処理人口（下水道人口、農業集落排水人口、合併処理浄化槽人口の合計）の割合です。

た行

脱炭素社会

二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする社会のことです。二酸化炭素の排出量を減らすだけでなく、どうしても排出せざるを得ない二酸化炭素を回収・貯留するなどして、排出量と吸収量のバランスをゼロにする状態を目指す社会のことです。

ごみ処理においても、ごみ焼却時の温室効果ガスの発生だけでなく、焼却にも、ごみ処分場への運搬にも多くのエネルギーが使われており、深く関係のある課題です。

単独処理浄化槽

便所からの排水のみを処理する浄化槽です。生活雑排水を処理しないため、公共用水域の水質汚濁の原因となっています。

中間処理

収集したごみをリサイクルや埋立処分するために行う処理を指します。可燃ごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立てた後も環境に悪影響を与えないように処理すること、さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再利用できるものを選別・回収する機能もあります。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物の中でも、人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれがあるため、特別の基準で管理・処理する必要がある廃棄物のことです。具体的には、感染性一般廃棄物（感染性病原体を含むもの）や、ダイオキシン特措法で指定された施設から排出されるばいじん・燃え殻・汚泥などが該当します。

特別管理産業廃棄物

廃棄物処理法で定められた「爆発性、毒性、感染性など、人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのある性状を有する廃棄物」のことです。通常の産業廃棄物よりも厳しい管理基準が設けられており、排出事業者には厳格な義務が課されています。

な行

生ごみ処理容器

自然界の微生物を利用して生ごみ等を発酵分解し、ごみの容量を減少させ、堆肥化することを目的として製造された物をいいます。

は行

廃棄物

廃棄物処理法において廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他汚物又は不要物であり、固形状又は液状のものをいいます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制等を内容とします。

排出抑制

不用となったものを再使用や再生利用するなど、ごみとして排出される量を減らすことを指します。

1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）

原単位とも言い、以下の計算によって算出されます。

$$\text{ごみ発生量（t/年）} \div \text{総人口（人）} \div \text{年間日数（日）} \times 1,000,000$$

不法投棄

家庭や会社等から排出される廃棄物を山林や河川敷等の処理場として定められた場所以外に廃棄することをいいます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められており、法律に違反した場合の罰則も定められています。

プラスチック資源循環促進法

令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」のことであり、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律です。

ま行

マイバッグ運動

買い物袋を持って行き、レジ袋を使わないようにすることをいいます。レジ袋を有料にしたり、レジ袋を使わなかった時にスタンプを押して、スタンプが溜まったら商品券と引き換えるなど、マイバッグ運動を支援する取組を展開する店舗も増えています。

や行

四街道市災害廃棄物処理計画

非常災害発生時において、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行い、市民の生活環境や衛生面での安全・安心を確保することを目的として、平成29年9月策定しました。

また、東日本大震災及び近年全国各地で発生した大雨、竜巻、台風等への対応から得た経験や知見を踏まえた、災害廃棄物処理指針(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき、四街道市地域防災計画との整合を図っています。

四街道市地球温暖化防止実行計画

四街道市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定により、市域から排出される温室効果ガスを抑制するとともに、進行しつつある地球温暖化へ対応するために、市民、事業者、市等の各主体が総合的かつ計画的に取り組むことを目的として、地球温暖化防止実行計画(区域施策編)を令和5年3月に策定しています。

また、市役所も1つの事業所であり消費者でもあるという立場から、市が行う事務及び事業によって排出される温室効果ガスの抑制等に取り組むために地球温暖化防止実行計画(事務事業編)を令和4年8月に改訂しています。

ら行

リサイクル

ごみを原材料として再利用することです。大きく原材料として再利用するマテリアルリサイクル(再生利用・再資源化)と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル(熱回収)の2種類があります。

リサイクル率

資源化量を総排出量で除した値のことで、総排出量のうち再生利用された割合を指します。

総資源化量 ÷ ごみ総排出量 × 100

リデュース

ごみの発生自体を抑制することをいいます。事業者は、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められます。消費者は、使い捨て製品や不要な物を購入しない、過剰包装の拒否、よい品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般に渡る取組が必要です。

リフューズ

要らないものやごみになるものを買わない、もらわないようにすることで、ごみを増やさないための取り組みです。具体的には、マイバッグを持ち歩いてレジ袋を使わないようにしたり、使い捨ての箸ではなくマイ箸を使うなど、ごみになるものをそもそも買わないように心がけることです。

リユース

使用済みとなった製品の中でもう一度使えるものはごみとして廃棄せずそのまま再利用することをいいます。具体的には、①ユーザーから回収された使用済み機器をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

四街道市一般廃棄物処理基本計画（令和8年度～令和17年度）

基本方針・基本理念 事務局（案）

【ごみ処理基本計画】

循環型社会形成推進に向けて ～みんなで取り組む4R～

【食品ロス削減推進計画】

食品ロス0を目指して ～合言葉は「MOTTAINAI」～

【生活排水処理基本計画】

水環境の保全に向けて ～みんなで取り組む生活排水処理率100%～

【基本方針5】

適正処理の推進